

平成26年第2回（3月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質 問 者	質 問 事 項	頁
1	3	根橋 俊夫	1. 降雪災害への対応について 2. 町づくり計画の推進について 3. ごみ処理基本計画に基づくごみ減量化対策及び中間処理施設について	2
2	13	宮下 敏夫	1. 豪雪対策について 2. 中学校における部活動（朝練）の今後のあり方について 3. 健康寿命延伸及び医療費抑制への取り組みについて 4. 辰野町の公共下水道施設の更新、耐震化について	18
3	7	熊谷 久司	1. 辰野病院の経営改善見通しについて 2. 都市計画道路の見直しについて 3. 子育て支援について	31
4	10	船木 善司	1. 国の新たな農業・農村政策としての4つの改革について 2. 通学区特例校に対する取組について	42
5	9	堀内 武男	1. 辰野町防災における消防団の役割と体制について 2. 学校教育施策について 3. 地籍調査の推進状況と今後の計画について	54
6	4	三堀 善業	1. 辰野町の水源（上水道）について	69
7	5	岩田 清	1. 旧辰野病院解体後の跡地と福寿苑建物の再利用法について 2. コンパクトタウン構想による住民自治条例の制定を提言する 3. 教育改革について	81

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質 問 者	質 問 事 項	頁
8	1	宇治 徳庚	1. 危機管理の取り組みに対する現状認識と課題対応について	97
9	2	成瀬恵津子	1. 消防団の処遇改善について 2. 地域包括ケアシステムの構築について 3. 26年度新事業について	107
10	12	垣内 彰	1. 2014年2月豪雪について 2. 荒神山施設整備について 3. 観光イベント補助金について 4. 庁舎耐震化・改修について	120
11	11	中谷 道文	1. 産業振興のための新しい取り組みについて 2. 荒神山公園の整備と取り組みについて 3. 道路問題の取り組みについて	134
12	8	永原 良子	1. 福寿苑閉苑後の施設の活用について 2. 消防団、奉仕団の活動見直しについて 3. 町が管理する橋梁等の保全計画について	146

平成26年第2回辰野町議会定例会議録(7日目)

- 1. 開会場所 辰野町議事堂
- 2. 開催日時 平成26年3月10日 午前10時
- 3. 議員総数 14名
- 4. 出席議員数 14名

1番	宇治徳庚	2番	成瀬恵津子
3番	根橋俊夫	4番	三堀善業
5番	岩田清	6番	矢ヶ崎紀男
7番	熊谷久司	8番	永原良子
9番	堀内武男	10番	船木善司
11番	中谷道文	12番	垣内彰
13番	宮下敏夫	14番	篠平良平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島範久	副町長	武居保男
教育長	古村仁士	代表監査委員	三澤基孝
総務課長	中村良治	まちづくり政策課長	山田勝己
住民税務課長	向山光	保健福祉課長	一ノ瀬元広
産業振興課長	飯澤誠	建設水道課長	漆戸芳樹
水処理センター所長	一ノ瀬保弘	会計管理者	宮原修二
教育次長	百瀬辰夫	辰野病院事務長	赤羽博
福寿円事務長	宮原正尚	消防署長	林国久
社会福祉協議会事務長	守屋英彦	両小野国保診療所事務長	河手潤子

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武井庄治
議会事務局庶務係長	赤羽裕治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第2番	成瀬恵津子
議席 第3番	根橋俊夫

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。傍聴の皆さんには早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第2回定例会第7日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。5日、正午までに通告がありました一般質問通告者12人全員に対し質問を許可いたします。質問答弁を含めて、一人50分以内として進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席3番	根橋 俊夫	議員
質問順位	2番	議席13番	宮下 敏夫	議員
質問順位	3番	議席7番	熊谷 久司	議員
質問順位	4番	議席10番	船木 善司	議員
質問順位	5番	議席9番	堀内 武男	議員
質問順位	6番	議席4番	三堀 善業	議員
質問順位	7番	議席5番	岩田 清	議員
質問順位	8番	議席1番	宇治 徳庚	議員
質問順位	9番	議席2番	成瀬 恵津子	議員
質問順位	10番	議席12番	垣内 彰	議員
質問順位	11番	議席11番	中谷 道文	議員
質問順位	12番	議席8番	永原 良子	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席3番、根橋俊夫議員。

【質問順位1番、議席3番、根橋 俊夫 議員】

○根橋（3番）

それでは通告に従いまして3点にわたりまして質問をしてみたいと思います。最初に降雪災害の対応ということで3点ほど質問したいと思います。今日は既に3月10日ですが今朝の気温マイナス5.5度。また新雪が5、6センチという厳寒の朝を迎えております。30年に1度と言われるこの2月の2度に及ぶ豪雪により全国的には20人を超え

る死者やパイプハウスの倒壊など農業を中心に甚大な被害が発生をしました。県内でも農業を中心に深刻な被害が発生するとともに、高速道路、国道18号、20号などの幹線道路が長時間通行止めとなったことから住民生活や物流に計り知れない影響が及びました。被害に遭われた皆さんには心からお見舞いを申し上げたいと思います。近年この台風を含む低気圧が大型化、強力化しており、昨年夏には全国的に豪雨災害が多発しました。同時に冬から春にかけて大陸の寒気が日本付近に南下しやすくなってきており、昨年も2月から4月にかけての大雪や5月半ばまでの異常低温など、あまり経験したことの無い災害に見舞われており、昨年5月の農作物の凍霜害は記憶に新しいところであります。これらの根本原因については、南太平洋における海水温の上昇によって低気圧へのエネルギー供給量が増大していることと、北極海の水温の上昇をもたらすいわゆる北極振動と呼ばれる偏西風の蛇行によるものと言われており、このような現象は地球温暖化によってもたらされているという説が有力であります。したがって今までの豪雨、豪雪対策を抜本的に見直していくことが必要と言われており、地球温暖化防止への取り組みと合わせて正に喫緊の課題となってきております。こうした背景から春型の気圧配置に移行する2月中旬以降、日本列島の南岸を低気圧が発達しながら通過する際に、たまたま寒気が居座ったり南下した場合、関東甲信地方を中心にかつてない大雪が降ると言われております。このような傾向がここ数年顕著になってきていることから私は昨年3月と9月の議会における一般質問で、この降雪対策の充実を求めてまいりました。今回町は事前の除雪対策会議で町が除雪する距離を以前より5キロメートル延長するなどの対策も取り、結果として一部排雪が遅いなどの課題は残っておりますけれども全体としては、以前よりは早く除雪ができたとの評価を得ているということは喜ばしいことかと思えます。問題は国道153号線の除雪であります。国道153号線の除雪は伊那建設事務所が担当している所ですけれども今回2月14日から16日の降雪に関して、17日の月曜日この早朝の時点では、小野駅を境にこの北と南では除雪状況に著しい格差がありました。即ち、小野駅から善知峠を經由してみどり湖入り口までは道路上にほとんど雪がないくらいに除雪をされておりましたけれども、辰野側は数センチの圧雪状態であり、そのことがその後の道路状況を悪化させ、沿線の高齢者や女性から「このような道路状態では怖くて車が運転できない」「病院にも行けない」というようなことの声が多数寄せられました。また高速道路の通行止めにより以前より少なくなったとはいえ、依然として相当数の大型トラック等が北上したために上島の「かたくりの里」付近や雨沢などでスリップして

立ち往生をし、それが渋滞を引き起こしておりました。このような事態を改善するには県が除雪体制を抜本的に見直して、上伊那北部は豪雪が降る所だと、そういう前提での対策を取るということを強力に県知事に求めていく必要があると私は考えております。知事は今回の豪雪を受けて県の対応を検証するということを表明されておりますので、以下の5点について、県に対してその実現を強く要望するなど、この県との連携を強化していくべきと考えますけれども、町長の考えをお聞きしたいと思います。まず1番目としましては、この伊那建設事務所の対応窓口を早く立ち上げてこの24時間体制をするなど市町村、道路公団等との連携を強めること。また松本建設事務所等との連携を密にし、この国道153号については全線の同時開通に県が責任を持つということ。2番目は必要な場合には大型車の北上を早めに規制をし国道20号線経由とする迂回ルートを徹底すること。3番目としては県として除雪機械を上伊那北部に配置をして運用すること。4番目としては、道路状況について携帯電話や市町村のシステムを活用して早期に町民やドライバーに情報伝達をしていくこと。以上、この4項目を中心にこの県のですね国道に対する153に対する抜本的な除雪対策の強化について伺いました。町長の考えをお伺いします。

○町長

どうも、皆さんおはようございます。久々って言うんですか、もう雪はいらないってような状況でまた雪降りましたけれども、大禍なく過ごしていければ良いな、こんなふうに思っています。質問順位1番の根橋議員にお答えをしてみたいと思います。この度の2度に、2週連続の大雪に対しまして除雪業者さん初め、各区の皆様方、またそれぞれ関係する皆さん方に献身的なご努力をいただきました。昼夜にわたる除雪対応をしていただき大変ありがたいな、こんなふうに思っています。今、町議さんからいろいろなご提案含めてご要望いただいたわけでありまして。建設事務所間の連携でありますけれども、辰野町は南は箕輪ですので同じ伊那建設事務所、北は塩尻市ですので松本建設事務所に接しておりまして、降雨時や降雪時等の異常気象時には伊那建設事務所、また松本建設事務所と連絡を取り合いながら情報を共有化して対処していただいております。必要な情報につきましては、伊那建設事務所より関係市町村、除雪業者に直接って言うんですか提供があり、降雪時は除雪や交通規制の連絡を取っております。今回も塩尻市内の153号線で除雪のために全面通行止めを実施した2月17日、21時から翌朝6時に合わせて辰野町内の153号線の拡幅除雪や排雪除雪を行っていただいたところであり

ます。いろいろそれぞれの連絡等、密にできるだけっていうようなこともあるわけでありましてけれども直接的な管理は県でありますので、こちらの方が情報を提供をしてそれに対して掻いていただくとか。早めにこういうことが起きているんだってというお話をしながらそれに対処させていただいている状況であります。また、交通規制の関係は高速道路とまた下とまた違うわけでありましてけれども、高速の警察隊ですとか、また下では県警がそれを行うわけでありましてけれども、辰野交番は夜間だとかそういったところ電話は本署の方へ行ってしまいますので、なかなか対応等もあらかじめそういった連絡がある中で対応できると早めに対応ができるわけでありましてけれども、なかなかそういったところにかみ合わない部分もありますけれども、今回は早めにそういったことも連絡を取り合いながら、間に合わない所は町の職員が出かけて行って交通整理をしたりですとか、迂回路を指示したりとかそういったことが一部できましたので、そういった面では対策が取れたかなとこんなふうに思います。それぞれの対応につきましてはまた総務課長、建設課長の方から申し上げますのでよろしくお願ひしたいと申します。以上です。

○建設水道課長

それでは私の方から細部にわたりましてご説明させていただきます。先ほど申しました、伊那建の体制でございますが気象庁の発表に基づきましてその状況によりまして伊那建設事務所では県も松本建設事務所も同じなんですが、各事務所ともに24時間体制で対応を行っております。今回につきまして先ほど町長の方からお話ありましたように松本建設事務所と伊那建設事務所の連絡間によりまして通行止めの日を何日もやるのではなく、27日の21時から翌朝6時という形の中において、これにつきましては塩尻において153号線の通行止め、大型車によります渋滞、また18号の通行止め等によりまして迂回をするような形の中において、除雪作業をしなければいけないということでそれに合わせまして町内、小野地区、宮所地区の除雪を、拡幅除雪、また排雪除雪を行わせていただきました。こういう形において横の連絡を取りながら事務所各間の事務所の連絡を取りながら進めているところでございます。高速道路から降りる大型車の車両でございます。これにつきましてはやはりチェーンを履いていないとかスタッドレスタイヤを履いていないという、そういう車によりまして車が滑りまた横滑り等してそれが元で渋滞という形になっております。やはりそういう事柄についてはそれを排除しなければいけないんじゃないかなと思います。やはりそれにつきましては県を通じ、その通行止めも必要だと思いますが、それともう1つはやはりその運転手さん、企業、運送業の皆さんに

もその辺を周知徹底をしていただきやはりこの時期についてはそういうものを装着し、運行をしていただく。これにつきましてはやはり陸運事務所の方へもお願いする必要性もあるのではないかなという思いをこのごろしているところでございます。そのような形の中において伊那建設事務所、広域連合を通じ、陸運事務所また運送業の方へもこういう問題を全体的に話しかけていきたいなと思っている次第でございます。除雪機械の配置でございますが、辰野町区におきましては建設業のグレーダー、ペイローダーによりまして除雪等を行っているところでございます。除雪機械につきましては全部で4工区に分けて4業者でございますが9台の除雪機を使っております。これは先ほど言いましたように各業者の除雪機でございます。今回県の所有するロータリー車を投入させていただきました。管内においては駒ヶ根において今回も辰野以上に雪が降りましたがそちらの方に配備されておりまして、それをこの27日の月曜日21時から朝の6時、間に県の所有するロータリー車を投入し拡幅除雪を行わせていただきました。やはり除雪に入る時間の問題だと思います。ロータリー車についてはちょっと若干上に上がりますので、どうしてもセンター部上に雪が残ってしまってあとアイスバーンとか洗濯状になってしまうということもあり得ますので、やはりグレーダー、ペイローダーでかくのが一番良いではないかと思えます。それで今回のそういう状態に辰野町なったんですが、やはりこの降雪時間が長かったと。また風が強く雪崩みたいな形の中においてかいてもかいても雪が積もっていくという形の中においてやはりそこを乗用車、車等が走るといことで圧雪されたという形でございます。これにつきましてもやはり夜間とか深夜において除雪作業を行っていただきまして雪の止んだあと、早急に取り組みができるように県とも相談しながら、また県もそのような形の中において業者と打ち合わせし、今回行っておりました。それから今回につきましては1月の16日でございますが、情報伝達の問題でございますが伊那建設事務所、辰野町危機管理と道路管理者、消防署、箕輪町、伊那警察署、ネクスコ松本保全サービスセンターと除雪業者により打ち合わせを行いまして早期の情報伝達を徹底する会議を行わせていただきました。これにつきましては今まで連絡等がなされずに通行止め、解除等がなされましたがそれぞれのネクスコ松本保全サービスセンター及び名古屋支社道路管理センターから情報を総務課及び、辰野消防署にファックスでいただける形になりました。これに基づきまして町の緊急メール配信サービス等によりまして中央道の通行止め、解除の情報を提供し、住民や除雪業者への情報伝達と情報の共有を図りました。しかしながらやはり、このファックスが若干遅

かったという反省もございます。このへんにつきましても今後、ネクスコの方と打ち合わせしながらその辺をどのように進めれば良いのか、また話の中に入れていただきました伊那建設事務所、県との調整を図りその辺も要望していきたいなど思っている次第でございます。また、そうして情報が入ったことにつきましては「行政無線」や「ほたるねっと」を利用し一刻も早い情報サービスという形で町民に情報を共有させていただきました。以上です。よろしく願いいたします。

○根橋（3番）

確かに前回に比べますと、例えば規制については宮木の、宮木公園下の交差点での早めの規制っていうのは良かったかっていうふうに思っておりますし、そういう意味ではあと、今の情報伝達等も前回よりは前進してきているという点では評価をしておりますので、更にそれをやっぱり徹底していくっていう点では県庁にいますとね、上伊那は雪が降るっていうことは普通想定していないという、もう北信を中心に考えてるわけですので、これもう北信地方へ行きますと県の除雪センターっていう巨大なセンターがありまして大型機械が何台も配置されているというのが常識なんですけれども、今回そういう意味でみますと17日月曜日の朝ですね、善知鳥峠の手前にこちらから行きますと右側に県の除雪機が置いてある所があります。これが17日朝も夕方も確認の意味でまた見に行ったんですけれども、お聞きすると小野から始めたロータリー車っていうのは駒ヶ根から借りてきているだけで、その時は北小野にあるロータリー車って遊んでる、遊んでいるっていうか休んでいる状態なんです。ちぐはぐになってるわけです。そういう意味で先ほど申し上げましたけれども、やっぱり県の体制も北信と上伊那では全然考え方が違ってきているんじゃないかって思うんですが、先ほど申し上げましたようにこの上伊那北部、特にここから役場から北ってうのはもう降るんだということをやはり認識してもらっていかなきゃいけないっていう点で議会もこれ対応考えていかなきゃいけないと思っておりますけれども、ぜひ引き続き先ほど申し上げました点につきましてね、これからあらゆる今も言われたとおりでよろしいんじゃないかと思うんですが、広域連合だとかいろんな連絡会議、これから県が行われるであろう検証会議でも積極的にデータを揃えるなどして進めていただければというふうに思います。2番目に移りますけれども、区との連携についてであります。区との連携については本当に各区とも大変な事態ではなかったかなというふうに思っております。町で除雪できない、生活道路については各区で事前に依頼している業者の方や区民が総出で除雪作業を当たった

というふうに思われるわけですがけれども、各区の対応も必ずしも一様ではなくて非常に困難を極めた区もあったのではないかと思います。今議会に区等による自力での除雪作業に対して、ガソリン代等の助成が補正予算として提案をされておりますけれども、こうした施策が事前に示されていればもっと効果的な除雪作業には繋がったのではないかとというふうに考えております。すなわち南箕輪村のようにですね、あらかじめ区が自主的に除雪する計画を、という計画を詰めておきまして、この地域にある重機だとか除雪機等の確保、あるいはそれをオペレーティングする有償ボランティアの登録、それから更に自主的なきめ細かいこの除雪計画があれば、もっともこの効率的な除雪ができたのではないかっていうふうに思います。南箕輪村ではここに、広報ありますけれども12月号っていったらもう除雪特集みたいな状態で、非常にきめ細かい除雪であらかじめ今回の対応に備えております。そういった点でやっぱりキーワードはやっぱりよく協働、協働って言葉ありますけれども、本当にそういう意味では区と真剣なその何て言うんですかね今までより更にパワーアップした形での除雪体制というものを考えていかないとますます高齢化だとかの中では大変になってくるという点で区との連携ですね、をこの更にきめ細かい連携っていうのをしていく必要があると思いますけれども、今後そういった点ではどのようなことを考えておられるか。それから町道についてもですね、排雪除雪と言いますかね、雪をどかすっていうことがやっぱり交通安全対策上も大きな課題として残っておりまして、これもやっぱり全部町が対応していくことは非常に困難な面もあるわけですので、区単位でこの排雪も含めた計画も立てていくことが重要でそういう意味で費用は町が負担するから計画は区の方で進めてもらいたいというような一言で言えばですね、そういう除雪体制の強化が必要というふうに考えておりますけれども、区との連携強化についてはどのように考えておられるか伺いたいと思います。

○町 長

今、お話非常に大切なことだとこんなふうに思ってます。南箕輪の例を出されましたけれども、非常に行政効率の良い小さな範囲で体制が十分整えるそういうふうな状況とまた、辰野みたいにあっちこっち道が走ってましてなかなか集落間もあるとか、そういうような状況の中で同一なものを取るのは非常に難しいっていうことをお分かりになって言っていたんだと思いますけれども、そんなこともありましてなかなか確実的なものがないと、そういう状況にあるわけでありまして。できるだけ普段は地域の皆さん方のご努力の中で町は県道は国、県、それから町道の中で生活路線を除く幹線道路につい

では町でっていう形の中で、その延長も含めながら増という形で対処してきたわけでありまして、後は地域の皆さん方の何とかお力を借りてとこういう形で進めてきました。過去にもそういった例あったわけでありまして、今回そういう例を取らせていただきまして地域の皆さん方と協議しながらやってきたわけでありまして。これからも今度は貴重な体験でありますので、いろいろまた詰めていくわけでありまして、総務課長の方より区との連携についてどういった方法が取られてきたとか、これからの点も含めて答えさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○総務課長

今回の対応につきましては前の災害をですね教訓といたしまして、町長と相談する中で区長さんに連絡を取っていただいて重機の手配等をお願いをしてきたところであります。今後につきましては現在避難所の資機材の備品ですね、これの台帳作り等を進めておりますので、それに加えて各区で所有って言うか区の中で重機等を持っている方の台帳作りだとか、いろんなボランティアも含めてですねそういう機材人材的に登録をできるようなものについてはですね区の方で把握していただくようなそんな方法を取りながら、今後の災害等にですね役立たせるようなそんな整備をしていきたいとこんなふうに思っております。

○根橋（3番）

そうしますと確認なんですけれども、大事なことはやっぱりきちっとまず頼まれるっていうかね、ここやっていただきたいっていうふうにお願ひをするっていうことがまず1つ。それからその費用についてやはり町がみていくっていう、それは機械の借り上げ、あるいはそれをオペレーターですかね、それも有償な形でやっぱりやっていく。南箕輪なんかちゃんとそれも1,500円とかってお金払ってやっていただいているわけですので、やっぱり人間誰しも頼まれてきちんと頼まれて、それからお金もそれがいただければ当然一所懸命やっていただけるわけですので、そういう体制を今後考えているというふう理解してよろしいでしょうか。

○町長

全て町が用意して、じゃあこれでお願ひしますという形を取ればそれはそれに越したことはないわけでありまして、いろいろの情勢っていうんですか、お金の都合もございまして、なかなかほかのものもですね、ほかのものって言うんですか、除雪に対して例えば大きい機械で家が前搔いたやつをまた通って、それでそれが搔けないで、

じゃあ搔けとか、いろんな話に繋がっていくわけでありまして、そういった面まで全てじゃあ町が対処してできるかっていうとできませんので、そういうった所は地域の従来どおりの皆さん方の助け合いですとか、そういった中で町がどこまで手当てすれば良いのか、そういったこともよくこれから詰めながらやっていかないとなかなか総合的に、「じゃあ何でもやりますよ」ってこういう体制にはなかなかならないんだらうと、こんなふうに思います。ですからそういったところも含めてこれから検討しながらできる範囲でやっていくと、こういう形で進めていきたいなとこんなふうに考えています。以上です。

○根橋（3番）

ですので、町が全部やるっていう発想っていうよりも区がやはり計画を立てていただいて財政的には町が支援していくっていうようなイメージで、ぜひ検討していただければというふうに思います。3番目の質問なんですけれども、今度の雪害、パイプハウス倒壊等の雪害に対する助成っていうことで措置について伺いたいと思います。今度の雪では当町でもパイプハウス39棟が倒壊というような被害が発生しているようであります。この被害額の算定につきましては施設の耐用年数が経過したものは一応被害額はゼロということのようなんですけれども、それを片付けるだけでも多額な費用がかかりますので、実質この被害がゼロということではないわけでありまして、したがってこの片付けないことにはその前には進めませんので、ましてや再建していくには更に数十万から数百万の費用がかかるということでありまして、加えても早く再建をしていかないと水稲や野菜の育苗に間に合いません。もう既に3月下旬からはその作業の準備にかかる必要があります。一刻も早くこの復旧に向けた町の対応が求められているわけでありまして、そんな点でこの農業者が生産意欲を持ち、前向きに立ち向かっていくためにはこの国、県の対応と迅速に連携をしながら町としても最大限の支援を行っていくべきと考えますけれども、現時点での被害状況と町のこの助成措置との対応方針、またその時期についてお伺いいたします。

○町長

今、質問のございましたようにハウス等、農業生産施設に被害がありまして地域によって大分違いはあるわけでありましてけれども、それに対して早い時点で国の対応、それから県の方も対応、そういったものがある程度はつきりしてきたところであります。そういった中で上伊那ですね、そういったところで共同の補助を取ってやるのが良い

んではないかと、そんなふうな形の中から大体の方針等も決まりまして、それらについて最終的な詰めをしているところでありますので、できる限りの中で素早くやっていきたい、こんなふうを考えています。課長の方から細部については答弁させていただきます。

○産業振興課長

それではただ今の被害の関係、被害額の関係でございますけれども先日の全協の際には耐用年数での被害額ということで報告を申し上げましたけれども、これは災害対策指針に基づきます算定でございますが、その後に県の農政部の方で1平米あたり4,000円で算定をしたものが新聞等にも報道されましたので、今回これをそれに合わせますと辰野町の現在の被害額につきましては1,436万6,600円という金額被害でございます。35戸の39棟、3,591.7平方メートルが2月の8日と2月の14日の大雪によりましてハウスが倒壊いたしまして金額についてはそのような金額でございます。この後に国の方でも支援をしていくという報道がなされまして、この5日までに区長さんの方に私どもでも調査したわけですけれども、落ちがあるといけませんので再度調査をいたしました。その結果が今の数字でございます。町長申し上げましたように、国も県も支援をしていくというような方針も出て上伊那の中の市町村も同調の方針が出されましたので、辰野町でもこのような形で対応していきたいというものでございます。まず国、具体的にどのくらいの助成になるかということでございますけれども、国の方では被災農業者向け経営体育成支援事業という事業を該当させます。今回の大雪によりましてこの国の考え方の中では、地域の基幹産業である農業が壊滅的な被害を受けていることに鑑み、産地の営農再開及び食料の安定供給に万全を期すため、地方公共団体の復旧支援を後押しするための今回の豪雪に限った特例的な措置を講ずるということでございまして再建修繕とそれから撤去がございすけれども、まず再建修繕に関わるものについては国の方では最初2月24日には10分の3という補助の率だったわけですが、3月3日に2分の1に引き上げるという報道がされました。その残りの部分に対して地方公共団体の補助に関してその7割が特別交付税の措置を講ずるということで、これらによりまして農業者の負担を最小化できる仕組みを構築するということで、地方公共団体の補助が10分4になった場合には農業者の負担は10分の1になるということで、県の方もですね、この10分の4以内でそれぞれ2分の1を協調して支援していくという方針がなされました。そこでここでちょっと整理しますと国が2分の1、県が10分の2、町も10分の2ということで農家負担が10分の1ということになります。それから撤去費でございますけれども農業

者負担のないように定額助成をしていくというのが国の方針でございます。地方負担を含めて10分の10相当を負担していくということでありまして、地方公共団体が2分の1相当を負担することが前提になるわけですけれども、これに対して県の方も市町村とその10分の5のそれぞれ2分の1を協調して支援するという方針に基づきまして決定されましたので、町も同様に考えていきます。整理しますと国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、したがって農家負担はゼロということになります。なお、特別交付税がこれは80%交付税措置を講ずるということも決まっております。この補正予算の時期でございますけれども、また全員協議会でも詳細に報告したいと思っておりますけれども、この年度をまたぐということがございますので、県の方の関係とも協議する中で6月補正って言いますか新年度で補正していくのが良いのかなということも今考えておりますけれども、状況によっては専決でお願いできれば良いかなとも思っております。またそのへんについては全協で報告をしたいと思っております。以上です。

○根橋（3番）

詳細は分かりましたがその一番問題は実施時期なんですね、これやっぱり野菜等の育苗についてはこの時期にやらなければ間に合わないわけですので、それはその年度明けてなんてやってると全然それはもう話にならないもので、今議会中にでもですね補正予算最終的に追加で出していただく形で、もうやっぱり対応していかないとまずいんじゃないかと。上伊那各市町村の対応っていうのもそういうふうに動き出しておりますので、それはちょっと到底やっぱりこの議会中に出すぐらいの形で取り組んでもらいたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○産業振興課長

おっしゃるとおりでございます、もう撤去なんかは既に始まっている所もでございます。農業者の方にはですね、取り組んでいただいても良いということで県とも話する中で今回の災害についての助成については新年度予算での対応可能だっというようにことも確認しておりますのでその辺、再度詰めてですね場合によれば今議会の追加補正ということも視野には入れております。以上です。

○根橋（3番）

いずれにしてもそういう技術的なことはともかくとしましてね、農家レベルではやっぱりそれが対象になるのかならないのか、どうなるかっていうことを結論がやっぱり知りたいわけですので、早急にそれについてはやっぱり方針を徹底していただいてね、

やっぱり農家の皆さんが不安を持ったりもう生産意欲を失うということがないように1日たりとも、これを急いでですねやっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、時間もあれですので2番目の課題について、質問事項に移りたいと思いますけれども、町長は26年度におきまして第五次総合計画の後期基本計画を策定するというふうに表明されております。実はここに箕輪町の第四次進行計画っていう冊子を貰って見ているわけなんですけれども、この内容見ますとですね、辰野町と大きく異なる点があるんですね。それは何かって言いますと、どこが違うかっていうとこの中にはもちろん町全体の計画あるんですけれども、その後半の部分に各区のこの地域づくり計画というのが盛り込まれていることなんです。この各区の地域づくり計画を策定するにはどういうふうにしたかっていうこともここに書いてありまして、各区ごとにですね多くの町民が参画をして計画素案づくりを行ったということでもあります。そういう中で町長はこの町政懇談会については従来のような実績報告的なものではなくてさまざまな民意を汲み取っていく貴重な機会として捉えて、懇談を重視してやっていきたいというふうに新年などにも表明をされておりますけれども、そもそもこのまちづくりというのはやっぱり主権者である町民がこの計画段階から参画をして、みんなで議論をしながら計画を作り、それを実現を目指して一緒になって行動していくということが、この正にまちづくりではないかというふうに考えているわけです。そこでこの後期基本計画の策定にあたりましては、今までのようにですねコンサル会社にかなり依存したというような手法ではなくて、各区の実情の違いを前提としてその個性溢れる各区の地域づくり基本計画っていうものをベースにしまして、それを積み上げて町の計画としていくっていうことが重要だっていうふうに考えてるわけなんですけれども、今回この来年度後期計画を策定していくについてですね、町長どのように考えておられるのか、また前回職員の地区担当制とも関連しまして提案をいたしたところなんですけれども、この複数区にまたがる地域につきましては、例えばですね緩やかなものではありますけれども、地区の自治協議会などを作りまして地域の基本計画実現の取り組みを町としても支援をして促進をしていくという考えが必要じゃないかっていうふうに考えているわけなんですけれども、この2点について町長のお考えを伺いたいと思います。

○町 長

引き続き根橋議員にお答えをしたいと思います。今のお話、後期計画の中に地域計

画ってという話でありますけれども、正に私が立候補以来地域の計画って言うんですかね、そういった形の中で入れるんだっていう、第五次総合計画の中にはそういったことを取り入れたいとそれからその一つの方法として地域の方へそういった意見を皆で話していただくとか、そういった機会を設けたい、こういうことを申し上げて来ておりますので、そういったことを今回はやっていきたい、そういうふうな形の中で26年度は前期計画の4年目ですので後期計画の検証、評価を行って後期計画の策定準備に入るということで従来の手法と違う方法を取っていききたい、こんなふうに考えております。今、おっしゃられたような内容を行っていきますので、その手法等についてはまちづくり政策課長の方から申し上げたい、こんなように思います。よろしくをお願いします。

○まちづくり政策課長

今、町長の方から地域計画の策定から始まって町全体の流れ、総合計画と一緒に策定していくといったような流れの方でやりたいというお話がございましたが、まちづくり政策課で来年度計画している計画についてちょっとご説明したいと思います。まちづくりの地区別ワークショップっていうのを17区でもって開催をしたいと思います。町民と行政との共同による地域のまちづくりを目指した施策を検討するため、町内17地区を対象にワークショップの方を開催いたします。また、このワークショップでは地区の魅力や課題について意見交換しながら地区のビジョン作りを行うというような形で進めていきたいと思います。ワークショップにつきましては3回計画をしております。第1回目には地区の特性が分かる資料、例えば地区別の人口ピラミッドなどですね、そういったものを示すことによって地区の現状、魅力、課題の整理、また優先的に取り組む課題の決定をしていきたいと思っております。また第2回目は自助、互助、一人ひとりができること、地域でできること、そのために必要な条件等の検討、地区ごとの個性を生かした検討を行っていききたいと思っております。第3回目としまして地区のまちづくりへの取り組みの方向性のまとめ確認をしまして、地区ごとの将来ビジョンをキャッチフレーズだとかスローガンみたいな形で表現できれば良いかなと考えております。ワークショップの運営主体でありますけど、課長、課長補佐、また地区担当職員、地区出身の職員等で構成しまして区長さん及び役員の方を初めとしまして、若い方から高齢者まで男女バランスも考慮しまして、多くの区民の参集を区長さんに協力して呼びかけていただく中で開催ができれば良いかなと思っております。また、こういった地域計画の方を来年度策定しまして、平成27年度はこの地域計画を受けて、町全体の後期基本計画の策定に入り

まして、28年度からの後期基本計画としたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○根橋（3番）

分かりました。ぜひ、今までにない形で進めていただいてこれが成案になれば非常に画期的なものができるんじゃないかというふうに思います。そんな点では引き続きそういう方向での取り組みを要望して時間があまりありませんけれども、3番目のごみ処理基本計画に関連する質問をさせていただきます。ごみの減量化ということなんですけれども、24年度を見ますと辰野町から出る、いわゆる燃やせるごみの量というのは家庭系及び事業系、合わせますと年間約3,000トンであり、その処理に必要な経費というのはいろいろトータルでは5,700万円というようになっております。この間、広域連合ではごみを減らそうということで再三基本計画というものを見直してきました、昨年12月、25年12月には第四次改訂版というのを公表しておりますけれども、それによりますと広域連合としてはこの35年度には約1.7%増の2万9,700トンというようなものを推計しているわけでありまして、そういう中でこの今ごみ処理については、広域連合におきまして正副連合長会議で上伊那1箇所を集約をして熔融炉にて焼却するという基本方針を決定をしております。そういう中で具体的にはガス化熔融方式、新日鉄と言われているんですが、いわゆるコークスベッド方式というものをやるんだと、実施するんだということになっているわけですが、このごみ処理について考えるにはまず第一義的に考えていかなきゃいけないのは、このごみの減量化ということでありまして、これは一人当たりのごみを減らすということが大前提なわけですが、これには住民の皆さんの理解も得ていかなきゃならないという点でいろいろ取り組みが必要なわけですが、これについては各市町村がやっば取り組んでいくというのが前提になっているわけでありまして、これクリーンセンター辰野のこの最近24年度のごみの内容をちょっと見てみますと紙、布類というのが約45%、それから厨芥量が約30%ということでこの2つでもう75%を占めているんですが、注目すべきは紙類が非常に増えてきている。厨芥量はいろんな努力で減ってきているんですけども紙類が増えてきていると。特に事業系が例えばシュレッダーされたものは資源としては使えないと、焼却するしかないってということで、ある意味、今の流れに逆行する形のシステムになってしまっているってことで、今そのことも非常に事業系の紙類が増えてきている原因にもなっているわけなんです。町としてはそのこの減量対策に取り組んでいかなきゃいけないわけなんです。

けれども、その厨芥ごみなんかは更にこの減少させていく取り組み、町としてもいろんな試験事業をこの間やってきているわけですけれども、そういったものを今後どういうふうに考えていくか。それから広域連合の中間処理施設そのガス化溶融炉っていう施設がですね、いろいろこれがやはり前から言われているんですけれども、早く言えば製鉄炉の高炉のようなものでありますので、非常に1,200度という高温処理、しかもシステムが非常に複雑というようなことで事故も当初多発というようなことで、直近では23年に松江市で異常高温というような事故も発生しております。今、広域連合の流れはそういうガス化溶融炉ということで流れているわけですけれども、こういったことについて、まだ正式な議会も決定しているってだけで私理解していないんですけれども、そういった方向について今の大きなごみ減量化にはちょっと逆行するような施設ではないかというふうに危惧しているんですけれども、この点について2点、ごみの減量化とガス化溶融ですね、これについてどのような今評価をされているのかこの2点について手短にお願ひしたいと思います。

○町 長

ごみの関係でありますけれども、非常に皆さん方のご努力によって減量化も図られているとこんなふうに考えますけれども、厨芥ごみ等も重量で謂えば40%を超えるようなものが出ております。資源化するとかそういった対策はまだまだやろうと思えばできるものでありますので、今シュレッダーの紙等のこと言われましたけれども、いろいろの秘密ですとか情報だとか、そういったいろんな関係で減量することはできないんでしょうけれども、できるものからやって引き続いて努力をしていく、こんなことだろうとこんなふうに思っています。ガス化溶融炉の関係につきましても、今までの長い経過の中でそういう検討がなされてきた、こんなふうに考えています。内容につきましては対策ですとかそういった、ごみの内容、またその点については担当課長の方から申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

○住民税務課長

2点ご質問がございました。厨芥ごみ、あるいは紙類の減量化ということと、それから上伊那広域連合で計画しているガス化溶融炉に対する考え方ということだと思います。減量化につきましては、議員ご指摘のとおり厨芥ごみでもですね上伊那広域でも組成分析をしておりますけれども、1年間の組成分析の結果でも重量比で辰野町で42%、上伊那全体でも43%ほぼ同じ数値ですけれども、ですからごみの約4割が厨芥ごみであると。

それから資源化できる紙類っていうことですよ、これにつきましてもやはりこれは重量比で換算しますと辰野町で約 504 トンくらいになるかなと思ってます。これは町で紙類の資源としての分別収集やっておりますけれども、これが24年度で 912 トンですからこの約半分に近い相当の量が分別化されずに可燃ごみとして出されているということですので、ここの2つのですねやっぱり資源化を進めていく。あるいは厨芥ごみについては、なかなか家庭の事情等で資源化できない部分もありますけれども、その減量を図ることが一番だと思いますが、これはもう啓発によるところしかないのかなというふうに思ってます。ただ1つ、厨芥ごみにつきましては生ごみの処理機に対する補助金を補助しております、これが機械式のものコンポストと合わせて 900 件を超えております。要望もございましたので、26年度からは機械式のものについては今まで2分の1補助の上限を1万円としておりましたけれども、この上限を2万円に引き上げたいというふうに考えております。それから平出の大石平と宮木の中央で分別収集のパイロット的な事業としてやっておりますけれども、ここらへの検証もしながらですね広めていきたいというふうに考えております。時間の関係もございますのであとガス化溶融炉についてでございますけれども、検討委員会の中で検討してきておまして、既に基本計画等でお示しをしておりますけれども、様々な観点の中で検討をしております。ガス化溶融炉に対してのもう1つの方式とすれば従来の消却式でございますけれども、消却式プラス灰溶融、これどうしても灰溶融ということを考えていかないと上伊那の場合は最終処分場が八乙女しか活用できるものがございますので、広域連合の基本的な考え方は最終処分をいかに自己完結型にしていくか。今クリーンセンター辰野も伊那の中央清掃センターも県外の民間の最終処分場に依存しております、この民間の最終処分場というのは一杯になればもう断られてしまうということになりますので、自己完結型ということで八乙女の最終処分場を有効活用しながらやっていく。それについても減量をして灰溶融という考え方が一番基本でございます。

○議長

簡潔にお願いします。

○住民税務課長

はい。その上で、ストーカ式とガス化溶融炉、ストーカ式についても灰溶融ということを含めて検討してまいりましたけれども安全性の評価の中でもですね、さまざまな観点の評価の中ではガス化溶融炉の方が優れているというデータが出ておりますの

で、これはまた追って資料等お求めであれば提供できるかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長

時間、終了してありますので終了してください。

○根橋（3番）

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長

進行いたします。質問順位2番、議席13番、宮下敏夫議員。

【質問順位2番、議席13番、宮下 敏夫 議員】

○宮下（13番）

それではあらかじめ通告してあります4項目について質問します。まず初めに豪雪対策についてであります。先ほど根橋議員からも質問がありましたので、なるべく重ならないように質問していきたいと思っております。「今年2月に入り2度にわたる大雪は諏訪地方や佐久地方では幹線道路網が大きく混乱し、機動的除雪体制が取れなかった」と報道されました。辰野町内も想定外の大雪は大きな影響を及ぼしましたが、今回は国道、県道の主要道路の除雪には昼夜を徹し除雪、排雪作業が行われ大きな混乱もなく町及び建設業者の対応に多くの町民が評価しておるところであります。しかし今回は、幸いにも中央道が中津川インター山梨間、また長野道の全面通行止め及び塩尻市内の大雪による153号線通行止め等、町内通過車両が少なかったためともあり、またこうしたことにより除雪車の稼動がスムーズにできたことありまして、今後こうしたような豪雪による除雪に対してこういう条件が外れた場合の、今までのような渋滞時の対応が急がなければならないと思っております。そこで質問します。今回、町の対策本部の設置が日により設置できなかったということもお聞きしましたが、この対策本部がなくてどのようにこの中央道、国道、県道との管理機関との連絡を取れたのか、その点についてお聞きします。

○町長

宮下議員さんにお答えをしたいと思っております。対策本部をなぜ作れなかったという話でありますけれども、対策本部に匹敵するような職員招集も行いましたし、そういったことでその中で対処できるそういう見通しであったと、そんなことであります。そのところ、かつて対策本部を作ってやった経験等もございましたので、そういったものも生かしてという形でありますけれども、そこらへんのところは総務課長の方からお答えをし

たい、こんなふうに思います。よろしく申し上げます。

○総務課長

今回対策本部は設置しなかったわけでありましてけれども、大雪によりまして職員招集してもすぐ参集できないというようなそんなことも考えられましたので、対策本部は設置しなかったわけでありましてけれども、県の方からですね大雪警報が発令されますと、メール等で入りますので危機管理担当職員は登庁をしまして待機をして指示に当たるといようなそんなことになっておりますので、こちらに基づいて危機管理担当の職員、あるいは建設水道課長が登庁いたしまして支持に当たったということでありまして。このへんにつきましてはですね、町の地域防災計画の雪害対策のマニュアル等にもございましてですね、積雪量によりまして町が取る体制等も決まっておりますので、それに基づいて今回は行動したということでありまして。以上です。

○宮下（13番）

今回のような豪雪でも現在この辰野町地域防災計画の中にある雪害対策計画では町が管理すべき、先ほどは根橋議員から国道、県道等の連絡等管理について質問がありましたので、町が管理すべき主要道路等への対応がこの雪害対策計画の中には明確にされていないように思います。また豪雪によって地域によっては職員の初動マニュアルは生かされない面もあったかと考えられます。そこで質問します。平成13年1月の豪雪の体験を得て、その時に雪害対策計画を一部見直したと聞いておりますが、この今回のまた経験と重なるわけですけれども雪害対策計画及び職員の初動マニュアルの見直しが必要と考えます。先ほど課長から出動態勢いろいろお話ありましたけれども、この雪害対策計画にはそういう細かいことが雪害については風水害とか地震とかそういうのには細かく入っているんですけれども、全く4、5行で終わっているということで、もっと別に多分作ってあると思うんですけれども、それも皆が共有できるようなものに見直ししたらどうかと思いますが、どのようにお考えか。

○総務課長

町の地域防災計画、赤本でありますけれどもそちらの方につきましては基本方針等が載っているだけでありましてですね、細部については記載してございませんので、見直しの中でですね町が定めておりますマニュアル等につきましては、記載するものにつきましてはですね、見直しをしながら掲載させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○宮下（13番）

役場の職員がすぐ行動できるような、この災害計画を早急に見直しして作っていただきたいと思います。次に町内の建設業者が少ない中、町道及び町内生活保護の除雪対応はどのようにされたか。また除雪作業、委託先業者及び町が所有している除雪車両の稼働状況についてお伺いします。

○建設水道課長

それでは町の委託の業務についてお話をさせていただきます。除雪につきましては国県道、それを結ぶ町道、また集落道を結ぶ町道、生活幹線道路の順に除雪を行い除雪の対応時間にはご理解をいただきたいと思います。その町の除雪体制でございますが、1路線、約10センチから15センチの積雪の場合でございますが、14区間9業者、43.8キロメートルを除雪を行います。2次路線ということで40センチ以上、もしくは対策本部が設置された場合ということで9区間、9業者4.7キロメートル合計53キロメートルでございます。この業者につきましては本店、支店、営業所を置く町内業者で行っております。また、融雪財の散布でございますが、4業者で25.7キロメートルの坂道、日陰部、交差点等、危険な箇所を塩カル散布を行っていただいております。これにつきましても町内の本店の業者をお願いをしております。また、国県道の除雪でございますが15区間、50.4キロメートルを4社で行っております。これも町内に本店、支店、営業所を置く業者でございます。融雪財の散布につきましては2業者で49.4キロメートルを行い、これにおきましても町内業者で行っているものでございます。町の建設の方で所有している除雪使用車両でございますがホイールローダー、バケットの1.3立方メートル、廃土版幅が3.3メートルが1台、ミニバックフォアがバケット容量0.23立方メートルが1台、ダンプトラックが2トン車が1台、同じく2トン車のクレーン付が1台ございます。これにつきましては早朝4時ごろから出動いたしまして公有地、役場のロータリーほか公有地の除雪等、また緊急時の町道の除雪等に入る形でとらさせていただいております。この1次路線において大半の道路については除雪が業者をお願いしてありますので、それを補完するような形で除雪を行っております。以上でございます。

○宮下（13番）

次に町内各区との連携についてですが、これは根橋議員から質問がありましたので、その件で3月の最終区長会においてこの応援要請に対する費用等の件について区長会に出されたと思いますが、中には「ボランティアで今までせっかくやっているものを細か

くあまり費用の件ですと、次回から対応しきれなくなる」という区長もおりまして、「このままでも良いじゃないか」というような意見もありましたが、その中での区長会での意見はどのようなものが出たか、お聞きしたいと思います。

○総務課長

ある区におきましてはですね『「事前に雪かきについては手配をしてあるので改めてここで町の方から費用をいただくと、じゃあ次回からそのお金を貰えるのか」とっていうようなそんな意見が出ると収拾に困る』というようなそんなご意見もありました。町としてはですね区長さんを通じて費用につきましてはお支払いをするので、区の方で有効に活用していただければというようなことで、今回出動していただいた機械等の種類をですね把握しながら費用を計算して、区にお支払いをしていきたいとこんなふうに思っております。以上です。

○宮下（13番）

それでは次に公共施設、保育園、学校の除雪対応について質問します。今回の大雪は2度とも週末、及び日曜日であったため対応がスムーズにできましたが、これが平日の大雪の場合はどう対応するのか。保育園、学校等の出動態勢について、また公共施設は先ほど言いましたが職員が行うということをお聞きしましたが、園、学校は独自に対応するのか、ここらへんははっきり決めてあるのかどうかお伺いします。

○町 長

先ほど来の除雪の関係でありますけれども、町の方の今度の態勢がどうだったかっていうお話でございまして、対策本部ってというような話ありましたけれども、今回は気象庁の発表ですとか、そういったのがいく日も前から居座って「大雪が降るんだぞ」とこういう警戒が早めに出ておりましたし、何センチメートル以上ってこんな話もございました。そういった中で「まさかこんなに降るとは思わなんだ」そういったところが非常に、山梨ですとかそういった所が非常に混乱したり、そもそもの今までの経験からそういったことがない、そういった所でいろいろ起きたかと思えます。それで反して常に雪の降っている所は対応が十分できた、そんな形の中で動けた、マニュアル通りでなくてもできたっていうのはそこにあったかと思う。国道道がもう一時的に搔いて、国や県が搔くんだってそういうマニュアルがもちろんできているわけでありましてけれども、混乱が起きなんだような所は、なかなか来ないからじゃあ市が代わり、町がその所を向こうの要請も受けないまま、もうドンドンと自分たちの判断で搔いていったと。そういっ

たことでもって遅れがなくてスムーズにいったってそういうふうなこともありましたので、マニュアルがそういうふうにできてたかどうかは分かりませんが、多分そういうことでもっていつもより対応ができた、こんなふうに思っています。ですからマニュアルが必ずしも最高でなくてそれをいかに運用できるかっていうところがなかなか大切などころうと、こんなふうに思っています。今回、そういった予報が早くにあったもんですから、町でも関係する職員たちが早くから集まって来て、対応が日数、土曜日、日曜日の話もありましたので、対応が早めに手が打てたと。そういったことで総務の人とか建設ですとか産業だとか、そういった所はもう職員が早くから詰めて、もう金曜日の雪の降り出した時点からそういう態勢を持てたもんですからわざわざ本部も改めて招集しなんでも良いと、そういう形であったかと思えます。それから月曜日までに、町民会館が日曜日に使うことになっていましたんで、そこらへんのどうしても雪かきができないということであったので早めにあの周りの除雪体制をとって排雪したりですとかそういう手配をまず一時的に土曜日の日にはやると。そういった日曜日の朝にかけてやったとそういうことありますけれども、各施設はそれぞれの連絡網を通じて職員に動員をかけたり、そういった体制ができたんだろうとそんなふうに思っています。各課のそれぞれの体制についてはそれぞれの課から申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○総務課長

公共施設の除雪の対応でありますけれど、休日も平日もですねそんなに変わりなくですね除雪をしなければならぬってということだと思いますけれど、担当課長の指示によりまして職員が中心となって除雪を行うということでもあります。今回の除雪につきましてはですね、保育園の関係につきましては連絡網ができておりますので、この連絡網によりまして職員、あるいは保護者も参集していただいて除雪ができたということでもあります。降雪量が非常に多かったわけでもありますので、保護者の好意によりましてですね機械を提供していただいて園によっては除雪ができたということでもあります。小学校につきましては西小学校にはロータリー式の飛ばす除雪機はないわけでもありますけれど、地域の皆さんから提供していただいたような機械がございましてですね、そちらの方で除雪ができたということでもあります。こちらの方につきましては職員、公務技師がですね中心となってその機械を操作しながら除雪をしたということでもあります。それから中学校につきましては、職員はもとより部活の生徒さんですね、が中心となって除雪をし

ていただいたというようなことであります。病院につきましてはレンタルのホイロローダー1台と除雪機2台、それから職員の運転によりまして除雪をしております。ぬくもりの里につきましては職員と委託をした業者の機械によりまして除雪をしております。庁舎の関係につきましては先ほど、建設水道課長申しましたようにホイロローダーを中心といたしまして排雪につきましてはダンプが台数少ないもんですから、こちらの方につきましては業者の方からお借りをして排雪をしたということでもあります。駅の横の駐車場及び世代間交流センターにつきましては病院のホイロローダーをですね、空いている時に使用して職員が行っております。また町営バスの停留所につきましては職員が除雪に当たっております。以上です。

○宮下(13番)

ただ今お聞きしますとそれぞれ担当部署を明確にしてあるようですので、安心しましたけれども学校については、先ほど学校によってはいろいろな面で寄付をいただいたもので既に除雪機を備え付けてある学校もあるということで聞きましたが、西小学校には全くその除雪機がなくて、校師の方が友だちから借りてきて除雪にあたったということも聞いてますし、校長先生も「ぜひ広い所だで何とか欲しい」という要望も出ておりますので今後のこの除雪対応としてもう一度各学校、保育園等を見直してそういう必要な要望の出ている所は早期に設置をすべきと思いますがその点についてはどうですか。

○総務課長

西小学校につきましてはですね、教育委員会の方で要望が今までなかったっていうようなそんな話も聞いておりますので、今回学校側の要望等も受け入れてですね、町で予算化して配置をしながら数台、町にも持っていればですね各施設の除雪に対応できますので、そんな形で財政と詰めながらですね数台確保するようなそんな態勢をとっていきたいとこんなふうには思っています。

○宮下(13番)

ぜひ、お願いします。それではこの質問は終わります。

次に2つ目として中学校における部活動、これは朝練習が主ですけども、の今後のあり方についてであります。長野県教育委員会は平成26年2月13日、県内公立中学校の運動部の朝練習を原則廃止することなどを盛り込んだ県中学生期のスポーツ活動指針を決定しました。市町村教育委員会を通じて各学校に指針を通知するとし、拘束力はないが各学校で速やかに内容を検討し、できる所から実行してほしいなどと通知が来ると

のことであります。そこで質問します。長野県教育委員会が決定した県中学生期のスポーツ活動指針に対する町教育委員会の考え方をお聞きします。

○教育長

県で作りました長野県中学生期のスポーツ活動指針についてというものは確かに来ておりまして、これだけの厚さのものが来ております。これにつきましてですね中身を吟味してみたところですが、至極ごもつともでございます、ということがたくさん書いてあるわけでありましてけれども、今までと多少方針を変えなければいけないような状況のことがいくつか出ています。1つとして今ご指摘ありましたように朝練習をなくすということ。ただしこれは原則としてというふうになっておりまして朝練習をしてもよい条件というのが付け加わっております。それから1日、あるいは1週間ですね練習の時間について2時間程度として多くても3時間にしなさいというふうに書かれております。それからもう1つは学校の部活の部分と学校の部活が終わってそのまま引き続いて今度は社会体育の部分というのがあります。その部分をなくして学校の部活に一本化しなさいというふうに書いてあります。それからもう1つですね、スポーツ活動運営委員会というのを作ってそこでいろいろな検討をしなさいということ。それからもう1つですけども、スポーツ部活動のって書いてありますけれども、文化系の部活もこれに沿うような形にするのが望ましいとこんなことが書かれておるところであります。そこでですね、原則的には私もですね指針に沿うのが良いだろうなというふうに思っております。しかし辰中の現状をですね、つぶさに聞いてみたところがですね、えらく逸脱しているという所はないわけでありましてけれども、部活動の続きとして社会体育という形でやっている部活はいくつかあります。練習の時間につきましては時期や部活によって、あるいは曜日によって大分違いがありますけれども概ね3時間くらいの所、時期的には多少オーバーしている所もあります。という状況になってきておりますので、原則的には県の方針に沿うつもりでおりますけれども、例えば朝練習については学校の事情によっては朝練習やってもよろしいと、こういうふうに書いてあるわけでありまして辰野中学の場合には電車通学とかバス通学とかいうような状況もありますので、一概に全部朝練習を止めてしまうと、練習時間が取れない場合が出てきますので、学校やあるいは児童、生徒、PTA、保護者の皆さん方とまた話し合いを進めながらより良いあり方を構築していきたいというふうに考えておりますが、原則的に今私が考えているのは朝練習はやる、それから全体の時間としてはおよそ概ね3時間で切る、社会体育部分は学校の部活

に一本化すると。そしてスポーツ活動運営委員会を設置するというような形が良いのではないかなと思っておりますが、設置した委員会の意見等々を聞きながら、県の方ではこれはいつからやりなさいということを書いてないので、折々適宜考えながら臨機応変に進めていきたいとこんなように考えているところであります。以上です。

○宮下（13番）

最近県内各地の学校でも1学期は現状でやってみて、その状況を見てまた判断をしたというような学校もいくつかありました。ぜひ、今教育長が言われたように保護者、また生徒、PTA、先生との意見を十分聞いていただいて判断してもらいたいと思います。県教育委員会が昨年11月12日に朝練に対する賛否の意見を募集したところ、結果は学習時間に影響がある、疲労が蓄積するなどの課題を挙げた意見が81件。一方朝の活動が生活リズムを生み学力も生活習慣も改善するなどといった効果を指摘した意見も72件あったということです。こうしたように賛否が分かれているこの現状の中でぜひ、先ほどのように保護者、先生、それから生徒、それから意見を聞いていただくことと、既にこれから小学校から中学に入る子どもたちも部活に対する迷いもあると思いますので、早い時期にこうしたことを説明していただいて理解を得て進めていただくことを要望し、この質問は終わります。

次に健康寿命延伸及び医療費抑制への取り組みについてであります。町長は予算編成方針として平成26年度予算は第五次総合計画前期基本計画が4年目を迎え3年間の進行管理を行い、後期計画策定に向けた取り組みを始める重要な1年と語られました。26年度一般会計、特別会計当初予算の中で一般会計、町立辰野病院事業会計に次ぎ、3番目に多い国民健康保険特別会計は年々増加する医療費に対する抑制策、町民の健康寿命延伸としての健康づくり、疾病予防策は喫緊の課題と考えます。質問します。町民の健康づくり及び医療費抑制は今後の重点課題と考えるが、26年度の新たな取り組みについてお伺いします。

○町 長

引き続き宮下議員にお答えをしたいと思えます。今、おっしゃられるとおりに医療費の抑制って非常に大きな課題であります。収入もそういった面では多く望めないわけでありまして、いろいろの諸物価ですとかいろいろのものが上がっていく中で、どうしてもそここのところが突出していってしまうと全体に大きな影響を及ぼすわけでありまして。そういった面では抑制策がやっぱし予防、そういったものが大切だとこんなふうに考え

ているのは私ばかりでなく、全ての人がそう思っているわけでありまして、そういったものも少しずつではありますけれども、今後も方策を出していかなきゃいけない、こんなふうに考えています。今、新聞等でも掲載していただいておりますけれども、新規事業といたしましては歯周病の関係でどうしても早めに手を打って対策をしていくのが良いんだろう、こんなような形の中で検診を行っていききたいこんな形で新規としました。また24時間の電話、健康相談事業も5月からでありますけれども実施してそういったものに早めに対処していききたいとこんなふうに考えているところであります。そういった事業含めまして主なものでありますけれども、国民健康保険につきましてもそういった事業をいろいろな面で絡めながらやっていければな、こんなふうに思います。以上です。

○宮下（13番）

今、町長から言われた新しい事業について説明いただきましたけれども、この健康増進事業として高齢者から若者まで安全安心に暮らせるまちづくりを目指したこの24時間電話健康相談事業、歯周疾患検診、この2つについて具体的にどういう内容なのかお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長

それでは私の方から2つの事業についてご説明をさせていただきます。まず歯周疾患の検診事業の委託でありますけれども、こちらにつきましてはですね歯周病っていう病気に対してでありますけれども、この病気につきましては口の中のばい菌によって起きる感染症でありまして、近年他の疾患との関わりがですね指摘をされているところでございます。特にですね糖尿病との関係が深く、合併症としてもですね認知をされております。また、糖尿病以外にもですね心臓病ですとか肺炎、骨粗しょう症等をですね悪くさせる役割をしているようでもあります。こうした背景を踏まえまして41歳、それから51歳、61歳の節目の方にですね歯周病検査の受診勧奨を行ってまいります。対象者はですね概ね820人程度だろうと思っております。町内の歯科医で受診をしていただきまして1人当たり概ね6,500円程度の委託料、検診料がかかるかなと思っております。それからこの節目の年齢の設定でございますけれども、健康増進法っていう法律がありますけれども、そちらの方でですね歯周病検査の対象年齢が40代、50代、60代っていうふうに謳われておりますので、全員の方にですね受けてもらえれば良いんですけれども、予算の関係もあるもんですから41歳51歳61歳というふうに区切らせていただきました。また合わせてですね、40代50代の方ににつきましては働き盛りでもありますので、ぜひ受けていただき

たいなと思っております。それから2つ目であります24時間電話健康相談事業でございますが、町長先ほど申し上げたとおり5月から実施になります。背景としましてはですね近年、体や心の健康相談がですね私ども保健福祉課の方に頻繁に来ております。最近の相談内容はですね、専門かつ複雑になってきておりますのでこうしたことを踏まえまして町民の方全員を対象にですね、24時間の年中無休の電話相談事業に取り組んでいこうということでもあります。相談の受付内容につきましては、健康、医療、介護、育児等でありますけれども、相談になっていただく方はですね医師、保健師、看護師、薬剤師等の有資格者ということになっておりますので、この4月からですねチラシですとか、あるいは『広報たつの』の方でですね周知って言いますかPRをしていこうと思っております。以上です。

○宮下（13番）

今、24時間電話健康相談事業について詳しく説明いただきましたけれども、現在町で行っている職員の心支援相談窓口、それから保健師が行っている健康相談とのこの整合性について、町で行っている心の支援相談窓口も26年度の予算に載っておりますけれども、これはどういう別々にまた進めていくのかそこらへんについてお聞きします。

○保健福祉課長

25年度からですね、職員を対象にしたですね電話による健康相談事業がスタートしております、こちらについてはですね内容はですね電話相談はもとよりですねその後のですねメンタルヘルス、いわゆる直接面談まで含めたですね相談内容でこれは職員対応になっておりますので、今回のですね26年度から盛ったですね電話相談はそこまでは踏み込んでおりませんので、あくまで電話だけの対応になってまいりますので、予算的にはですね別にて計上をさせていただきます。

○宮下（13番）

それでは今、健康予防の方を中心にお聞きしましたがまた体力づくりとした26年度にこれから整備される荒神山公園内たつの海、ジョギングコース、これはゴムチップ製の舗装化されるということですのでけれども、せっかくこれを整備した場合そのコースでの運動がスムーズにまた効果があるような指導をしていくことが一番大切ではないかと思っております。それと今、ほたるチャンネルでやっております健康体操保健福祉課の保健師さんを中心にやっている「ぴっかり体操」も今、なかなか好評のようで介護予防センターの中では「あのDVDを貰えないかい」という要望も出ているくらいですので、それをど

のように今後普及していくのか、それと町内にある福祉施設にあるトレーニング機器の利用者増に対する推進強化等について、これからどのような進め方をしていくのかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

今ですね、お話ありました健康体操でありますけれども、今年度ですねプロのプロと言いますか運動指導士さんをお願いをしましてほたる小唄に合わせたですね、曲。曲と言いますかほたる小唄に合わせた踊りと言いますか体操を作っていただきました。昨年の暮れからですね、各地域の介護予防事業でDVDと言いますか、職員が映っているDVDで何て言うんですか、踊っていただいておりますけれども、今ご指摘があったとおり評判が良いようであります。それでDVDにつきましてはですねこちらの方へですね申し込んでいただければですね既にですねいくつかの地域にはもう貸し出しと言いますか提供しておりますので、今後見ていただいてですね必要であればですね保健福祉課の方へ言っていただければと思います。それからゴムチップ舗装の関係のお話がありました。そちらについては来年度取り組むようになっておりますけれども、それができた時にはですね昨年にですね多分これは住民税務課の方だと思いますけれども、ノルディックウォーキングですとかそういったような系、健康づくりに取り組んでおりますので、また26年度もですねそういった取り組みも考えていきたいと思っております。以上です。

○宮下（13番）

ぜひ、こうした設備を整えて健康づくりに町も積極的に取り組んでいただくわけですので、それを有効に活用できるような取り組みを今後進めていただきたいと思います。次に長野県は平成26年度より健康長寿へ向け健康増進課を新設し、食生活改善や運動の推進、健康、長寿県を全国に発信し観光や県内への移住促進に役立てるとしております。松本市は昨年2月健康長寿延伸都市宣言を行い全市挙げての取り組みが行われ、全国の宣言都市6市と施策を学び合い交流を図っていく、とのことであります。茅野市は諏訪中央病院、鎌田名誉院長の指導の下、食生活改善委員、それから保健補導員などの長年の取り組みにより医療費の抑制に大きく寄与したと報告されております。質問します。辰野町も町民に健康のまちづくりを大きくアピールし町の大きな政策として健康寿命延伸の町宣言を行い、町内関係団体を含めたプロジェクトの立ち上げを提案するが、町の考えをお聞きいたします。

○町 長

今の宣言の健康寿命ですか、非常に大切なことをございましてそれに向かって進んでいく、進めているこういうのが現状かと思えます。お話のありましたそういった宣言ですとかそういったものにつきましては、今すぐここでっていうような話にはなかなか、関係機関ですとかそういった所とまた協議を進めたりいろいろそういったものを将来性を見据えてやっていかなきゃいけないことでもありますので、協議を進めながら、もしそういったことが有効っていうんですか、やっていく、そういったことがうんと良いついていうんですかそういう機運になっていけば、またそういった方向も見えて来るんじゃないかとこんなように思います。以上です。

○宮下（13番）

町では食生活改善委員会、また保健補導員、スポーツ推進委員、それから町役場の中のそれぞれに関係する部署等もありますので、そうした方々の組織を作ってやっていくことが前に進むのではないかと思えますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。以上でこの質問は終わります。

次に辰野町の公共下水道施設の更新、耐震化についてであります。辰野町の公共下水道は昭和63年3月事業着手し、平成4年3月に一部供用開始されました。平成20年12月の下辰野駅前地区整備事業の完成によりほぼ完了となり、平成22年度末の下水道整備率は100%となっております。この下水道整備事業は町の重点施策の1つとして長期にわたり小野特環、農集排事業を含め総事業費280億円という壮大な事業をつぎ込み近隣の他市町村に先駆けて積極的な整備を進め、平成25年12月末、水洗化率は93.2%と長野県下の市町村でも上位を占めております。しかし、汚水処理に関わる根幹施設である終末処理場の辰野水処理センターは供用開始から20年以上経過しており、老朽化の進行とともに改修等今後は下水道管処理場施設の適正な維持管理が求められております。そこで質問します。辰野水処理センターの更新計画及び更新事業費用はどれくらいなのかお伺いいたします。

○町 長

下水道につきましては早くから取り組みをして快適な生活を送っていただいている方が多いかと思えます。非常にありがたいことでもあります。そういった施設も段々に年を取ってきましておっしゃられるとおりでありまして、国はライフサイクルコストを削減を目的に平成20年に下水道長寿命化支援制度を創設されまして、この補助制度を利用し

て長寿命化計画を策定し、長寿命化あるいは設備更新を実施することとしております。町でもそんな形で動いておりますので、水処理センターの所長から詳しく説明を申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

○水処理センター所長

辰野町の下水道施設の更新耐震化についてということで更新予定、事業費どれくらいかという話でございますが、先ほどお話ありましたように供用開始は辰野水処理センターが平成4年3月で22年経過、小野水処理センターは平成9年2月で17年経過ということでそれぞれ設備には耐用年数があります。こちらの方の耐用年数を見ますと1番短いので電気設備で7年、最も長いものではコンクリートの躯体あるいは管路の施設で50年というような年数になっておりますが、下水の場合はそのまま耐用年数がすぐ来たら設備を更新するという、今までそういうことはあまりやっておりませんで、大体例えば機械設備ですと1.5倍から2倍ぐらいの耐用年数で使っていると。電気製品の場合ですと新製品が結構早く出て来て、サイクル、製品寿命というものが短いものですから、それで部品の保存年限というのが決められてます。保存年限が来てしまうともう修理ができないということで、そういう場合には更新というような形で行っております。辰野水処理センターの場合ですと供用開始の15年以上経過した施設をですね対象に23年から始めておりまして、23年に基礎調査、それから24年に計画策定、25年から26年で電気設備、機械設備の設計、それから工事は26年から28年ということでやっております。事業費につきましては平成25年で900万円。それから26年が1,600万円。27年が1億600万円。28年で4,200万円合計で1億7,300万円を予定しておりますが、今年度の詳細設計段階で見直したところ次回の長寿命化計画、これ毎年5年ごとにやっていくわけですが、そちらの方に繰り延べた方が全体的に見て費用もかからないだろうということがありまして、減額の見込みになっております。小野水処理センターにつきましては供用開始、こちらの方も15年以上経過した設備を対象にしていますが、これ15年というのは基本的に長寿命化は20年以上の設備を対象にしているわけですが、5年取っております。その5年の中で計画ができれば良いということですので、15年以上になっておりますが、こちらの方も25年基礎調査で、26年計画策定、27年から29年で設計工事、合計ですと25年が640万円、26年が510万円、27年から29年の設計工事でおおよそ6,000万円の見込みになっております。以上です。

○議 長

時間が来ていますのでまとめに入ってください。

○宮下（13番）

耐震化については質問しようと思いましたが時間も時間ですので、ここで締めたいと思いますけれども一ノ瀬水道処理センター所長はこの3月をもって定年退職されるとお聞きしております。辰野町の下水道事業着手以来、20数年間にわたり上下水道事業部門の専門技術者及び指導者としてインフラ政策に携わり、ご尽力されたことに感謝を申し上げ、以上で私の質問は終わります。

○議 長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は12時といたします。

休憩開始 11時 45分

再開時間 12時 00分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席7番、熊谷久司議員。

【質問順位3番、議席7番、熊谷 久司 議員】

○熊谷（7番）

それでは本日は大きく3点の質問をしてみたいと思います。最初に辰野病院の経営改善見通しについて質問してみたいと思います。平成26年度の辰野病院事業会計予算を見てみますと収益的収入が23億4,200万円に対し、収益的支出が30億9,500万円です。また資本的収入が7,600万円に対して資本的支出が7億2,100万円に上っています。つまり収益的には7億5,000万円の赤字予算、資本的には6億4,500万円の赤字予算です。過去4年間の平均を出してみますと収益的には2億1,500万円の赤字予算であり、資本的には7,800万円の赤字予算できています。このように26年度予算は収益的、資本的ともに過去4年間の平均よりも5億円ほど赤字額が拡大していますが、これはなぜでしょうか。また、27年度以降の予測において赤字予算を解消することはできるのでしょうか。お尋ねしていきます。

○町 長

熊谷議員の質問にお答えをしたいと思います。辰野病院の経営は大変厳しいものがありますけれども、町民にとっては大きな財産であることには変わりはないわけでありまして、一般会計からの援助も非常に厳しいこともあるわけでありまして、経営努力に

一層の期待をするところであります。今、赤字の関係でございますけれども、会計制度が変わる。また病院の取り壊しの関係で旧病院のですね、そのところに損金が出る。そんなような形もございまして今年大きく変化するということであります。そこら辺のところは病院の事務長の方よりどういった理由ですとか、どういった内容についてご説明を申し上げたい、こんなふうに思います。繰入金を多く出して、黒字にすればということでありますけれども、そういったこともあるわけでありますけれどもなかなか計画的な中でやっていきたい、こんなふうに思います。以上です。

○辰野病院事務長

それでは今、熊谷議員のご指摘ございました26年度予算でございますが、やはり旧病院解体工事に伴います建物等の固定資産除却費、これは約7億3,000万円発生します。そのために大きな赤字予算と今回なっております。また4条の関係でありますけれども、こちらもいろいろ計画的には医療機器等を購入しているんですが、やはり突発的に加えてしまったりとか、そういうことがありましてそのへんの収入に対します費用が多いということになっております。先ほど申しました3条ですね、収益的支出の関係ですが、固定資産除却費を除いた場合、先ほどの7億3,000万円ですが、除いた場合につきましては今回公営企業会計の大幅な改正、26年の4月から実施されるんですが、たまたまこちらにおきましては例えば企業債の元金償還3分の2の繰入金、こちらが今まで4条から今度3条になるとそんなような形で収支的にはこれからどうなるかちょっと分からないですけれども、なからトントンになるのではないかという見込みになっております。病院改革プラン等によりまして平成30年までの収益的収支計画でありますと一般会計からの繰入、これにつきましてはこの繰入につきましては交付税見合い分の基準内繰入でありますけれども、予定どおり一般会計から収入となった場合につきましては25年度をピークに赤字幅が少なくなりまして平成30年には黒字化してくるのではないかという予定にはなっております。以上です。

○熊谷（7番）

平成30年から黒字化を計画するということですが、そのへんをちょっともうちょっと詳しく知りたいわけですが、それはあれですかね、収益的支出においてそれから資本的収支において両面で黒字化されてくということでしょうか。

○辰野病院事務長

病院の関係ですが黒字化されるというのは収益的収入を黒字、赤字、というところに

なってきます。先ほど申しました現段階でありますけれども、病院改革プラン、先ほどから申しているんですが、こちらの方で見通しを立てた中でやはり一番大きいのはここ4、5年の減価償却費とかそのへんがやはりちょっと大きく数字を伸しております。医療機器を平成23年、24年と新病院に移行するにあたりまして約3億ほど買ってございます。こちらを減価償却で言いますと耐用年数が約6年ということの中で、ここが大きなウエイトを占めているというのが現状であります。ここがなくなってくれば支出の分も結構負担が少なくなりまして、先ほど申しました平成30年ぐらいになりましたら、収入また支出のものを見ますと黒字化されるのではないかとという予定で現在動いております。以上です。

○熊谷（7番）

26年度が異様に赤字額が突出してくる理由に、収益的な面で見ますと資産減耗費、原価償却が残ってたものをここで一気に償却してしまわなければならないという、西病棟が残っていたということかと思えますけれども、これが7億3,000万円残っていたと、使えないものは仕方ないし新しく建ててしまった新病院があるから不用な、利用価値がなくなってしまったからここで一気に過去の清算をしなければならないということだと思えますけれども、いずれにしてもこれが町民負担にかかってくるわけでして、それについて少なくとも私は事前に分かっていなかったし、どうしようもないことではあります。赤字予算というのは民間企業にとってはあり得ない計画でございます。まず銀行がお金を貸してくれません。町の場合は起債することによってなんとかなるんでしょうけれども、民間企業ではあり得ないことだということをも改めて認識していただきたい。病院は大事な福祉施設ですけれども町民負担が増しては意味がないわけでありまして。ほかの福祉に回しているお金を病院運営に回すという結果でしかないわけでありまして。あえて言うと、病院関係者は予算決算の額についてもっと関心を持っていただきたい。そしてその改善に最大の努力を払っていただきたいと。数字にやはり強くなって拘っていただきたいと。辰野病院の目標はですね辰野病院のリピーター患者になってもらう。そういうサービス精神を根底に置いて事業をやっていく。そうすれば数字がついて来るというようなやはり考え方を、やはり認識していただきたい。最も我々患者は辰野病院にご厄介になっていきますということは忘れないようにしなくてはいけないことは確かではあります。病院サイドに関わる方々、やはり改めて今回のこの予算についてよく検討して考えていただきたいというふうに思います。それでは次の質問にまいります。次

に一般会計から辰野病院の繰入金についてですが、平成26年度の繰入金予定額は7億2,700万円と今まで経験のない額に達してしまいました。過去4年間の平均額が4億5,800万円ですから、例年よりも2億7,000万円ほど増加しているわけです。現実問題として26年度の運転資金がショートしてしまうということは分かりますが、今後ですね平成27年度から繰入金を減少させることが可能なのでしょうか、お尋ねいたします。

○辰野病院事務長

今、熊谷議員がおっしゃられました平成26年の方ですが、繰入金額は7億2,700万円ぐらいになっております。これにつきましては先ほど来、申しましたこの改革プラン上でいきますとそちらの金額は4億4,700万円。でそのほかに先ほど話がありました4階西病棟ですか、そちらの繰上償還分、こちらが2億3,000万円。あと病院の解体工事、今現在行っておりますが、そちら5,000万円。計7億2,700万円という繰入ということで、従来よりかも2億8,000万円ほど多くいただいております。それで、じゃあこの先どうなるかというところがございますけれども、やはり計画では平成27年度、再来年度につきましては4億2,400万円の繰入予定でございます。その後、若干ではあります。が微減しつつ平成31年度には4億を切る計画ということになっております。そういうこととでなるべく職員におきましてこれほどお金を繰り入れていただいております。一人ひとりが経営感覚を身に付けていただく中で患者サービスを徹底するには常日ごろ話をしております。そういうことで病院の方も繰入の方、やはり多くは期待せずに病院独自で経営の方頑張ってきてやっていかなければいけないというふうに職員一丸、声を合わせまして取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○熊谷（7番）

平成31年あたりから4億を下回るだろうという、ぜひそこを目指してですね、やはりどのくらいの繰入額が適正なのかということになってくるわけですが、具体的に ははっきり分らない数字ではありますけれども、ほかの市町村が運営する病院なんかを参考にしながらやっていく必要があるかと思えます。少ないに越したことはないんですけども、ある程度それは何て言うんですかね、目標値がやはり必要ではないかというふうに、それがどのくらいなのかというのはちょっと申し上げられませんが、いずれにしても目標値、31年4億を下回るというのを目指してやっていただきたいと思えます。それでは次の質問に入らせていただきます。病院関係の質問がもう1つ残っております。医師、看護師の不足が叫ばれて久しいわけですが、なかなか思う

ようにならないのが現実のようです。辰野病院の特色の1つが人工透析医療です。新病院となり設備的には受け入れ患者を伸ばすことが、人数を伸ばすことが可能なわけですが、医師不足により受け入れ患者数を増やすことができないのが現状のようです。また、病床利用率の向上が病院の経営収支と直結しているわけですが、従来50%前後であったものが新病院になってから70%を超える時が多くなり、地域連携の効果や新病院建設の効果が出ているのではないかと感じています。目標の80%に今一步というところでしょうか。100%にするためには看護師の増員がどうしても必要ということのようです。医師、看護師確保に向けての対策はなかなか決め手がないわけですが、町長自らが先頭に立って活動していただくしかないような気がするわけでございます。いかがでしょうか。

○町長

今、議員さんのおっしゃられるとおり病院の内訳って言うんですか、医師、技術者が不足してなかなかどこもかしこも大変だなあってそんな状況でありますけれども、大きい所へはどんどんと人が集まって少ない所はどんどん減ってってしまうこんな現象かとこんなふうに思います。理由はいろいろあるでしょうけれども、そういった中で辰野病院も小さな病院としてできることを精一杯やろうと、こういう形で動いているわけありますので私ができることであれば私なりに一所懸命やっていかなければいけないな、こんなふうに思っているところであります。私が個人的にどうこうできるというような資質のものを私は持ち合わせておりませんので、あれですけれども、お願いしたりだとか協力していただいたりとか、そういったことはまたできますのでこれからもそういった病院の方の院長先生方と頑張ってもらいたいこんなふうに思っています。よろしく願いします。

○熊谷（7番）

なかなか難しい問題ということですが。何とかそこを頑張ってもらくと。我々も一緒になって頑張るという必要があると思います。それでは次に質問に入ります。

都市計画道路の見直しの件でございます。平成25年度より3年計画で都市計画道路の見直しが始まり、26年度はその2年目であり予算も500万円が計上されました。今ある都市計画は50年から60年も前にできた計画であり、高度成長時代を迎えての夢のような計画であった、そのようなことなので全部で13路線ある都市計画道路のその内の7路線は今では全く実現不可能な計画となっています。今回ようやくその見直しが始まり、計

画が本来の意味のあるものに生まれ変わろうとしています。当時の計画立案の中で欠けていたと思われる点は通過車両のための幹線道路と生活道路のすみ分けという発想がなかったのではないかと考えます。今ほど車の台数が増加し、大人一人に車1台の時代がくるとは想像つかなかったために非現実的な計画となってしまったのではないのでしょうか。伊那圏、諏訪圏、松塩圏、3方に通勤可能な辰野町にとって今回のこの都市計画道路の見直しは今後の辰野町を決定づける大変重要な作業と考えます。そこでお尋ねいたします。平成25年度の見直し作業の進捗状況はいかがでありましょうか。

○建設水道課長

それでは25年度の業務についてお話をさせていただきたいと思います。先ほど議員おっしゃったように辰野町の状況につきましては昭和31年に都市計画道路が決定されて57年を経過しているところでございます。都市計画道路につきましては13路線、距離で19.13キロメートルでございます。そのうち7キロメートルが完成しておりまして、整備率は37%でございます。未着手の道路については7路線で12.13キロメートルございます。これにつきましては今回見直しを図るということで先ほど申しましたように25年、26年度においては国の交付金事業により調査を行い、27年度においては法定の事務処理を行っていくことと進めております。25年度の調査内容でございますが、辰野町の現状の把握、それから社会的現状の把握、将来像の明確化、辰野町の交通の特性の把握、交通量調査の実施、交通量調査の実施につきましてはそれぞれの交差点等において5箇所でございます。宮木の中央、中央北交差点、宮木においては西小学校の交差点、平出においては東小学校の南の交差点、樋口においては下田の公民館前の交差点、上辰野においては病院東の交差点等で交通量調査を行いました。道路交通に関する現状の把握、住民意向の把握、という形の中において年末になりましたが運転免許取得者18歳以上の町民2,000人を対象に1,090人の皆さんからご回答いただきましてアンケート調査を行いました。回収率は54.5%でございます。現在これにつきましても委託業者の方で取りまとめ検証中でございます。都市計画道路の整備に関する課題の整理、見直し候補地の路線の抽出、交通量の推計、道路特性による評価、必要性の検討は都市環境機能からの評価、都市防災機能からの評価、収容空間機能からの評価、都市地形形成機能からの評価、交通機能からの評価、既存ストックの活用を検討、現道活用の可能性、代替路線の検証、これにつきましては平成18年3月、長野県におきまして都市計画道路見直し指針というものを策定いたしました。これに基づきまして現在調査をしているところでございます。

これからこの業務を受けました業者から報告を受けまして町において検討を行うところ
でございます。以上でございます。

○熊谷（7番）

アンケート調査をしたり、交通量調査をしたりして現状把握をしてきたということ
でございます。将来像の明確化というのが入っていましたがこのへんはどんな内容な
のでしょうか。

○建設水道課長

将来像の明確化でございます。総合計画、土地利用計画、都市計画、マスタープラン
など上位関係計画から町の将来像基本方針、土地利用の方向性等をまとめ、見直し業務
と整合性を図るものでございます。以上でございます。

○熊谷（7番）

それでは次の質問ですが、26年度の予定を伺うわけですけれども、その前に少し、昨
年辰野町議会の中に議会活性化委員会が発足されました。この1月にはその委員会の中
に道路問題検討部会ができました。道路整備の課題の研究、検討を目的として発足した
ものです。既にその活動が始まっておりまして、2月には町建設水道課から町内道路の
整備計画とその進捗についての説明と講演をいただいたところです。このように議員全
員が町内の道路整備について強い関心を持っているものですから、今回の都市計画道路
の見直しについてはその同行を気にかけているところでもあります。26年度の見直し作業
はどのような計画で進めてまいりますでしょうか、教えていただきたい。

○建設水道課長

25年度の調査結果に基づきましてそれをきちんと確認いたしまして26年度についまし
てはその見直しの実現性の検討、これにつきましてはやはり先ほど申し上げましたよう
に18年に作りました見直し指針に基づいて行うものでございます。周辺環境からの検討、
また地形的な制約等の検討、優先性、効率性、そして妥当性の検討、見直し案の検証、
都市計画道路見直し案の策定、道路整備プログラムの策定、また住民の意見聴取等を行
い見直しをまとめていく所存でございます。以上でございます。

○熊谷（7番）

県からの指針と言いますか、国からの指針と言いますかそういったものに従ってやっ
ていくということのようですが、辰野町として将来的にこういった形が有効だという視
点をやっぱり一番大切にしていっていただきたいというふうに、辰野町の将来を真剣に

考えて進めていくというようなことをぜひお願いしたいと思います。次に今回の見直しは都市計画道路となっていますが、本来は土地利用計画も同時に見直すべきだと思います。昨今の辰野町の人口減少化傾向の要因の一部は今ある計画が古き良き時代の夢物語的な産物である。そんな点が起因しているのではないかというふうに考えるわけであります。現在の車社会に適応した新しい計画が立案されることが必要なわけです。私は羽北地区は人口増加に向けての高い可能性を持った地域と考えますが、都市計画の住居地域に指定されていないために宅建業者が参入しづらく、土地利用が活性化されていません。その結果、若い人たちが箕輪町、南箕輪村に住居を求めて行ってしまう実例が多いわけがあります。そこで提案ではありますが、都市計画道路見直しと同時に用途地域区分の見直しができないでしょうか、お尋ねします。

○建設水道課長

現在、行っています都市計画道路の見直しでございます。これは今現在ある道路についての見直しでございますので、新しい羽北地区、これは新しく新規に考えていかなければいけない問題ではないかと思っておりますので、やはり今回の見直し業務とは別に考えていただきたいなと思っております。その中におきまして羽北地区、下に北沢工業団地もございます。やはり大分住宅化も進んできております。また箕輪との位置付けというような形も今後将来的にわたっていくではないかなと思っております。そういう段階においてやはり、考える地域ではないかなというような私の思いはしております。しかしながら今現在はあそこにつきましては農業地域になっております。住宅地以外についての大半の農地は農業振興地域となっております、皆さん言います農振地域でございます。農業を優先として優良農地という地域でございますので、それを住宅地に一気にするというわけにはいかないと思っております。やはりそれぞれの農業施策に基づくその手続きも取らなければいけない。また都市計画という形になれば都市計画の手続きを取らなければいけないじゃないかと思っております。やはりこれを行うには、農政サイドとしましては農業委員会の考えや地域住民、また西天竜土地改良区の受益地も多くあります。やはり土地改良区との話し合いを行いこの地域をどのような地域にするかを皆さんで問わなければいけないじゃないかなと思っております。こうした結果に基づきまして、やはり地域指定をどのようにしていくかっていうのが一番最初の問題ではないかなと私は思っております。それから農振地域の除外、用途地域としてこれにつきましては非常にハードルの高いものがございます。しかしながらそれ以上に住民、所有者の総意をいただかなければできない問

題でございますので、そのへんからをやはり進めなければいけないじゃないかと思っております。今回、春日街道の先線の道路事業を進めているところでございます。この事業につきましては、ご存知のように伊北インター周辺、羽北地区の道路の渋滞、交通の渋滞を解消するために行うものでございます。やはり土地利用からも進める必要性はありますが、どうしても今回はその渋滞解消という問題の道路問題から進めておりますので、道路が先行してまいりますので、ご理解をいただきたいなと思います。以上でございます。

○熊谷（7番）

今回の見直しが過去の古い、都市計画道路の見直しに絞って全体像はまた別途と言いますか、先送りと、当面はないということになるのでしょうか。やはりその全体像の見直し、土地利用も含めた道路に限らずですね、町全体を見直す必要がないかどうか、町長にお尋ねいたします。

○町 長

今までの経過の中でいろいろ論じられたこともあるでしょうし、これからどういうふうにしていくかっていう問題も抱えてまして、すぐここでどうこう、あれが良い、これが良いっていうお話とはまたちょっと離れた問題になろうかとこんなふうに思います。漠然と全体を考えた時には、そういったこうあったら良いなっていうのもあるわけでありまして、手続き的にも今までの経過からも考えてもやっぱしいろいろの検討を重ねる中で、そういったものを全体のコンセンサスって言うんですか、が得られないとなかなか進み出せないものもあろうかな、こんなふうに考えています。今、建設課長の話もありましたけれどもやっぱし、広く全体のものを掴むとなかなか動きが取れなくなっていくって一つのを進める時にそれが足かせになってしまう、こんなようなこともあってはいけませんので、できるところはできる所からやって全体をその中でまた見直していくとか、そういったことも必要かと思えます。何か分かったような分からないような話、答弁になってしまいましたけれども、そんなふうな形ですぐに結論が出していけないような話だなとこんなふうに感じました。以上です。

○熊谷（7番）

確かに全体を見据えてってということになると非常に難しい問題ですので、今ここでいうことは無理があろうかと思えます。しかしながら、全体像を見据えた土地利用計画というものをぜひですね、今回の都市計画道路の見直しと離れてもやっていただきたい

というふうに思います。

次に3番目の子育て支援について伺ってまいります。人口減少化社会において子育て支援が大変重要な課題である点は皆が感じていることと思います。26年度予算の中で学童クラブ事業、病時、病後の児童保育の事業が計上されている点は評価されるべきことと考えます。私は更に細かいことではありますが、3点ほど提案したいと思います。まず保育園の月曜日の振り替え休日についてです。年間通して2日ではありますが、日曜参観が6月に運動会が9月にあり、この翌日の月曜日が振り替え休日になっています。この2つの行事を土曜日に行って振り替え休日をなしとしたらいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○教育次長

ただ今の月曜日の振り替え休日をなくしていったらという質問だというふうに思いますが、各保育園で行事の開催に当たりましては土曜日、日曜日が良いのかどうか、保護者会の皆さんに諮りながら決めているのが現状であります。多くの保護者の皆さんに参加していただくために行事についてはできるだけ参加しやすい日曜日が良かろうということで現在、保護者参観や運動会等の行事を行っているのが現状であります。したがって翌日の月曜日を振り替え休日にするということで、ほとんどの園が現在そういうふうに行っているところであります。本年度、土曜日に参観、または運動会をした園もあります。その園については月曜日を通常保育ということで休みにはしなくて行ってきたところではありますが、その後の保護者へのアンケート等を行った中では保護者からは「日曜日にして欲しかった」と現在、土曜日でも仕事に行っている保護者はいるということで保護者にしてみるとそういう日曜日にして欲しかったという意見もありました。今後はどちらにするか等も含めることは当然であります。行事を行う前に保護者会というよりも保護者の皆さんにアンケートをいただきながら検討していくのがどうかというふうに思っておりますので、いずれにしても今後の日程調整を図っていきたいというふうには考えております。

○熊谷（7番）

最近土曜日の休みがかなり定着と言いますか、普通の勤務の方が割合、土曜日休みが取りやすくなってきた現状と合わせると状況が少し変化しているのではないかと想像してお尋ねをいたしました。いずれにしても、アンケート等での把握が必要かとは思いますが、それにそんなところで進めていただければと思います。次に保育園のお盆と

年度末の希望保育日というのがあるわけですが、これの時にこの希望保育日にですね給食がなくて各家庭で用意したものをということなんです、そういった希望保育日に預けたいような家は、お昼を作ることが結構、持たせることが負担という意見がありまして、給食を出すことが可能なかどうかそのへんのことをお聞きしたいと思いません。

○教育次長

希望保育の時に給食の提供ということだというふうに思いますが、お盆の時につきましては希望保育をしている保護者の方がどのぐらいいるか希望を取りまして、その中で保護者の皆さんは、とりあえず勤めがあったりというようなことも含めて希望を出してきますが、お盆という特殊性なこともありまして親戚の子どもが来たりそのようなことからキャンセルをするというケースが多々見られます。そんな中で非常にお盆の希望保育自体が少人数でありますので、ここで給食を提供するというについてはいろんなことを考えるとちょっと難しい面があるかなとふうに思っております。また、年度末の希望保育につきましても期間的には3日か4日ぐらいではありますが、年度末につきましては各保育園の厨房の大掃除という一つのことがあります。給食の調理員の皆さんが1年間の汚れをここで落として新年度に向けて厨房を整えていくと。またこの時期の希望保育につきましては人数の多い所、少ない所がありますが非常に食材を求めていくということについても数の問題で難しい面もあったり、また献立、調理員等の配置の問題もあります。そんなようなこともありまして現在は3日、4日ではありますが大変忙しい中でのお弁当づくりは大変かというふうに思いますが、お弁当をお子様を持たせてというのが現在続いております。各園の希望保育の人数も先ほど言いましたように、まちまちでありますので、今後そんなような意見が出てくればまた検討していくところは必要かなというふうに考えております。以上であります。

○熊谷（7番）

検討課題の1つに加えていただければと思います。あと1点の質問ですけれども乳幼児健診のことですが、1歳児健診とか2歳児健診といった乳幼児健診で、この時に歯科のカリオスタットテストを実施できないでしょうか。これは幼児の歯がどの程度むし歯になりやすい状態になっているかを調べる検診ですがこれを乳幼児健診でできないかという質問です。もう1点ですが、希望者で良いようですが歯科フッ素の塗布ができないでしょうか。これについてお尋ねします。

○議 長

保健福祉課長、簡潔にお願いします。

○保健福祉課長

それではお答えをしたいと思います。まずカリオスタットのテストにつきましてはですね今、議員ご指摘のと通りの検査でありますけれども4つの判断基準があります。それにつきましてはですね、キットのですね色の変化に応じて心配なし、やや危険、危険、非常に危険の4段階になっております。これにつきましてはですね歯垢採取後48時間培養するということになっております。そういった面もありまして少し検討させていただきたいと思っております。それからこのテストにつきましては今から15年ほど前までは辰野町はやっておりました。1歳6箇月健診時にですね今まで協力いただけなかったって言いますか、それまでは歯科健診なかったんですけども歯医者さんのご協力によりまして歯科健診をしていただくようになりましたので、それを止めてきた経緯があります。キットにつきましてもですね金額的には小額でありますので、検討はできますがスタッフの関係ありますので、いずれにしましてもですねフッ素塗布と合わせてですね検討させていただきたいと思っております。なお、フッ素塗布につきましては歯医者さんによってはですね考え方が少し違うようでありますので、総体的にですね検討をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○熊谷（7番）

それでは私の質問を終了いたします。

○議 長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後1時30分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 50分

再開時間 13時 30分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席10番、船木善司議員。

【質問順位4番、議席10番、船木 善司 議員】

○船木（10番）

先に通告してあります2点について質問をさせていただきます。まず1点目は国の新たな農業、農村政策についてその4つの改革についてであります。まず最初は今回の改

革をいかに知らせていくかについてであります。日本の農業の担い手による農地利用は全農地の5割を占めていると言われております。最近、農業従事者の高齢化、耕作放棄地拡大等の課題が明確になり、構造改革を更に加速化させる必要が生じたことは理解できるところであります。国は昨年12月「農業水産業地域の活力創造プラン」これを取りまとめ、その柱に1つとして「経営所得安定対策の見直し」2つとして「水田フル活用と米政策の見直し」3つ「農地中間地管理機構の創設」4つとして「日本型直接支払制度の創設」が示され、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策、農業農村の有する多面的機能の維持、発揮をするための地域政策、これを車の両輪として推進し、農業関係者が連携の下、一体となって取り組むべき方針が示されました。今年の作付けも間近に迫っております中、各農家では先日26年産の水稻作付計画書を提出しましたが「この改革を十分できないままの提出であった」そんな声も聞かれました。猫の目のごとく、目まぐるしく変わってきた今回の政策をどのように捉えるのか。町ではこの大改革に対しどのように取り組み、農家へどのように浸透させていくのか、まずお尋ねいたします。

○町 長

船木議員の質問にお答えをしてみたいと思います。おっしゃられるとおり、国の農業政策非常にこのところへ来て急激に動いておりますし、減反政策を廃止するというような方針の中で、いろいろの施策が急激に打ち出されて来ております。4つの改革の中身については、また担当の方から申し上げることといたしましてそのPRって言うんですか、政策の徹底が大きな皆が「どんなふうになるんだ」という不安の中で動き出したことでありまして、私自身も担当の方が来て「とりあえずまた後であれするで判子だけついて出してくれればいいや」とってこんな形でありました。正にそのとおりだと思いますけれども、作付け準備に関係いたします1番目の経営所得安定対策、それから2番目の水田フル活用と米政策の見直し、これについては去る2月21日にですぬ辰野町農業再生協議会総会とそれを受けて開催いたしました地区委員長会でご説明を申し上げますけれども、まだまだ十分とはとても言えない状況ではないかと、こんなふうに思っております。また、3番目の農地中間管理機構の制度化、それから4番目の日本型直接支払制度の創設につきましてはまだ国の考えって言うんですか、そういったことも動いているって言うんですか、そういうこともありますので町の体制が固まり次第、説明会

等を開催して理解を深めていこうとこんなふうを考えています。今後の予定等につきましては課長の方から申し上げます。

○産業振興課長

それでは今後の予定でございますけれども、4月ごろにですね辰野営農組合総会で説明をしてみたいと思っております。また例年ですと5月くらいに開催しておりますけれども、町の農業再生協議会総会も早めに開催しまして周知をしっかりとしていきたいと思っております。また農林水産省で作成したパンフレット等ございますので、それらを既に購入しましたので機会を捉えまして配布して説明をして周知をしてみたいとこんなふう考えております。

○船木（10番）

これからの周知の予定について今、答弁をいただきましたけれども農業従事者全員がですねきちんと理解すること、これが改革のまず大前提、改革定着の大前提だというふうに考えます。多くの機会を捉えて説明をし、皆さんに理解をいただくことがまず先決でありますので強く指摘をしておきます。それでは今回の農業政策が辰野町にどのような影響が出てくるのか、その対応をいかにするのか具体的に質問をしていきたいと思っております。まず、米政策についてであります。日本人の主食である米の消費が年々減少し、国民1人当たりの消費量は昭和37年度118.3キログラムであったものの、これが平成24年度56.3キログラムと半分以下になっております。米の安定価格維持を目的として昭和45年にスタートした減反政策も平成30年を目途に廃止が決まったことはご案内のところでありまして。そこで米の生産数量目標に対する考え方についてであります。平成22年に導入された米の直接支払交付金は昨年秋、取り入れの米に対し10アール当たり1万5,000円が26年産米では半額の7,500円となり、平成30年度産から廃止となることが決まりましたが僅か4年弱での変更は正に猫の目の農政と言わざるを得ません。26年産米全国で765万トン、上伊那では対前年4.6%減の2万8,973トン、辰野町では対前年5.2%減の1,716トンといった配分目標であり、県内の自治体の中にはこの減反政策に取り組まない市町村もあると報道されております。この背景には地域によって生産枠を上回って作付けしている現状に対する不公平感の現れであると言われており、しかも、減反政策に取り組まなくてもペナルティーがないことも従わない大きな要因であると考えられます。加えて、認定農業者が減反政策に同調するのかどうか、その動向が米価の変動を大きく左右することは明らかであります。主食用米が増えれば米の価格は下がり、

供給不足になれば逆に上昇しかねないといった米価変動がその都度、仕組の変更を要するだろうと思います。したがって認定農業者も減反政策に参加することが制度を生かす道であるということは明白であります。このような多くの課題を抱え、補助金も減額となったわけですが、認定農業者の減反政策を含め、減反目標に対する基本姿勢と目標達成に向けどのように進めるのか町の方針はいかがかお尋ねいたします。

○産業振興課長

米の生産数量目標の考え方についてのご質問でございますけれども、上伊那でJA含めまして統一的に取り組んでいかなきゃいけないということの中で、やはり米の需給調整を最優先とした取り組みを行っていくという方針が決定されました。辰野町もこれを受けまして、従来どおり米の需給調整をしてみたいと考えております。町への米の配分面積ですけれども276.3ヘクタールでございまして昨年と比べまして約15ヘクタール米を作る面積が減っております。配分された面積につきましては従来どおり各農家へ一定率で配分をするようお願いをいたしました。農家の水稲の作付けの面積につきましては、水田面積に占める割合が56%ほどとなります。昨年は58%でありましたので、更に2%ほど少なくなってまいります。これはご指摘のとおり大規模の米作農家にもご協力いただかないとほかの人がしょってしまうということが大変ですので、ご理解をいただく中で大規模の作付けをしている農家にもご協力していただくようお願いしてあります。ただ、15ヘクタールが増えた分、転作がですね、逆に言うと転作が昨年よりも15ヘクタール増えるわけですのでこの分をどういうふうにするかということについては、上伊那全体で考えまして加工米と備蓄米で対応する予定を決定しておりますので、お願いいたします。以上です。

○船木（10番）

今の答弁にですね15ヘクタール、この活用について話がありました。加工米等、水田活用米穀に取り組むということでもありますけれども、具体的にはこの15ヘクタールどのように取り組むのか、辰野町の現在のとも補償との関連はどうなるのか、その点お尋ねいたします。

○産業振興課長

現在のとも補償との関連でございますけれども、まず今の備蓄米等で対応するものにつきましては「上伊那水田米穀とも補償」というものを創設しまして、各農家にご理解と協力を求めてまいります。なお今、昨年まで、昨年までと言いますかね、本年度まで

取り組んできました町の独自のとも補償につきましては止めていく方針が決定しておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○船木（10番）

今の話の中でですね、とも補償と水稲交付金の話がありました。問題点は生産者米の販売先と価格だろうと思ひます。販売先については米作農家が個々では対応できません。JA上伊那では水田活用米穀に関わる上伊那米共同計算、この制度を立ち上げ、出荷されたお米についてはそれぞれの用途で有利に販売していくとしております。有利な販売価格を見込むためにも辰野町として共同計算への参加と加入促進に向けた指導が必要だろうと思ひますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○産業振興課長

その点についてですけれども、備蓄米、加工米を作っていくと言ひましても同じコシヒカリで作っていかないと、なかなか生産が難しいわけでございますので、水田活用、活用米穀の生産者の手取り単価と主食米のそれぞれの品種と同額になるように考えていくと。国から交付金がございますので、その細かい水田活用の直接支払交付金ですとか複数年契約の加算金ですとか、産地交付金ですけれどもこれらをプール計算していくというようなことでやっていきますと、上伊那水田活用米穀のそのとも補償で補填することになりますと、その差額についてとも補償で精算していくということになるわけです。非常にこの辺について農家の方に根気良く説明していかなきやいけないのかなと思ひますけれども、いずれにしろこのとも補償に加入していただかないと、この15ヘクタールが町で取り組めないということになりますので、このへんについて理解を深めていただくように説明をしまひります。以上です。

○船木（10番）

コシヒカリの生産という話がありましたので、辰野町の推奨作物についてお尋ねをしたいと思います。水田フル活用ビジョンは水田としての機能を維持しながら、主食用米穀に代わる作物を栽培し、水田という農地の保全を図ることであるとしております。具体的には需要が期待できる麦、大豆、飼料用米、更には加工米が挙げられております。これら地域の振興作物や備蓄米の生産と、地域の裁量による取り組みに対して産地交付金として直接交付の支援であると言ひておりますけれども、辰野町ではどのような取り組みを指導、支援しようとしておるのかお尋ねいたします。

○産業振興課長

辰野町の推奨作物についてでございますけれども、農家の所得が少しでも多くなるというふうに考えていきますと、小麦、ハナマンテンという品種になりますけれども小麦を奨励していきたいと考えております。ちょっと細かい説明もさせていただきますと、このハナマンテンを品質、1等Cランクと仮定しまして10アール当たりで1反歩当たり250キログラムと設定した場合にはですね交付金が田んぼの場合と畑の場合とありますけれども、田んぼの場合には10アール当たり6万9,620円に試算しております。畑に作った場合には10アール当たり3万4,620円と試算しております。またソバにつきましては辰野の場合には品質が大体3等ということで10アール当たり反収が70キログラムと設定した場合に交付金でございますけれども、田んぼの場合には10アール当たり4万510円、畑に作った場合には10アール当たり2万510円というふうに試算しております。これはいずれも出荷販売した農家を対象でございます、特にソバにつきましては26年産は検査品でないと対象にならないという制約がございます。また27年度産以降は更に規格外品が対象にならないので、これは注意が必要だということで周知をしております。また大豆についても奨励をしていかなきゃいけないのかなと、そんなふうにも考えております。こういったものの試算表をですね辰野町の標準単価で試算したものをそれぞれ総会の折にお配りしてあります。それから、辰野町として水田に地域振興作物としてどんなもの振興していくかということですが、アスパラガス、スイートコーン、スイカ、白ねぎ、ブロッコリー、サツマイモ、加工用契約野菜、こんなようなものを作付けしまして出荷販売した販売農家、または集落営農組合には10アール当たり1万円の助成を予定しております。作付けと補助金との関係がありますので若干、単価が減少する場合がありますけれども、こんな助成を予定しておりますので作付けの誘導についても周知をしたいと思いますと思っております。

○船木（10番）

ただ今、推奨作物からあがる助成金額の話がありましたが、それでは支払制度、要するに日本型直接支払制度について伺います。この制度は農業の多面的な機能の維持、発揮のための地域活動や営農組織の共同活動に対する支援であるとされております。その1つに農地法面の草刈、水路の泥上げ等、水路、農道等の管理をする活動に対して支援する農地維持支払金。2つとして水路、農道の軽微な補修、植栽による景観形成等の活動に対する資源向上支払として、この2つがありますが現在行っている「農地・水

保全管理支払事業」それに「中山間地域等直接支払」これらの関係はどうなるのかお尋ねいたします。

○産業振興課長

大きな改革の1つであります日本型直接支払制度でございますけれども、今お話のありましたように現在の農地・水保全管理支払事業との関連で言いますか同じような事業をですね、新たに農地維持支払ということで創設しまして資源向上支払というようなものは組み替えをしていくと。それから中山間地域等直接支払というような制度もありますけれども、こういう現行制度を維持していくということでちょっと分かりづらい部分がございますけれども、現在取り組んでいただいております農地・水保全管理支払事業の活動組織であれば新たな農地維持支払と資源向上支払に取り組むことは可能でございます、しかも支援対象が従来は農家のみは対象外でございましたけれども、今度の制度については農家だけでも良いし、地域を巻き込んだ形でも良いということで支援対象が拡大されましたし、それから交付単価につきましても若干、上がっております。支援水準も増額されております。これらについては農地維持支払と資源向上支払の両方に取り組んでいくように地域の方へもお願いしてまいりたいと思っております。ここについてはこの18日の日に説明会を開催する予定をしておりますので、更に周知をしてまいります。それから、先ほど申し上げました中山間地域等直接支払事業がありますけれども、これは同じ地域で取り組むことができるかどうかというご質問ですけれども、今後の制度は両方の事業は同じ地域で取り組むことは可能となりました。ただ同じ土地って言いますか農地を重複してっていうことはできません。同じ地域の中ではその制度が重複して取り組むことは可能なんですけれども、それぞれ農地は別々でそれぞれの事業で取り組んでいくと、そんなようにお願いしたいと思っております。

○船木（10番）

制度については大方分かりました。それではこれに伴う財源ですけれども、この財源についてはですね国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1と決められており、辰野町にとっても財源の確保が課題だろうと思っております。したがって国への国庫負担の増額、県へは県負担金の増額、これらの要望が望まれるところであります。町としてはどのように対応を考えておりますか。

○産業振興課長

今、ご指摘のとおりこれ事業を進めれば進めるほど町の財政を圧迫するというような

現象も出てまいります。ただ、これは非常に良い制度ですので事業拡大のためにも財源確保についてはお願いをしていかなきゃいけないので、また町長等から広域、あるいは県の町村会を通して国の方に要望していただきたいというようなことも考えております。以上です。

○船木（10番）

厳しい財政状況であります。積極的に県、国の方へ働きかけることを強く要望しております。それでは次ですね、農地中間管理機構への対応について質問させていただきます。政府は分散した農地利用を整理し、担い手がまとまった農地の利用ができるように、貸し借りをスムーズに行う目的で農地中間管理機構の設置を進めております。しかし、山間地では耕作有利な農地は少なく、担い手も少ない現状ではこの制度の効果が疑問視されております。「例え思いどおりに農地が集約、集積された場合、田舎の原風景が破壊されるのではないか」といった声も聞かれます。農地の集約は単に耕作の利便性ばかりでなく、集落機能の維持にも重大な影響が出てくるだろうと懸念されております。そこでお尋ねしますが、辰野町はこの農地中間管理機構を活用して、どのような農業政策を進めていこうとしているのかお尋ねいたします。

○産業振興課長

進め方につきまして町長の方からも答弁申し上げたとおり、これらについてはまだちょっと細かい部分やら、町の対応等もはっきりしていない部分もございますけれども一応この農地中間管理機構については、流動化を進めるという方法として県に1つ、それぞれの都道府県に1個ずつですね公的な機関として農地中間管理機構を整備していくわけございまして、それを市町村に委託してくるということであります。この機構については農地を借り受け、必要な場合には条件整備を行った上で担い手に対して規模拡大、それから利用農地の集約化を図るために転貸しまして農地利用の最適化を図るという仕組みでございます。現在J A上伊那は農地利用集積円滑化団体として活動しております。また、農業経営、基盤強化、促進法に基づく利用権の設定もあります。農地中間管理機構制度の活用とともに農地の流動化と担い手への集積を図っていくというふうに考えております。町の対応でございますけれども、実質的には町の営農センターが中心となって活動していくようになるのかなと考えております。具体的にはやっぱり町が窓口になってJ A上伊那に委託をしていくような形になるのかなと、そんなふうに考えておりますけれどもまだ検討をしているところでございます。以上です。

○船木（10番）

今の答弁の中に町が窓口になってという話がありましたが、この制度を少し見てみま
すですね、業務の大部分が市町村へ委託できるというふうになっておりますし、委託
されるだろうというふうに謳っております。業務の取捨選択、これが必要になるだろう
と思います。今、忙しい業務量、職員の少ない中、取り組んでいるところです。した
がってですねスムーズな業務運営をするためには、のべつ幕なしその委託されるんでは
なく、取捨選択が必要ではなかろうかというふうに思います。それとですね、話の中に
利用権という話もありましたので、次に移りますけれども地域営農組織に対する支援、
ということで利用権についても質問をしていきたいと思います。辰野町は山間地農業で
あり、小規模農家が多く、加えて従事者の高齢化と減少が進んでいる現在、地域で協力
できるものの組織化を図り農地を守っていくことが生き残る唯一の方策だろうと思いま
す。今回の農政改革の大きな柱に地域政策として集落コミュニティーの共同管理など
により農地が農地として維持され、将来にわたって多面的な機能が十分に発揮されるこ
を目的とした構造改革である点を強く謳っております。その1つに先ほど取り上げまし
た、農地中間管理機構の取り組みの中で、農地でまとまって機構に農地を貸し付け、地
域内の農地利用の再編成を進める活動。2つには日本型直接支払制度における農地維持
支払及び資源向上支払等々、これらは組織的な共同活動が基本であるというふうに謳っ
ております。現在、町内における組織だった活動は地域ごとに取り組んでいる営農組合
組織であり、この組織には単に耕作地の管理だけでなく集落活動としての一翼を担っ
ている組合が多くあります。しかし各営農組合は大部分が任意組合であり、利用権の設
定ができない実態であります。今回の改革における多くの取り組みをするには、まず集
落営農組織の法人化が必要だろうと思います。ここでお尋ねしますが、改革の推進向け
、必須の営農組織に対して行政はいかに指導、支援していこうとお考えでになってお
るのか、要は集落営農をどのように育て支援していくのかお尋ねをいたします。

○産業振興課長

集落営農組織の支援についてのご質問でございますけれども、担い手が高齢化したり
それから遊休農地が出たりということの中で集落営農組織というものは非常に存在意
義が大きく、今後ますます重要な組織だというふうに考えております。辰野町におい
ては、ご案内のとおり集落営農組織として辰野営農組合がございます。組合員が420
人で加入面積は206.5ヘクタールありますけれども、この営農組織は何と言ってもやっ
ぱり組合

員を増やしていくということが必要であります。経営的な面も含めまして、やはりこの辰野営農組合が法人化するという事は理想でございますけれども、なかなか大きいものですからそこが難しいようであれば地区の営農組合、渡戸の耕作組合もございますし、羽場の耕作組合もございますけれども、そういった所の法人化の検討っていうようなものも必要かなと思います。いずれもこれらにつきましては、組合員の理解が必要不可欠でございますので、そんな点もお願いしたいと思います。また具体的な支援は町の営農センターから組織活動費の補助ですとか、それから各営農組合の奨励作物に対して助成をしております。以上です。

○船木（10番）

先ほどから申し上げておりますけれども、中山間地の辰野町の農業はですね地域営農組織が組織として機能することが辰野町農業の生きる唯一の道だろうというふうに思います。行政の指導、支援これがあってこそだというふうに強く指摘をし、次に移ります。

次は通学区特例校に対する取り組みであります。子どもたちの卒業、入学の時期がやってまいりました、このごろ、全国的な少子化に伴い、児童数の減少が大きな社会問題となっております。何とかクラス編成ができる学校では切羽詰まった問題ではないでしょうけれども、小規模校にとっては切実な事態であります。川島小学校は特例校として3年目を迎え、新入児を迎えるのは2回目の春ですけれども、11名が卒業し、4月には数名の入学児と聞いておりますので更に小規模校になることとは明白であります。今まで小規模校の良さが十分生かされ、児童ははつらつと育ってきたところであり、今後も小規模校のメリットが十分生かされた教育を継続してくれるものと期待をしております。特例校として2回目の入学児を迎えるこの時期、特例校としての指定した意義を検証し、今までの取り組みに加え、更に特例校としての周知を強化すべきだと思いますがいかがでしょうか。昨年度、入学児童の募集チラシを教育委員会で作成しての町内配布、併せて先生方による学校説明会が昨年度、また今年度は昨年11月行われましたが町内を対象とした活動に留った点は残念と、こんなふうに思いますがいかがでしょうか。川島小学校を初め、町内各学校のホームページを立ち上げ、町外はもちろん全国へ向けて各々の特色ある学校紹介が時代に即した情報発信と考えますが、いかがでしょうか。川島小学校の場合は、通学について、また移住定住促進協議会と連携しての住居の確保等、転入、転居等いろんな要件の掲載が必要かというふうに思います。ここで再度申し上げますが、特例校の指定をしっかりと周知PR。これに努めることで特例校に指定した結果

が自ずから見えてくることだろうと思います。徹底した周知こそが特例校になってから入って来た児童、生徒に対する責務ではないかということまで言えるだろうとこんなふうに思いますが、いかがでしょうか。教育長のお考えをお尋ねいたします。

○教育長

特例校にいたしまして25年度に1名、町内から移って来られた方がおりました。26年度ここで2名入る予定になっておりますので、来年度は合わせて3名が地区外から川島小学校へ入って来ているという状況であります。議員さん今おっしゃいますように、町内だけでなくもっと広くPRをしたらどうかということですが、それもやぶさかではないというふうに私も思いますので、今流のことでありますのでホームページなどを開設いたしまして、広く募集をするように考えていきたいとこんなふうに思っております。いずれにしてもですね、受け入れについてはですね教育委員会ももちろん努力をするし、学校も努力をするわけでありましてけれども、地域の皆さんの協力が欠くことができない問題だということふうに思っております。特に全国に向けて発信した場合にですね、おそらく「住む所ありますか」とか、「仕事はありますか」とか、いう話になるだろうというふうに思います。そういうものと合わせていかないとうまくいかない。教育委員会だけでできる問題ではないというふうにも思っております。最近の新聞にも出ましたように県内のある小さな小学校がですね、外から呼び込むのに地域の人がもう必死になってやってくれて自分たちで法被まで作って置いてくださいってやってるような記事もありましたけれども、地域の皆さんとともに力を合わせながらできることをやっていきたいとこんなふうに思っているところであります。そしておっしゃいますように「おいでください」と言った以上は良い学校を作っていくと。「来て良かった」と言われるような学校を作っていくことが私たちの責務だろうというふうに思っておりますので、そんなふうにできればありがたいと思っているところであります。ぜひ、地域の皆さんのご協力をいただきたいとこんなふうに思っております。以上です。

○船木（10番）

今の話のようにですね地域を挙げて、町を挙げて、また学校も一緒になって取り組むことが重要であることはお互いに確認をしていきたいというふうに思います。1点、確認をしたいんですけども、ホームページの立ち上げ、これは各学校で立ち上げて良いのかどうなのか、また教育委員会が指導しながら全体を含めて立ち上げていくのかどうなのか。現に3年ほど前には各学校のホームページがあったやに聞いております。現在

は、辰野中学のホームページが開設されている。これは更新はされていないようだけれども、立ち上げておるとい話がありました。教育委員会の立場としてはこのホームページを自分の所で立ち上げるのか、各学校で立ち上げるものを監修していくのか、そのへんを伺います。

○教育長

ホームページを立ち上げるためのシステムが一部難しい点がありますので、考慮をしながらやっていきたいと。町のホームページでは立ち上げられますので、町ではPRをしていきたいというふうに思っております。各学校につきましては、システムの問題と立ち上げる技量のある先生がいるかどうかということも問題でありますので、今後考えながらやっていきたいとこんなように思っております。

○船木（10番）

ホームページについての話ですが、しつこいようですけれども各地域にはですねそれぞれの技能を持った方が大勢おられると思います。各学校ごとに立ち上げというのがもうすぐできるのではないかとこのように思います。そのへんも含めてですね教育委員会で指導をしながら早急に前進することを望むところでもあります。先ほどですね、通学という問題についても触れておきました。この今、通学はですね、お一人バス利用という方がおりますけれども、これから2年生以上になると6時限になってくるということになればですね、今のバスの時刻表の中では乗って帰ってこれないと。次のバスということになれば2時間から待たなきゃならないということになるようです。通学の手段としてですねいくつか考えられるだろうと思います。川島線のバスの時刻変更ができるのかどうか、またデマンドタクシーの活用が小学校に限ってできるのかどうか。また、町の公用車を活用することができるかどうか。保育園バスの活用もどうか、これらもあるわけですがそのへんを一つの選択肢として考えながら進める必要があるかと思っておりますけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○教育長

仰せのとおりいくつかの手段があるかと思っております。路線バスの時刻が変更できるかどうかということもありますし、またスクールバスを上手に活用することができるかどうか。それからデマンドバスの時間、その他うまくいくかどうか。そのほかの方法もまだあるかというふうに思っておりますので、来た子どもの状況、親と相談をしながらこれから先の計画を作っていきたいとこんなふうに思っております。以上です。

○船木（10番）

通学については切羽詰った問題であります。早急の対策を立てることを望んでですね、私の質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 5 番、議席 9 番、堀内武男議員

【質問順位 5 番、議席 9 番、堀内 武男 議員】

○堀内（9番）

それでは先に通告いたしました3件について質問をいたしたいと思います。まず1件目は辰野町消防体制における消防団の役割と体制についてご質問いたします。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年12月13日に公布されました。この法律は近年、豪雨であり災害、台風等による被害が各地で頻発し、住民の生命、身体、財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大しているからでございます。その一方で少子高齢化の進展、地方公共団体の地区を越えての通勤、それに伴う住民の増加によってですね社会経済情勢の変化によって、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難な状態であるという現状であります。このような現状に鑑み今回住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的及び理念としています。ここで町長に質問いたします。現在辰野町防災計画が平成25年3月再整備され運用されておりますが、今回の法律施行に対し消防団の地域防災力強化の必要性についての考えをお聞きしますと同時に、今後町防災計画へどのように反映させるつもりか見解をお聞かせ願いたいと思います。

○町 長

堀内議員さんにお答えをしてみたいと思います。おっしゃるとおり非常に災害だとかそういったものが身近に感じられるようになりました。防災力の強化が求められているのは全国津々浦々どこも同じだと思います。地域によって捉え方だとかその重要性だとかそういったものは違いはありますけれども、基本的には同じではないかとこんなふうに思っています。その中であって消防団がいかに重要かっていうことがこの法律の施行によって改めて文書化されて、それに多くの人たちが協力してやっていくそういう体制ができるのではないかと、期待している部分もあるわけでありましてけれども、実際に消防団がなければ平時の職員の体制だけでは非常に難しいものがあると、こんなふうに考えていますので防災計画の中にそういったものも組み込んでいく、こういうことで

あります。国の方の法律はできたわけではありますが、長野県の防災計画等がまだ見直されておられませんので、そういった中でどのようにそれが位置づけされてくるのか、そういったものを見ながら町のまた計画にそれを反映させていくとこんなふうになるかと思えます。一律ではなかなかいきませんので、そういった地域の事情だとかそういったものもあるわけでありますので、そういったものの整合性等も見極めながら見直しを進めていく、そういうことになると思います。以上です。

○堀内（9番）

ただ今、消防団の重要性等を含め、今後計画に盛り込んでいくという形の状況の答えをいただきました。今回の基本的政策は消防団の強化であり、また地域における防災体制の強化であると思います。それで続きましてですね、消防団員確保の推進計画と課題という形でちょっと質問させていただきます。災害が発生した場合、地域で即時に対応できるっていうのは消防団であります。「将来にわたって地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」という形で規定しておるわけです。そのためにも人員の確保は必修な条件であると思います。しかしながら新入団員確保に向け各分団は非常に苦慮しているのが現状であります。現に班長以上の幹部経験者が新入団員を確保できなくて平団員として残留しているということで定数を確保しているという現状ということを知り及んでおります。ここで町長に質問いたします。消防団員数、今496人が定員だと思いますがその充足状態はどうであるか。あるいは各種行事に対して出席状況はいかほどか、定数の見直しを含めての見解をお尋ねいたします。

○町 長

議員さん質問があるとおり、非常に団員確保が大きな課題であります。それぞれの地域によってもその人を確保し得ない理由がそれぞれ異なっている、そんなふうに思いますが、そういった中でどういうふうなふうにしていったら良いかとか、そういったことはそれぞれ皆違うわけでありますが、今までもそうでしたけれども、これからお人口減少ですとかそういった担い手の年代の皆さん方が確保できない、そういった状況の中では当然違う、今までと違う方法で集めるとかそういったことも必要になるでしょうし、対象となる人たちの選択って言うんですかそういったことにも関わってくるのだと思いますし、また現在の組織が今のままで良いかとかそういったことも当然関わってくる話でありますので、大きな流れの中でどういうふうにしていったら良いか、あまり過去に捉われることなくそういうふうに進めていくべきだろうと、こんな

ふうに思っています。いろいろある中で定員の確保だとか充足率だとか、行事等そういったことにつきましては消防署長の方からお答えをしたい、こんなふうに思います。よろしくをお願いします。

○消防署長

それでは私の方から定数の充足状態、また行事の出席状態についてお答えをいたします。定数の充足率につきましては先ほど議員さん申しましたように幹部経験者が数年団員として残ることもあるわけでございますけれども、現在は496名の定員を確保している状態でございます。また、各種行事における出席状況でございますけれども、今年度春季訓練に256名、操法大会に246名、出初式に238名の団員が出動をいたしてございまして、定員に対して50%前後の出動率でございます。以上でございます。

○堀内（9番）

今、充足状態ほほできています。ただその影にはいろいろな要素があるという形ですが、あと今各行事に対しては今50%ぐらいということでもあります。いろいろ用事等もあってということになると思いますけれども、それで考えますと50%の人が出席できる。逆に50%の人しか出席できないという、そういうことにもなりかねないという形だと思います。ですから実質的に活動できる人っていうのは約半分くらいになっちゃうのかなという、それだけやっぱり現実としては厳しい状況があるんじゃないかっていうような気がいたします。それでは続いて質問に移りますけれども、近年の火災及び災害発生状況は昼間と夜とでどういう状況になっているか。またその際の分団の出動回数はどうであるか質問いたします。

○消防署長

それではお答えします。平成23年度に12件の火災が発生をいたしまして、うち5件に消防団が出動してございます。出動人員につきましては昼間火災3件に54名、また夜間の火災2件に115名の団員が出動をいたしました。24年につきましては3件の火災が発生をいたしまして、うち1件の昼間火災に消防団が出動し出動人員は43名でございました。25年には10件の火災が発生をいたしまして、うち3件に消防団が出動いたしました。出動人員につきましては昼間火災1件に13名、また夜間の火災2件に131名の団員が出動をいたしました。やはり町外勤務者も多いというようなことで昼間よりも夜間の火災の出動率の方が高いのが現状でございます。

○堀内（9番）

只今の説明でございますが、いずれにせよ近年火災は非常に減っているというのが現状でございます。災害は特にもっと少ないっていう現状だと思いますけれども、これは常日頃の皆さん、住民の人たちの生活環境が変わったっていう形の状況もありますし、常日頃、団員の皆さんがやっぱり巡回パトロール等を行っているという形の状況の成果ということが大きくされていると思います。ただ、冒頭で言いました勧誘になかなか入っていただかないという現象がございます。この事象に対してどのような要因であるのか、そこら辺の見解をお知らせ願いたいと思います。

○町 長

原因は一概にいろいろあると思いますけれども少子高齢化の進む中に、地域に密着した活動に対して興味を示さない若者が増えているんじゃないかと、こんな一面もあろうかと思えます。一方で「朝夕の操法訓練等、消防活動そのものに魅力を感じていない人もいるんじゃないか」ってこんな声も聞こえます。政策については区長会で勧誘をお願いしたり、『広報たつの』、成人式等でお願いしているようなことありますけれども、実際に今、消防団員として活動していただいている皆さん方には非常に生活の犠牲にする部分もあったり活動を制約されるような部分の中で非常に奮闘していただいてその役割を担っている、そういうふうな状況があるわけでありまして、それがしっかり頑張るがために、また周りの人たちがちょっと一歩引いてしまう、そんなような状況もあるかもしれません。だからといって一所懸命やらなんで良いっていうことではありませんけれども、地域の人たちばかりでなくて当事者の親御さんっていうんですかね、そういった方たちが積極的に活動していただく。かつて自分が苦勞したようなことを同じようなあれで、今、昔の子どもたちは親が苦勞したから子どもにも苦勞させたいと思ったんですけども、今の親の皆さんは苦勞したから子どもには苦勞させたくない、こんなことがあるのかどうか分かりませんが、そういうふうに積極的に家族の人たちが協力していただけるふうな状況が望ましいんじゃないかな、こんなふうに思います。また地域や何かもそうですし、会社もそうですし、いろんな所からご協力を得てやっていくことが非常に大事な、こんなふうに思ってます。以上です。

○堀内（9番）

ただ今、要因の関係ちょっと操法大会の話がありました。これ私なりにやっぱり改善策等含めて考えてみたいと思いますけれども、いずれにせよ早朝の訓練、非常に厳し

い、仕事の内容も多岐にわたっているということでなかなか出席できないという状況もあります。先ほど火災の話をしましたけれども、消防操法大会、これは火災を想定した訓練であり技術力の向上であり、規律の習得であって、また集団の統制を欠くことができない訓練と私は認識しております。でもその反面、逆にその操法の訓練がどういうことかっていうと、やっぱりその番員に特化するっていう、そういう逆な面もあるんじゃないかと。応用性に欠ける面も私は捨てがたいものであると思っております。操法訓練っていうことは非常に長期間にわたってという形で予算的にも日数的にも非常にウエイトが高いという形でございます。それが団員の負担に繋がっているっていうことはもう明らかな状況だと思います。また逆に地元の負担も多くはなっているという形の中で、昼間のさっきの話がありました、昼間の火災が非常に少ない、でも出動する方は非常に少ない、夜半は出られるという状況もありましたんですけれども、やっぱり今後、災害を想定した訓練に変えていくということをやっぱり検討をしていただきたいと思っております。ここで町長に答えていただきたいと思っておりますけれども、今後、災害を想定した総合的な訓練を全団員対象に年間を通じて計画すると。その中で団員の技術力向上に向けて、行っていくべきではないかって思います。また後で述べます自主防災組織を指導するリーダーの存在、育成に繋げるというそういう訓練も含めてですね必要性を一層感じますが見解をお尋ねいたします。

○町 長

そういうふうな必要性が出てきているのかな、こんなふうに私も感じているところがありますので、これからはそういった面で検討を加えていくべきだとこんなふうに思います。

○堀内（9番）

今まで培われてきたものなので、これを変えるっていうことは非常に大変なことだと思います。少なくともやっぱりこういう時勢になっているところがございますので、地道に先を見て、検討していただくということをぜひお願いをしたいと思います。次に、消防団員の処遇の改善の考え方について質問いたします。処遇は消防組織法により、各市町村の条例の規定で活動に応じた適正な支払いをしなくてはならないと決められております。総務省消防庁は待遇改善を促す方針を今回も決めております。現在、平均的なのか団員として国は平成24年度ですけれども交付税として単価を団員報酬3万6,500円、出動手当として7,000円と指定されております。詳細は各自治体で決めなさいという形

の状況になっておりますが、ここで町長に伺います。辰野町の支給実態はいかほどか。他町村と比較してどのような水準であるのか。消防団員の今後の処遇の改善見直し等を含めての見直しの考えがあるかどうかお尋ねいたします。

○消防署長

それでは団員報酬について私の方でお答えいたします。報酬につきましては年額で団長が22万4,600円、副団長が15万3,100円、分団長が8万4,000円、副分団長が5万5,800円、部長が5万200円、班長が7,900円、団員が1万2,000円を支給をしてございます。出動手当てにつきましては一人当たり年間7,000円を支給をしてございます。他市町村との比較についてでございますけれども班長以上の幹部につきましては長野県の平均を若干上回っておりますけれども、団員については県の平均よりも5,000円ほど下回っているのが現状でございます。

○町長

今、班長7,900円と言いましたけど、2万7,900円の間違いです。

○堀内（9番）

今、只今団員報酬の関係、ちょっと低いっていう話がありました。これは伊那消防構成団体平均1万3,225円に対すと下回ってますし、南信州広域構成団体では1万8,807円ということになってますんで、これに対してはやっぱり団員の関係が非常に少ない状況があるのかなという感じはしております。これはぜひまた検討していただいてですね、活動に見合った保障とともに進入団員確保に繋がる成果に結びつけるよう願って次の質問に移ります。消防団の設備と装備の改善の考え方についてお尋ねいたします。消防団の設備、団員の安全と救助活動を新たな役割としてその対応、情報通信機器等の充実の観点から非常に重要な役目を担っていると思っております。特に東日本大震災において多くの消防団員がその犠牲になりました。その教訓は消防団員の装備の基準であるとか消防団員服制基準をここで見直さなさいという形の状況が出てます。これは双方向の情報伝達可能な装備の充実であるとか、救助資材の充実、消防団員の安全確保に関するものという形であるかと思えます。これは内容的にはかなり大掛かりなものなので非常に費用がかかるという形の状況だと思えますが、現状の整備状況はどうであるか。また今回この法律施行に基づいてですね、今後どのような整備計画に繋げていくかご見解をいただきたいと思えます。

○消防署長

それでは装備についてお答えをいたします。町の防災無線機につきましては今年の5月にデジタル無線機に更新をいたしまして、各分団に車載用として1台、また携帯用として3台ずつを配備をする予定でございます。また、これとは別にでございますけれども、携帯型のデジタル型の簡易無線機を54台消防団全体で配備をしてございます。救助資材については配備をされておられません。また団員の安全装備品についても十分とは言えませんので、今回のこの法律に沿った整備計画を策定しながら順次整備を進めてまいりたいと考えております。

○堀内（9番）

先ほど冒頭で言いましたように非常にこれ費用がかかりますんで、やっぱり長期的なビジョンを含めた内容でも、団員の安全っていう形のものをやっば確保するっていうことは必要なことですので、双方向のデジタル的な内容も含めてですね、十分に確保できるような計画を練っていただきたいと思います。続きまして、消防団の協力事業の関係等ありますけれど、これは今後必要であるという旨だけ述べて、次の質問に移りたいと思いますけども、あと公務員の消防団員業務推進計画という形の状況が今回のっかっております。これは多分、団員の確保ができないために公務員の人たちを多くその団員の中に入れなさいという形の状況だと思いますし、たまたま辰野町は常備部という形の状況で他にない組織があつて非常に活躍していますし、昼間の火災に対しては非常に効力を発揮していると私は思っています。そこで町長に伺いますが、現在の公務員と団員の業務兼任状態はどうであるのか。あるいは常備部の存在の評価、それと今後公務員の団員を増やすっていう考え方はあるかどうかをお尋ねいたします。

○町長

引き続きお答えをしたいと思います。公務員の消防団員兼務推進ということでございますけれども、この法律の中では言っているのは公務員は兼業禁止っていう条項がございますして、許可を得なければその兼務できない、要はよそから報酬を貰えない、こういうことになるわけでありまして許可を得るということで今まで多分、世間一般では多分そうだったと思うんですけども辰野町は前々から常備部というかそういうふうな組織体の中で作成してございまして、そういった面で兼務についてはもう許可を与えるっていうんですか、当然のごとくそういうふうなのに参加していただくとそういうことでこういう法律ができる前から既にそういうことは十分できていると、そんなふう

に思います。そんな中で常備部っていうのは、もう昔からこの役場に来る前から、前の役場の近隣の住民の人も一緒にいただいて役場の職員と常備部っていうのを作っていました。その頃から段々に近隣の人たちがそれぞれ分団の方へ移ったりとか、段々減りまして町の職員で構成する常備部になって非常に今、話をされたような活動もしているところでもあります。そういった職員を増やさないかということでもありますけれども、今回のものについては兼業禁止の部分についてそれを許可して、全体として公務員が入るのを増やさないかということだと思います。辰野についてはそういったことで十分できていますので、入れる人は当然入っていただくということでもありますけれども、公務員だから特に入れとか、そういったことをよその当然公務員って言っても国家公務員から県のいろいろの公務員がおるわけでございますので、そういった人たち、特定の人にターゲットを絞って増員計画とか、そういったものをするのではなくて同じように全体のレベルを上げながらその中に公務員の率も自然に増えて、まず全体を増やす。そういうことであろうかと、こんなふうに理解をしていますのでよろしく申し上げます。

○堀内（9番）

多分、辰野町現在9%ぐらいだと思います。少なくとも先ほど今、町長が話したように常備部の特色っていう形の状況がやっぱり昼間対応、今度逆に夜間に対してどうなのか。やっぱり地域にいない方も多くいらっしゃると思いますが、夜間になれば地域の人たちも仕事から帰って来るっていうことで非常に多くなるっていうことはありますけれども、その中でやっぱり分団への公務員の方の応援体制、あるいはサポート体制っていうこともですね積極的に行っていただければもっと有効に活用ができるんじゃないかっていうような気がいたします。続きまして、消防団の自主防災組織に対する連携と役割について質問させていただきます。一定の訓練を受けた消防団員が自主防災組織の教育訓練に指導的な役割を担うこと、それが一層的な効果に繋がると私は思います。これは全国的に組織が進んでいる自主防災組織っていうことで辰野町もほとんど17区全部が組織されていると思いますけれども、なかなかやっぱり地域によっての差が大きいという状況が見られます。そんな形で今回やっぱり消防団、先ほど操法っていう形ありましたが、そのほかにもですねこういう防災リーダー育成という形の状況でその協力体制を取るという形の状況がですね、いざとなった時に非常に機能するという形だと思います。そんな形で地域の防災リーダー育成に向けて消防団員教育強化という形の状況で行っていくという形に、それがひいては消防団自主防災組織に対する強力な体制の強化

という形に繋がると思いますのでそんな形での見解をお伺いしたいと思います。

○町 長

地域の皆さん方の自主防災組織、これをより有効なものにしていくっていうんですか、活躍できるようにしていくっていうのが大きな狙いの一つでもあります。そういったことで消防のOBの皆さん方がそれに携わって技術の伝承ですとかそういったものがなされているのが現状かと思います。そういった中に今の消防団員の皆さん方が段々にまた入っていくわけでありますので、それなりの資質を高めながらそういったものに参加していくっていうことは非常に重要なことだろうと、こんなように思っています。ですからそういった面で現役の時にそういった技術を習得するそういう研修の機会ですとか、そういったものを大切にすることはますます重要になっていくんじゃないかと、こんなように思います。先ほどの話蒸し返すわけではありませんけれども、消防団員の対象の人数が減ってきてどうしても確保できないような場合には、それに代ってじゃないですけども、地域の人たちの自主防災組織なりいろいろの組織っていうんですか、そういった人たちに助けていただくしかも方法が残されていない、こんなふうを感じる面もありますのでそういったものが必要になる、そんなように思います。

○堀内（7番）

やっぱり、初期消火っていう内容については自主防災組織っていうのは非常に重要な要素であると。あるいは災害の時にも全く同じだと思いますけれども、現在、辰野町の消防の規定になるかと思えますけれども、その自主防災組織、その中で消防団に協力できること、やって良いこと、あるいはやっていけないこと、逆に自動車ポンプ、そこで火災が起きてて団員が1人しかいなくて自動車ポンプが出ないっていう時に団員じゃなくて自主防災組織の人たちは乗って良いのか、悪いのか。そういうことも踏まえてですね、ちょっと明確にしておく必要があるんじゃないかと、案外と今ね、そこらへんがはっきりしてなくて「自動車ポンプは乗れないよね」って思っている人が多いんですが、そこらへんの見解をちょっとお尋ねします。

○消防署長

消防車に乗って良いか、悪いかというだけのことに関しましては、運転は消防団員がやらなければならないように規則で決まっておりますけれども、消防協力者というようなことで乗車をさせても良いというようなことになってございますので、消防協力者の乗車でしたら乗っても良いようなことになってございます。また、自主防災組織の皆さん

んには初期消火、町議さん今、申されましたけれども初期消火、また避難訓練、避難誘導ってというようなことをご協力をお願いをしたいと思っております。また現状では、自主防災組織の皆さんにお願いしたい部分だとか、消防団に任せてもらいたい部分ということが明確にはなってございませんので今後消防団、また自主防災組織、区との会議の場を設けてそういった点を明確にはっきりさせていきたいと考えております。

○堀内（9番）

ぜひ、すみ分けをはっきりしていただいてここまではできるんだって、これはやっぱりいけないってことをですね、はっきりしていただきたいと思えますし、ちょっと今、質問で落としましたけど、被災しちゃった時に自主防災組織の人間がね、やっぱり保障っていうこともあるっていう形で聞いてますんで、ここら辺もやっぱりきちんと皆さんに公表するってことは必要だと思いますので、ぜひそんな形で進めていただきたいと思えます。1件目の最後の質問になりますけれどもここで広域消防化に移行する体制になりますんで、それに基づいて消防団とすればどういう形の状況に変わっていくのかという形だと思います。平成27年度広域に移行するという形の状況ですけれども今までどっちかという、辰野消防署の皆さんに指示いただくということが非常に多かったと思えますけれども、今後やっぱり統合になるとそれがどう変わっていくのか。特に火災が起きた時に誰の指示で動くのか。また専門的なですね部門の接遇を含めて、やっぱり必要になると思えますので、「後火災に行った時に誰が指示してくれるの」

「火災が起きたらどこの分団がどう出るの」「その指示は誰がするの」っていう形を含めてですねやっぱり必要になってくると思うし、それをそういう今度は指示をどこの部門がやるのか。あるいは専門的なやっぱり知識が必要じゃないとなかなかできない状況あると思えますので、そこら辺をどこが担うのかっていう見解をちょっとお聞きしたいとおもいます。

○消防署長

命令系統でございますけれども、上伊那広域消防本部に通信司令室ができて上伊那全域の119番通報を受信をするようになります。これによりまして今までと変わりがなく「防災無線」また「ほたるねっと」「緊急メール」等を辰野町へ流しまして消防団員が出動をすることになってございます。現場におきましては、消防署また消防団が情報を共有するために現場本部を設置をいたしまして、その現場本部の指揮下において活動をするようになります。これからの担当箇所でございますけれども消防署におきまし

では上伊那広域連合の職員になるということで辰野町の事務はできないというようなことをごさいます、消防団の事務、また教育の計画の立案等につきましては総務課の危機管理係で担当をすることとなります。以上でございます。

○堀内（9番）

いずれにせよ広域化っていう形の状況で進められておりますんで、現場の人が支障のないようにきちんと指示が受けられるように、あるいは常日頃の教育、統制も含めてですぬきちんと行っていただきたいと思います。以上をもちまして1件目の質問を終わります。

続きまして2件目の内容に入りますけれども、ちょっと時間が押しています。道德教育の現状と教科化についての見解をお尋ねしたいと思います。文部科学省が道德教育の教科化という形の状況で検討作業を進めていると。これははじめの対策という形の状況で道德教育の強化が必要だという形の状況の中で提言に至っているわけですけれども、いずれにせよ現在「心のノート」という形で主体に週1回程度の道德教育が行われていると聞き及んでおりますし、これはそれに基づいて確実に行われているという形だと思えます。いろいろの意見があって「教科化による数値評価ができないんじゃないの、道德は」あるいは「画一的な検定教科書の使用になるんじゃないのか」とか、「逆に授業時間の確保がきちんとできるよね」とか、「年間を通じて組織的とか計画的に指導ができる」賛否両論であります。ここに来て「評価をしなくて良い」というような話も出てきておりますけれども、ここで教育長に質問いたします。「心のノート」を主体に行われている現在の道德教育をどのように評価しているか。今後2015年を目途にして導入するという考え方が出てきておりますけれども、教科化に対する要否に付いての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○教育長

ただ今の質問の「心のノート」について、そしてまた道德の教科化についてということについて私の見解をお話したいとこんなように思います。心のノートでありますけれどもこれは文部科学省が数年前から無料配布を希望する所にはくださるとこういうものであります。小学校低学年用、中学年用、高学年用。そして中学生用と4冊があります。文部科学省はこれをですぬ使っても良いし使わなくても良いし、部分的に使っても良いしと、こういうことで配布をしてくれております。現在道德の時間というのはですぬ年間に35時間をやりなさいというふうに学習指導要領では決められております。したがって各学

校では時間割の中に35時間というのは週に1回やってということですので、週に1時間ずつ道徳の時間を時間割の中に組み込んで行っているところではありますが、どんな授業をするかについては最終的には教員の自分の考え方によってやるというのが道徳であります。したがって心のノートを使うのが良いと思えば、先生は部分的にでも使うだろうし、ほかの資料を俺はどうしてもこの資料をやりたいという先生がいればそういう信念にしたがってその授業をやっていくだろうと思います。学校の中には年間計画というのが作ってありますので、今言われるようにですね時間数が確保されない今までですね、時間数が確保されなかったじゃないかとか、計画がなかったじゃないかということは当てはまらないと私は思っております。現に私も教員時代には週1時間ずつの道徳はきちりやってきましたし、学校の計画もあって学年の計画もあって、そうした中で授業を進めてきました。したがって心のノートのあり方については、現在のような方法でも良いし、なくてもできるしと。検定の教科書ではないけれども道徳の資料集ってというのが副読本として発行されているものがあります。教科書会社から出ているものが。そういうものを使っている学校もあります。使わない学校もあります。ただしこれは検定教科書ではないので、使うとすればお金を出して買うという形の副読本であります。心のノートについてはそういう状況でありますので、今申し上げましたように現状くらいで良いのではないかなというふうに思っております。ただ文部科学省では今までの心のノートをもっと充実させるということで厚さを今までの2倍くらいにしたのを26年度用として配布してくれております。以上です。心のノートについてはそういうことです。教科化についてですね、道徳の教科化についてでありますけれども、学校の教育活動はですね教科とそれ以外の領域に分かれています。教科っていうのは国語とか算数とかいうものでありますし、そのほかの領域というのは総合的な学習の時間、それから特別活動、学校行事、それから道徳、小学校では外国語活動、これが含まれます。したがって今まで道徳っていうのは教科の仲間ではなかったんですね。教科っていうものはどういう要件が揃うと教科になるのかと言いますと、1つは国の検定教科書があるということ。それからもう1つは評定を付けるということ。成績付けて評定付けるということ。それからもう1つは免許のある先生が中学校以上ではね、免許のある先生が教える。数学は数学の免許のある先生が教える。国語は国語の免許のある先生が教える。これがこの3つの条件がですね、教科としての条件であります。今まで道徳は教科ではなかったのでもうそういう条件は当てはまらなかったわけではありますが、教科化をするということになり

ますと、今の条件が加わってくるというのが普通一般常識的な考え方であります。ところがですね、道徳という教科の免許っていうのは今、ないんですね。教員になるためには道徳教育についての授業を履修しなければならないので、これは誰でも履修はしているんですけども、道徳っていう免許はないんですね。したがって担任が道徳は教えるところというふうになっているわけであります。ところがですね、今度教科化をしるということになると、免許のある人っていうことで道徳の免許ってないもんだから、誰も授業ができなくなってくるんじゃないかとかですね、それから教科書を作るということになると文部省の検定を受けた教科書でなければならないとこういうことが出てきます。それから成績を付けなければいけないとこういうことが出てきます。まず教科書の問題からいきますとですね、道徳っていうのは算数の計算問題とかですね、国語の漢字とかいうのと全然違ってですね、心の問題であります。したがってですね、成績を付けるということになりますとですね、人の心に成績付けなきゃいけないということが出てくるんで、あなたの心は1ですよ、とか2ですとかってそんなことってあり得ないんじゃないかというふうに思います。それから教科書について言いますとですね、政府の検定の教科書っていうことになるとですね、時の政府の思惑が非常に強く入ってくるんじゃないかと、道徳観や価値観が画一化されてくるんじゃないかという恐れがあります。政府によってはこれをプロパガンダって言いますけれども、政党や何かのですね1つの政策に組み込むようなそんな形ができてきたらこれは大変なことだなというふうに思います。それから免許はもうないのでこれでどうしようもないんじゃないかと、これから新たに作っても充足するために免許を持った人を充足するためには何年もかかってしまうというような問題があります。したがって私もこの教科化については大変疑問を持ってきましたし、反対をしましていました。ここへきてですね政府はそうした反対を聞きながら、こんな提案をしてくれています。教科は教科だけれども特別な教科っていうふうにするぞっていうふうにして、免許はなくて今までどおりに担任が教えろ、それから評定は付けないということですね。ただし教科書は作るということであります。したがって教科書についての疑義は私先ほど申し上げましたように、価値観や思想観の統一化、画一化に繋がるのではないかという恐れがありますので、この点については異議を持っているところであります。以上です。

○堀内（9番）

分かりました。懇切丁寧な説明ありがとうございました。あと私の質問の中で教育長

にあればもう1点あって、それは3分以内でやらなきゃいけないんでちょっと先を進めますが、土曜日学習の現実という形の状況でお話させていただきたいと思いますが、学校、週5日制っていうのは平成14年から行われました。現在ここで土曜日の授業化という形の状況がちょっと出てきておりますけれども、これは土曜日の授業であり、土曜の課外授業であり、土曜の学習であるという形の状況があります。そんな観点から総合的な観点から子どもたちの土曜日、教育環境が充実が重要であるという形の状況ありますけれども、この点についてですね土曜日教育活動の重要性をどの程度捉えており、この移行に対してどういう見解を持っておられるか簡単にご説明いただきたいと思ます。

○教育長

土曜学習であります、学校においてですね授業の時間数をですね、どのくらいやらなきゃいけないかっていうのは学習指導要領に定められております。現在ですね、土曜日授業はやってないわけですがけれども、平日で学習指導要領に定められている時間数を全部クリアしております。したがってやらなければならないということはない。やらなくてクリアができていうのがまず大原則であります。しかしですね文部科学省はこれをやっても良いというふうに決めましたので、決められた時数より多くやる分にはこれは構わないわけですので、少なくちゃいけないけど多い分には構わないので土曜日に授業をして決められた時間数よりも多くやる、そういう所があってもそれは悪くはないと、こういうことではあります。今申し上げましたようにクリアできていけば、あえてやる必要はないということではあります。今、議員さんおっしゃられますようにですね、平日の授業を土曜日にまで持ってきてやるというやり方、それから土曜日は授業じゃないけれどもいろいろな活動をしましょう、遠足しましょう、運動会しましょうっていうようなそういう日にするという。それからもう1つは学校の先生は関与しないけれども子どもや学校の施設を借りてボランティアさんが授業なり何なり活動しましょう、というやり方があると思ます。私はボランティアさんが土曜日に使ってやってくださるのは多いに結構だというふうに思っています。ただ、土曜日に授業をしたりなんかするにはこれは先生が出て来なきゃいけない。一番の問題は教員の勤務時間の問題が出てきます。勤務時間がオーバーになります。教員は残業手当っていうのはありません。超勤手当っていうのがないわけですから「出て来い」っていうふうに命令すると校長の責任でありますので、どこかで出て来いって言ったなら代替措置を取らなきゃいけない。回

復措置を取らなきゃいけない。そうするとどっかで休みを取らなきゃいけなくなってしまうね、平日に休みを取らなきゃいけない。とそんなことをしていたら普通の授業はできなくなってくるということもありますので、私は土曜日の授業については賛成はしておりません。

○堀内（9番）

ちょっと時間オーバーしそうなので、最後の質問に移っちゃいます。最後の質問はですね、地籍調査の進行状況と将来に向かってどういくかという形の状況になります。これは昭和59年より始まった農地の地籍調査が来年度で一応終わるといふ形の状況ありますんで、これは30年間という非常に長い期間だったと思います。今後私たちも今、城山の整備やっていますけど、全体的にやっぱり地権者の方が世代代わりあるいは里山の活用をしないっていう状況があって境界すら分からないとか場所がどこにあるかも分からないなんていう話もございます。そういう点で今後、やっぱり山林、山の地籍調査っていうことをですね、今後検討する必要があるんじゃないかと思います。ただこれは非常に莫大な費用がかかると思いますし、町県国も含めての費用概算、どのくらいかかるか、どのくらいの割合になるかっていうことを概略ちょっとお話いただければと思います。

○産業振興課長

地籍調査の進行状況と効果でございますけれども町全体的に農地が減少して宅地が増えていると。これは住宅地の底地が地目変更登記してないケースが多いので地籍調査によりましてこれが増えた。面積も増えております。したがって固定資産税も増額となっております。結果の活用ですけれども平成24年は467件申請がございました。これらは土地売買ですとか家の新築、それから公共事業で有効に利用をされております。また山林に対する調査拡大の計画ということでございますけれども、今議員ご指摘のとおり非常に必要性は感じるわけですけれども、しかしながら事業費が概算で40億円と推定しております。事業費に対しては国が4分の2、県が4分の1、町が4分の1という負担になりますと、町の負担は約10億円くらい。交付税の参入を見込んでも2億くらいは実質かかってくるのかと考えております。したがって今後、森林関係者も入れまして町の地籍調査推進委員会で十分検討してまいりたいと、こんなふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

○堀内（9番）

先ほど話しましたように、やっぱり自分の土地がどうであるかっていう内容がやっぱ

り分かりづらくなっているっていう現状ありますんで、この時期にやっぱりある程度やっておいた方が良くないかっていうような気がします。ただ先ほど言ったような費用がかなりかかりますんで、これを慎重にですね検討していただく中で方向付けをしていただければよろしいかと思えます。以上をもちまして質問を終わります。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は午後3時20分といたします。

休憩開始 15時 07分

再開時間 15時 20分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席4番、三堀善業議員。

【質問順位6番、議席4番、三堀 善業 議員】

○三堀（4番）

今日は水処理センターの所長に主にお伺いいたします。水については私、31年間その世界で生きてきました。魚を飼うということの養殖ですけれども、そのためにいろいろの水の姿っていうものを経験しました。良い水ばかりでなくて水というのはその普通の状態で温度が下がれば固体になり、上がってくれば液体になり、そしてもっと温度が上がると気体、気化して気体になるというような大変普通の自然界の変化の中でもほかのものと違う簡単に変化してしまう。このたびの豪雪も大変な被害を受けましたけれども、これも水でした。水が形を変えるというのはいろいろの良さもありますけれども、恐ろしさもあるということをつくづく感じております。そこで今日は3月をもって退任される水処理センター所長に水についてちょっとおこがましいですけれどもお伺いしたいと思います。現在使われている上水道の水源ですけれども、どれほどありますか。表流水、地下水、そして湧水というふうな分類になると思いますけれども、そのどのくらいの水源を辰野町は持っているか、それをお聞きいたします。

○水処理センター所長

現在使われている水源ということで表流水、地下水、湧水の関係ですけれども水道水源の内訳ということで見ますと辰野町では水源数が全部で38あります。そのうち上水道が16、それから小野簡水で6つ、その他の簡水、これは地元の組合が管理している8つの簡易水道、それから4つそれ以下の小さい所ですね、飲料水供給施設、あるいは簡易給水施設と言っていますけれども、これ全部で12ありますがその他の簡水で16、これを

合計38の水源があります。内訳を見ますと、表流水を取っている所が上水道で6つ、それから小野簡水で1つ、全部で7つになります。それから地下水ですけれどもこれ井戸、深井戸ですが、上水道で7つ、それから小野簡水で1つ、その他の簡水で3箇所ありまして、全部で11箇所。それから湧水、これは実際には沢筋の水というかそういう所から取っている湧水が多いんですけれども、こちらの方は上水道で3個、それから小野簡水道で4つ、その他の簡水がこれちょっと多いですけれども13ありまして合計20となっています。給水量で上水道の給水量で見ますと上水道の場合ですと1日に7,240トンの水を供給しています。そのうちの表流水が大体1,130トンぐらい。それから地下水が3,780トン。湧水が2,330トンということでこちらの方ですね、湧水の中には井出の清水というのが非常に良い水源があります。地下水と湧水を合わせますとこちらの方で大体84%ぐらいが辰野町の水源の水として占めているわけですし、その特にですね中央の高畑で38%ぐらい、それから井出の清水が30%から31%ぐらいということでこの2つだけで約7割の水を供給しているという特徴があります。こちらの方、地下水ということですがけれども一般的に井戸の深さというのを見ますと、これ地表面からの深さですけれども井戸の深さ43メートルから75メートルぐらいの井戸を掘ってありまして、平均で言いますと大体58メートル、60メートルぐらいの井戸の深さになってます。その所にポンプを設置するわけですがけれども、そのポンプの位置がですね、大体32メートルから51メートルぐらいの間の所にありまして、平均では42メートルぐらいの位置にあります。運転する水位ですがけれどもこちらの方いろいろありますが、代表的なものとして中央の第三水源というのを見ますと運転水源は14.3メートルから15.7メートルとポンプの位置よりずっと上の方で水位が変動しているということでもあります。そのほかに井出の清水の関係ですがけれども、こちらは浅井戸という形でポンプが入っております。その井戸の深さは6メートルということでもあります。ポンプの位置が4.6メートルぐらいの所に入っておりますがこちらの方は運転をポンプを回してもですね水位はほとんど変わっていないと、井出の清水につきましては本来ならこれ地下水と言っても良いくらいですけれども地形の関係でですね、丁度その所に湧水として出てますので、一応湧水という形で分類しております。以上です。

○三堀（4番）

井出の清水というのは大変有望なまた将来にわたっての有望な感じの水源だというふうに感じますが、しかしそのいわゆる表流水を使っている所6件がこれが1,130トン1

日に使うということですが、これが大変いろいろと手がかかるじゃないかなという感じがいたします。そこでその大変いろいろと今お聞きすると豊富な水源があるわけですが、さてそれが果たして水質がどうであるかと。自然界においても鉛であるとかヒ素であるとかいうようなものはあります。そうしたことを考えますと、その水質がどうであるかということ。それからまたこの水源が汚染、あるいは井出の清水は良いでしょうけれどもほかの所の深井戸にしてもいわゆる枯渇の心配はどうか、地下水のそのために代わるべき地下水の探査はどのようにされているか。それから表流水はどのような形でもってどこの水の利用するかということ、ちょっといろいろの設備投資も大変なことになるとは思いますけれども、安定するかどうかっていうのは非常に大きな問題があると思います。それからさまざまな状況の変化っていうものに対応するようなことも今後考えていかなきゃあならない問題だろうというふうに感じます。その点、3点ほどどのような見解でおられるかお聞きいたします。

○水処理センター所長

まず水質の関係、汚染、枯渇の関係ですが、3つの水質の系統に分かれるわけですが表流水を見ますと水質としては自然由来のアルミニウムとか鉄、ヒ素、マンガン、こういうものがやっぱり基準値以下ですが、検出されております。それから表流水の場合は当然雨が降りますと河川が濁ります。濁りが高くなると一時的に処理できなくなって取水不能となる、そういうリスクがあります。それから地下水の関係ですが、こちらの方は最近でもちょっと話題っていうか出ましたけれどもトリクロロエチレン、あるいはテトラクロロエチレンというのがありますけれどもトリクロロエチレンなど有機塩素化合物というものです、こちらの方が検出されたり、あるいは硝酸性窒素、それから亜硝酸性窒素が混合物と言うんですかね、そういうのが検出されています。それから重金属類につきましてもやっぱり鉛とか亜鉛、ヒ素、アルミ、鉄、マンガン、金属類も含めてですね、こういうものが基準値の10分の1から5分の1ぐらいは検出されております。それから湧水ですが、井出の清水の湧水でだけですが、こちらの方で若干ですがトリクロロエチレンというものが基準値の10分の1ぐらい出ております。今までですね、ずっと推移というかそういうの見てますけれども、これらの重金属類とか有機塩素化合物というのは濃度が高くなるような傾向は見られておりませんので、特に問題はないというふうに考えております。地下水について見ますと今までですね、地上で人間の事業活動とか、そういうもので過去の事業活動で環境にどうし

でも排出されてしまった有機塩素化合物、あるいは重金属類、それから農業に由来するもので農薬、それから硝酸性窒素、亜硝酸性窒素などの窒素分、これらに汚染される可能性というのがいつもあるわけです。特に最近ではないんですけれども以前です。中央の第一水源での油混入事故というのもありまして、そういうものがやっぱり記憶に残ってます。これらのうちで有機塩素化合物のトリクロロエチレンとかテトラクロロエチレンの方はですね、揮発性の物質でありますのでエアレーションと言って水と空気を接触させることで有機塩素化合物、これらを除去できます。町の水源につきましては中央水源の湯舟浄水場ですね、こちらの方でこのエアレーションの方法によってトリクロロエチレンを除去しています。それからヒ素の関係ですけれどもこちらは小野の下町水源で確認されているんですが、当然濃度は基準値以下になっておりますけれども、これを除去する方法もあります。これはヒ素を吸着できるような吸着性の物質ですね、吸着剤を入れてそれで除去する方法、それからもう1つは次亜鉛素酸ナトリウム、次亜ですけれども、こちらで原水を一度前処理した後に凝集沈殿処理法と言ってこの凝集沈殿処理というのは通常ですね表流水、河川水、例えば沢底の浄水場なんかですね、飲料水にする場合に使われる処理方法ですけれども、こちらの方法で処理して除去することは可能であります。ただ、建設の費用については検討してありませんので、そういうものについて必要じゃないかというように考えております。それから後、沢筋の湧水の関係ですけれども、それから河川水もそうですが、こういう表流水に近い所のものでは塩素では殺菌できないもので、クリプトスポリジウムというものがあります。そのほかにジアリジウムというものもあります。これは病原生物でして、脊椎動物の腸の中で繁殖してそれを人間が取り込むと下痢を起こすということで、実際に野生生物が増えております原因かは分かりませんが、そういう野生生物の腸内で増殖して下痢を起こしてその糞便が河川水に入り込むことによって水源というか、飲料水の方に流れくると。その場合にはそれは塩素処理では除去できませんので、そのまま人間の体内に入ってしまうというようなことになります。これについても現在、順次その対策を取っているところですが、大きな所からやっておりますのでどうしても小さな簡水ですね、こちらの方は後回しにせざるを得ないような状況になっています。このクリプトスポリジウムにつきましては、上水について濁度管理というものをしっかりすること、あるいは方法としては紫外線殺菌、塩素ではなくて紫外線の殺菌方法、あるいは膜ろ過と言って膜です。ろ過して分離する方法で除去可能になっております。次に枯渇の問題ということで

すけれども、こちらの方については雨、降ってくる雨の量ですね、それから生えてる木というものがあまして木から水蒸気として水分が蒸発していくわけですが、それと河川に水が流れているとか、それから地下に浸透していくと、こういう作用があまして、そのほか地形の関係があります。そういうこともありましてこのへんについては水循環のモデルというのをやっぱり考えてですね、それを構築してある程度予測してどうなっていくかというのを調べていかなければいけないわけですが、これは県の方ですね25年度、今年から2年間かけて7つの区域に分けて水資源の実態調査ということを行ってこの水終始、あるいは水循環モデルというのを検討して実際の地下水、どれくらいあるかというのを予測する計画になっております。小さな河川の水ですね、その表流水あるいは沢筋の湧水というものはなかなか、その季節変動がありまして渇水期には取水量が減ってしまうということで非常に不安な面があります。ですけど地下水というのも、それから湧水でも井出の清水水源ですね、こちらの方の湧水というのは非常に安定しておりまして取水がいつでも可能であるということで、これは大切に守っていく必要があるというふうに考えております。それから次の3番目の地下水の関係あるいは表流水の利用、それからさまざまな状況に対応可能な水源ということですが、町の全体で見ますと取水量の少ない水源の所が非常に多いわけですが、こちらの方、結局は維持管理の効率が悪いわけですが、今後ですね人口減少という非常に大きな問題ありまして水の需要量が段々減っていくわけですのでそういう中ではやっぱり水源の統合というのを考えていかなきゃいけないというふうに考えております。地下水の探査の関係で言いますと町全体で広範な地下水探査っていうのは実際には実施しておりません。ただ、先ほどから出てます井出の清水水源っていうのはですね、こちらは塩嶺累層という地層の所にありましてこの地層が非常にその地下水を持っている地層でして、この水源をですねもう少し詳細に調査した上で活用していくのが、最も有効な方法ではないかというふうに考えております。これについては配水地の更新計画、耐震化で今いろいろ検討してはいますが、それと配水管路もですね、こちらの方の整備、そんなのと一緒に考えていく課題ではないかというふうに思っています。それから表流水の利用ということですが辰野町ではきれいな水として横川川がありますけれども、こちらの豊富な水の利用というのを検討はできます。ただ、こちらの方はですね水利権の問題、あるいは建設費用というのがあります。浄水場の建設費用につきましては1,000トン規模で大体20億円から25億円、5,000トン規模ぐらいですとそんなには増えませんが大体25億

円から30億円ぐらいかかる、概算ですけれどもそういうような金額がかかります。それからそれにまだですね付随した関係で配水地を造るとか、それから管路網、新たに設置しなければいけないということもありまして結構な費用がかかるというふうに考えております。それからさまざまな状況に対応可能な水源の確保ということですが、こちらの方についてはですね表流水、地下水、湧水と3つあるわけですが、この取水方法じゃあどれが良いかということについては実際にそういうものについて正解はないというふう考えてます。県内でも佐久市ですね、佐久市では地下水をほぼ100%水源として使っております。それから安曇野市でも93%が地下水を利用しております。地下水、あるいは湧水ですね。そういうような所もあります。一方例えば東京都なんかをみますと地下水というのはほとんどなくて0.2%だというふうにならされてまして、そのほかは河川水です。だから大都市については大体そういうことでは表流水というか河川水がほとんどじゃないかというふうに思っています。地震なんかで考えられるのはですね例えば、その断層が起きてしまってそれで水脈が破壊されるという可能性がないわけじゃないわけですが、一番コストが安くてですね水質も安定してて、それから水量も安定しているというのは地下水ですので、地下水がですね非常に使っていく上では一番良いんじゃないかというふうに考えてます。後ですね災害時のさまざまな状況ということですので、災害時に必要な水源ということで考えますと実際に代替水源を考えるということになりますとですね、これは浄水場を新設しなきゃいけないということになりますので、それを予備のために造るということはこれは非常に無駄なことではないかと。今考えられるのは実際に油混入事故がありましたけれども、それ以来全然使用していない中央の第一水源ですね、こちらの水の状況の詳細調査、あるいは実際にその水源があれば多分使える可能性はないと思いますけれども、そこらへんを含めても調査ですね、それから後は配水系というものがそれぞれ38水源ありますけれども、配水系統というのがありまして、それが26あるわけですがこちらの方の配水系統で相互にですね融通できる、どっかの水源が取れなくなったらほかの所から水を回すというようなそういう配水管路網の整備というのがやっぱり必要じゃないかというふうに思います。それから後は羽北地区の方ですね、あんまり有望な水源というのがなくて、地下水が2箇所、地下水と湧水ですね、2箇所とそれから桑沢浄水場という所から入水してもらっているわけですが、こちらの方についてはですねちょっと実現性はあるかどうかというのは難しいかと思うんですが、上伊那湧水企業団で箕輪浄水場というのがありますの

で、そちらの方からですね入水をお願いしてこちらの方に引っ張って来るということも1つの選択肢ではないかというふうに思います。後、そういう非常時ということで考えますと今、町の方で所有してあります可搬式のろ過装置ってのが緊急の飲料水製造装置ってありますが、こちらの方活性炭式のものであります。そういうものをですねもっと性能の良いものに装置に更新すると、更新して水需要について災害の時にはそれを使うというのも一つの方法ではないかというふうに思います。今ですね現在湯舟の浄水場は一応もう耐震性の貯水池になっておりまして、そちらの方は災害対策ということで一応飲料水もバルブを付けてありましてそちらの方で取れるようにはなっております。以上です。

○三堀（4番）

今、いろいろと詳しくご説明いただきまして、いろいろのことが分かるようになりました。しかし考えてみますとこれ身近な環境の中の水ですけれども、もっともっと正確に理解しておかないといけないなということを改めて感じました。聞けばいろいろの条件の変化というようなものもありますし、またその水、その水のいろいろのその特徴があるということになるとやはり、これからの水の行政も大変手こずるものがあるじゃないかというふうな感じがいたします。それを我々は特に水の恩恵というものは非常に大きく受けているわけですけれども、それが当たり前のものというように感じているので日本人だけではないでしょうけれども、水に何でもいけなければ流してしまえというようなこともありますし、汚れたものでも何でも水に流してしまえば終わるというような考え方があろうかと思えます。言葉にも都合の悪い時には「水に流してくれ」というようなことを言うようなこともあります。そんなようなことも考えますと、水というものは我々にとって大変密接なものであるがゆえに、つい忘れがちということがあろうかと思えます。それではこの水源いろいろお伺いしましたけれども、私はその水源を良いと言いますか潤沢な水源を持つということは、その背景の環境に大変大きな意義があろうかと思えます。そうしたことを考えますと辰野町は80何%ですか、85%ですか、森林の町ですけれどもこの森林環境の整備というものが非常に大切じゃないかということを感じます。除間伐だとか植林だとか、それからまた今、針葉樹が多いわけですけれどもその針葉樹から広葉樹に変えていくというようなこと。それからその植樹方法もただ植えてくれば良いというものではなくて、やはり自然により近いような植樹方法をしなくちゃいけないだろうということ。それから同じ植樹するなら実の結ぶ植樹をして野生動物の

餌になるというようなことで、野生動物とのすみ分けも考えていかにやいけないじゃないかというような気がいたします。そうしたことを考えますと、今後の水資源の環境というものをどのようにこれからの中で考えていけば良いか、そんなようなことの面のお考えをありましたらお聞きしたいと思います。

○水処理センター所長

私の方からは水資源の保全という観点から見たちょっと抽象的な話になるかもしれませんが、そういう総合的な話をさせていただきます。森林の機能ということで見ますと雨水をですね一時的に貯留してそれをゆっくり流していくという、平準化作用と言ってますけれども、そういう作用ですね。これは河川の方に水を流していくわけですが、そのほかに水蒸気として空気中に放出する蒸発作用とこの2つの作用があります。特にこの蒸発作用というのをみますと葉や幹にですね、一時的に付着とか貯留させて蒸発させるのをこれを遮断作用と言いますが、この作用とそれから木の根っこからですね水を吸い上げて葉っぱの気孔というのがありますけれども、そこから蒸発させていく蒸散作用、それからもう1つはですね地表面の腐葉土がありますけれども、こちらの腐葉土などに水を溜めてですねそこから蒸発させていく蒸発作用という、こういうものがあります。こちらの方ですが木が段々段々育っていきまると根の方から水を吸い上げる、この機能ですね水を吸い上げてそれから大気中に蒸散させていくそういう作用が非常に大きくなってきます。そういうことがありますと地下の方に浸透していく水っていうのは雨水ですね、その分減少していくわけです。広葉樹と針葉樹を比べますと広葉樹は紅葉がありますので秋から冬にかけて葉っぱがないわけです。ところが針葉樹というのは1年中、葉が付いてますので年中蒸散作用をしまして広葉樹に比べてそういう蒸散量というのが実際には多いというふうに言われています。それから木がですね段々大きくなる。樹齢が高い木ほど水を吸い上げて蒸散させる能力が大きくなる。当然、それは葉っぱの量が増えるということでも分かると思います。そういうことですから樹齢の高い針葉樹というのは地下水を保存していくというのと逆にですね地下水をどんどん吸い上げてって蒸発させてしまうということで、水収支として考えますと地下に浸透して溜まっていく分が逆にですねマイナスになってしまうという現象が起こってしまいます。日光の入らない森林っていうのはよく針葉樹でありますけれどもこちらの方は下草とか落ち葉がないためにですね、実際に雨が降るとその土地の表面で水が流れてってしまうということで土地自体に保水力、あるいは地下に浸透していく力が全然なくなってしまい

ます。そういうのを解消するためにですねスギ、ヒノキなんかで見ますとまず地面に十分に日光が届くような形でちょっと強めですが少し強く間伐を行うと。そうして下層にですね、下の方に広葉樹、こちらの方を育てていくということが必要になってきます。先ほど話が出ましたけれども、針葉樹を伐採して広葉樹を植えるということではなくて針葉樹の林をですね、強めに間伐してそれで下草が生えるような形、広葉樹を生やしていくという方法、これは針広混交林と言ってますけれども、針葉樹と広葉樹の混合林ですねこういう山を育てていくのが非常に水源の涵養に繋がるんだ、というふうに今まで言われています。私の方からは以上です。

○三堀（4番）

水の背景、水資源の環境を整えるということもなかなか大変なものだろうというふうな気がいたします。しかし水資源の涵養ということ、水源を整える自然環境を整えるということはいろいろな面で有利なものがたくさん出てきますので、そうしたことは今後、できるだけ推し進めていただきたい。これは水処理センターの所長の方からお聞きいたしましたけれども、今後は産業振興課の方でもぜひそのへんは留意していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。水というのは我々がどの渴きを癒すだけでなく時々、干天続きの時に良い雨が降ることをよく慈雨というようなこと言います。こうしたことを言葉も大変印象深い言葉ですけれども、それは誰もみんな1度や2度は経験しているものだと思います。ただ水はそうしたことで我々生物の世界を何て言いますか、支えていると同時に支配しているというようなことも言えると思います。ただその先ほどもちょっと出ましたけれども、水のまた逆な支配も非常に大きなものがあります。その雪もそうでしたね。山梨県一つがそっくり孤島、孤立化してしまうっていうような大きな被害が出ているっていうことを考えますと水の威力の恐ろしさって言いますか、18年には辰野町も421ミリという大変な豪雨がありました。その時には海には津波があつて山には山津波があると。小横川で一人中学生が亡くなったのはあれ山津波のようないわゆる山崩れだったと思います。そうしたことはあの山の中に何が起こったか、おそらく崩れるべきして崩れた、それを作っていたのは水が作用しているわけです。ですから水は何の形のものにおいても水が作用して我々に大きな影響を与えているという気がいたします。東日本の大震災の水も大変凄まじい破壊力で人間がなすすべのない無力さを感じたわけでございますけれども、大量の水が何もかも奪って命も奪う、また生活する水さえも奪ってしまうというような大変、水のありがたさと同時

に恐ろしさというものを感ずるわけでございます。それでちょっとこれは非常に難しい問題ですけれども、将来にわたる問題と思っておりますけれども、水というものを私はいつも見ててそう思うんですけれども、いわゆる水というものは誰もが平等に享受される公のものだという理解をしております。そうしたことをその定義は時代によっていろんな変化をすることでしょし、全ての生命を支えている水ですから平等のものだとは思いますが、けれどもいろいろの見方もあろうかと思っております。水は公のものといふふうに考えておりますけれども、大変長い間、水の世界にいた特に悪い水を良くする、汚い水をきれいにするという仕事が主だったと思っておりますけれども、そうしたセンター所長の気持ちの中でこの水に対する水は公のものということについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○水処理センター所長

法律的な話から始めますけれども、地表の河川水とかですね、湖沼の湖の水ですね、こちらの方は当然、公水というふうに認知されているわけです。地下水に関しましては日本では民法では私水と、私水の水ですね。こちらは民法では土地を持っているものの権利というふうになってますので、私水というふうにされております。ミネラルウォーターの普及、あるいは外国資本による山林の買占めそういうものを契機にですね地下水を公共の財産というふうにして定義してくるようなですね、そういう自治体も増えております。県内、長野県の調査で平成25年の11月に調査っていうかまとめたものですが、県内の77市町村の地下水に関する条例の関係ですね、こちらの方が調べておまして地下水について届出、許可、あるいは事前協議、こういうものの規制を行っているのは実際には45団体、45自治体、58%あります。その中で条例に理念というのを掲げるわけですが、この理念で地下水をですね公水というふうに位置づけているのは3つの自治体があります。それから後で地域の貴重な財産、あるいは地域で共有する財産というような形で位置づけているのが3つ6自治体あります。そのほかに地下水の枯渇防止とかですね、保護ということで規制を行っているのが6つの自治体があります。辰野町についてはですね飲料水が8割以上、こちらの方を地下水とか湧水に頼っていることもありますので、そういう理念は別にしてもですね、取水規制というようなことでこの地下水、あるいは湧水をですね条例作って守っていかなくちゃいけない時期に来ているんじゃないかというふうに考えております。今後ですねこの水資源の保全に関する条例というのでも検討していく予定にしております。以上です。

○三堀（４番）

今、お話いただいたように世界的な不当な買占めまで外国から来てやっているような世界的な規模でもって水の問題、奪い合いがあるじゃないかというような今後の心配があります。そうしたことからやはり守っていかなければならないという、水は公のものという公水という意識をもっともっと啓発すべきではないかというふうに感じます。水道の水をそのまま飲めるというのは前にも僕申し上げましたけれども、11箇国しか全世界でないというくらい、日本はあまりにも恵まれ過ぎているような気がいたします。水源も豊かであるし、辰野町は特にそうです。日常生活の汚れは全て洗い流し、泥の付いた靴も履物も野菜の、草木の花なんかの水もそうですし、手洗いの汚物も全て全部、これ飲み水で流しているわけです。ですから言ってみれば本当に水のない国から見るともったいないと思うようなところが目に映るわけですが、そんなようなことが実態です。水にはやはりもっともっと注意を払い、また理解を深めていかにやいけない問題じゃないかというふうに考えます。それでは最後にセンター所長にお聞きしたいと思いますが、長年、水に取り組んで来ていろいろの今の説明の中にもその想いも含まれておりますけれども、今思うこと。それから後輩に伝えたいことというのがあるかと思えます。私、7年間ずっとこの議員としておりましてセンター所長の話の時々するわけですが、どっちかって言うとセンター所長っていうより僕は教授というような言い方で、くらいの感じを受ける知識の豊富な、専門知識の豊富な方ですので尊敬もしておりますけれども、そのセンター所長として今後、後輩にどのようなことを伝えたい、こんなようなことを望みたいということはあろうかと思えます。ぜひその辺はそのこれからの辰野町の水資源に対する考え方に繋がると思いますので、できたらお話いただきたいというふうに考えます。いかがでしょうか。

○水処理センター所長

先ほども、話がちょっとありましたけど、地球の表面の3分の2というのはですね水で覆われております。ですけれどもほとんど海水であるということで淡水、要するに河川水のようなものですね、こちらは2.5%程度、それで氷を除いて地下水とか河川水、湖沼水、湖の水ですね、こちらは0.8%程度というふうに言われております。水というのは先ほど話が出ましたように蒸発、それから降雨ですね雨が降ってということを繰り返してですね、海、あるいは大陸、それから大気の間で循環して人々のですね恵みだけでなくて災害も与えて来ております。生物というのは水なしでは生きられないというほ

ど大切なものであります。しかし、全ての地域にですねこれ水が平等に与えられているわけではなくてですね、砂漠とかですね、あるいは今ですと大災害が起これば水が出たりという地域的な偏りもあります。特にこれからですね自然災害とかですね、それから気候変動、それから人口爆発による世界的な水需要の逼迫というのが予想されるわけで、そうしますと日本でもですねこの水の価値というのがますます高まるというふうに予想されます。このような水利用、あるいは水の確保というのは非常に重要な課題になってくるというふうに思っています。こういう時はですね、今まで日本人では水争いというのがやっぱりありましたけれども、本来日本人の持っている譲り合いの心、あるいはお互いさまの心というのがありますので、そういう心でですね皆が等しく水の恵みを楽しむことができるような世の中になれば良いかなというふうに思います。後輩に伝えたいことという話がありますけれども、上下水道ということで見ますとライフラインというふうに言われてまして、これを守っていく職員というのはもう24時間 365日ですね、非常時の緊急呼び出し、そういうものがあったりしてですね、そのほかの職員でも同じだと思うんですけども特にそういうものが多くてですね、休まる時がないというようなことも言えます。それで住民の皆さんにですね安全安心な水道水を届けて、更々にその使った水を今度は下水道の方で環境を汚染することのないようにきれいに処理していくと、そういうことで自然に返してくというのが水道に携わるものの使命だというふうに考えております。実際に上水道事業というのは、装置産業です。大きな装置を使って水をきれいにしてそれを利用するという産業であります。こちらの方ですね大都市で見ますと上下水道専門の職員というのが、その職員を採用しているのが普通であります。中小の規模ではそういうことはとてもできませんが、実際これから考えますと50年後 100年後でもこの施設をですね持続的に使っていかなきゃいけないという現実があるわけです。そうした場合にそれを利用できるように、やっぱりたすきを繋いでいくというのがやっている者の使命ではないかというふうに考えております。ですのでこういう水道事業にですね、精通した職員の育成というのが絶対に欠かせないものだというふうに考えております。私も23年間、ほぼ23年間ですけど1つの業務だけにやらせてもらって大変ありがたいことでありますけれども、これからもですねこの水商売って言っちゃいけないんですがこの水商売を専門とするような覚悟のある職員が現れて自らその望んで水に深く関わっていくと。そういう職員が出てくれたら本当にありがたいなというふうに思っています。そういうような職員ですね、そういう覚悟を持った職員、専門職員と言っても

良いかと思えますけれども、そういう専門職員をサポートするようなですね人事体制ができれば、なおもっと良いかなというそういうような気持ちもあります。私の気持ちとしては以上です。

○三堀（４番）

水のことをいろいろ話をしていると切りがありませんし、またいろいろとあまり多くしゃべったことはなかったんですけど、今日は本当にいろんなこととお聞きしました。これ私がお聞きするということでなくて、やはり辰野町の水というものの考え方をまたこれから水処理の担当に当たられる職員は大勢いると思えますけれども、どうか水を大切にす、そしてその水を大切にすると同時に環境も大切にしていっていただくというこの自然界のなりわいを本当に良いものにしていただきたいと思います。私いろいろ長い間にセンター所長には、時には失礼なこともあったかもしれませんが、どうかそれは水に流していただいて、これで私の質問は終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 5 番、岩田清議員。

【質問順位 7 番 議席 5 番 岩田 清 議員】

○岩田（５番）

初日のラストバッターになりましたけれども、それでは通告に従いまして 3 件の質問を行いたいと思います。

まず 1 番目でございますけれども旧辰野病院解体後の跡地と福寿苑建物の再利用法について伺いたいと思います。まず旧辰野病院は広大な面積持っているわけですが、全協でも報告がございましたけれども、共通認識を得るためにですね改めてですね総敷地面積と町所有と民間所有の割合についてお聞きし、そしてこの共通認識の下に町は今後どのように考えているのかを伺っていききたいと思いますけれども、民法上の土地賃貸借契約の終了ではですね、原状回復義務、げんじょうのげんは原因の原でございましてけれども、が生じるわけです。今回の場合、当初の地目が農地であったということです。畑ですね。しかし返却されても耕作者がいないということになれば、所有権者、地権者の了解を得て、新しい土や砂を入れながら転圧して砂利引きなどをしてお返しする。いわゆる、宅地用の土地として返還するというところでよろしいでしょうか。

○まちづくり政策課長

それでは旧辰野病院の跡地の関係についてご説明申し上げます。旧病院の敷地面積に

つきましては8,847.31平米です。うち、町の面積が1,345.29平米で残りにつきましては個人6名から借地ということで7,502.02平米お借りをしてきたものであります。今年の8月5日でありますけれど地権者との打ち合わせの中で、解体後について当初の契約上は更地に戻しお返しする契約、議員おっしゃるとおりでございます。だが、地権者の強い要望を受けまして、町も間に入りながら民間事業者から情報収集を行いまして、民間事業者にも協力いただき民間の発想を取り入れた住宅地として整備していったらどうかという結論の方になっております。以上です。

○岩田（5番）

今ですね、跡地の利用についてもですね課長の方からご答弁あったわけですが、これ町の所有分についてはですね町営住宅、提案としては移住定住促進の関係もありまして若い人や新世代の家族向きに家賃なども抑えて建築する。あるいはほかのですね個人の所有者等も含めましてですね民間のデベロッパーに委託などの構想が考えられます。民間所有については宅地として民活を利用しながら個人住宅やマンションなどの建設が考えられると思われまますけれども、町はですね今お話ししたように仲介的な形であくまでですね民法上の大原則に基づいた情報や仲介、道路の取り付けなど側面的にバックアップして行くのが本筋だと思いますけれども、この件につきまして加島町長のご意見を伺わせていただきたいと思えます。

○町 長

12月の議会でもお話もあった部分もありますけれども、長いって言うんですか、いろいろの検討がなされてきた中で今のような状況になっているとこんなふうに理解をしております。町営住宅っていう話もあったわけですが、町内の現在の町営住宅でも非常に空きが多いような状況の中ではですね、新たな住宅を造ると民間の圧迫にもなりますし、古い方から新しい方へただ人が移るだけとそんなような状況も考えられますので、そこらへんのところはどのようなもんかなってちょっと考えるところもあるわけですが、全体の今までの流れっていうものもございまして、よく検討をしてどういうふうな方法で解決した方が一番良いかとか、そんな検討も今なされているとこういうふうに感じております。以上です。

○岩田（5番）

町長のお考えもそういう形ですが、折りしも移住定住促進施策が今後の辰野町発展のキーワードともなっております。この跡地が有効に利用されることを要望するも

のでございますけれども、1点だけ民間の土地が本来農地だったんですけれどもそういう形で宅地状に変換された場合、新しい住宅が建つ建たないにかかわらず宅地並みの課税をされるのか、この1点だけ伺いたいと思います。

○まちづくり政策課長

現在の地目が宅地でございます。病院が建たっていたということで、今取り壊しをしておりますけれども、取り壊しをした時点で次の用途が決まり次第なんです、可能性としてあるのは引き続き宅地か、または雑種地かというようなことになると思います。

○岩田（5番）

もうすぐにでもですね販売できて、そして宅地化できればですね、地権者の方々もよろしいんですけれども、もしですね、そういうことで長引くようでしたら雑種地というような形のことも考えたらどうかと私は思っておりますけれども。この項は終わりました、続きまして福寿苑について質問したいと思います。再利用法についてですけれども、この項につきましては明日の質問で永原議員が行いますので重複を避けまして再利用に至るまでの方法ですね、再利用に至るまでの現在の福寿苑について伺いたいと思います。まずですね、前にも宮下議員の方からも質問あったような気がしますけれども、現在の入居者についていつ、何名、何処へ転居する予定でしょうか。現在それについてですね何か問題はないのでしょうか。それから2番目にですね、現在勤めている職員は町がですね責任を持って転職を斡旋するというようなお話も伺いましたけれども、順調であるか。それから3番目に具体的な再利用が始まるまで建物は管理しなければいけないわけですけれども、これについては再利用が決まるまでどのように考えていますか。この3点伺いたいと思います。

○福寿苑事務長

それではただ今、岩田議員の質問につきましてお答えいたします。まず1点は入居者、現在の入居者の人数でございますがこれについては今52名、入所しております。この移転につきましてはですね病院の元気な入院患者さんと違いまして、長く暮らすであろう生活の場への移動で、年齢の高い入所者が多いので注意深く様子を見ながら移動しなければならないということでもあります。ので、複数回に分けて8月中旬ごろまでには移動を済ませたいというふうに思っております。続きまして今現在、正規職員として勤めている閉苑に当たりまして職員の処遇はどうかというようなことでございますが、これにつきましては個々に職員と話し合いをいたしまして既にそれぞれの職場と言うか、

配置転換、職種等済ませております。続きまして3点目の閉苑後、利用するまでの間の空き期間をどうするかという質問でございますが、これにつきましては今現在、病院の跡地利用検討委員会を立ち上げております。その中で福寿苑の施設についての管理をどうするかというようなことも検討をしていくというふうになっておりますので、現在検討中ということでございます。以上です。

○岩田（5番）

今、事務長の方から明解なお答えをいただきまして安心をしておりますけれども、特に私が心配しているのは現在の入居者が全部なくなった段階で次の利用が決まらない間の空白期間ですね、これやはり設備関係などでも運転利用していかないとですね劣化、損傷してですね使用不能などの事態が起こってきます。ぜひですねこの点に留意しつつですね、福寿苑の再利用について考えていただきたいと思います。今後のですね再利用法については明日の質問に譲りたいと思います。いずれにしましても町民の介護の重要拠点であった福寿苑の閉鎖、これ52名がよその町に移転するという事になれば人口がそれだけ減るということでございますけれども、これは本来、私非常に後悔しているんですけども病院の新築移転とセットで考えていかなければならない問題であったと思います。私自身、一議会人としても大いに反省しなければならないと思いますし、運営者であった町当局にもですね医療福祉施策をもっと幅広い観点から見ていく必要があったかということで反省も求めたいと思いますけれども、いずれにしましても福寿苑、これで終わるということで私もですね、いろいろな会社組織4件、5件立ち上げからですね解散という、あるいは清算ということに関わってきましたけれども、始める時よりも閉める時の方が難しいということで、この間ですね宮原事務長においてははですで非常に地道な努力をされたということで、この3月で退職されるということですが、今後ですね、なおかつですねこの福寿苑の行く末についてですね、みていただきたいとこういふことで改めまして御礼申し上げましてこの項の質問を終わりたいと思います。

続きまして、2番目コンパクトタウン構想による住民自治条例の制定についてということでもありますけれども、コンパクトタウンについて質問する前提としまして、わが辰野町の人口動態について伺いたいと思います。私が真っ先に頼りにするのはですねフリー百科事典の「ウィキペディア」。これは常に正しいことを最新、最新で更新していきますので、見るんですけどもこれは全世界にインターネットで発信しているものですが、今年度2月1日、先月の1日ですね、で辰野町の人口は1万9,951人。そ

してですね、これはどうもこのデータの根拠は長野県毎月人口移動調査結果というものがございまして、ここを基にしているようではありますけれども、今年度の1月1日では1万9,919人。ところがですねほかのデータによったり、会合では2万,800人という説もあり大変混乱しています。この件についてですね町長は専門でないので分かりにくいと思えますけれども担当課長にですね、どういう形でこの誤差が1,000人単位みたいなこと出てくるのかご説明をいただきたいと思えます。

○住民税務課長

ただ今、議員ご指摘のようにですね、ダブルスタンダードって言うんですかね2つの数値があるのは事実でございます。県から発表されております人口統計の数値、毎月人口移動調査でございますが、これは統計法に基づく国勢調査の結果をベースにしております。現在は直近の国勢調査が22年に行われておりまして、この人口及び世帯数の確定値を基礎に市町村から毎月具体的には私どもの住民税務課からになりますけれども報告されております住民基本台帳の移動状況を還元、反映して推計をしているものでございます。したがってこの数値は5年に1度国勢調査の確定値によってリセットされることとなります。この数値は県民手帳等にも掲載され、議員ご指摘のインターネットのウィキペディア等にも用いられております。町において広報等で周知しております世帯数、人口は住民基本台帳に登録されている数値によるものでございます。両方とも月末における移動状況を反映しておりますけれども、転出転入とも届けがあった即日に減数、増数となりますけれども、月をまたいで転入届けがされるとその分は全体の中では参入されていない数値となります。こういった違いも出てまいります。総じて、国勢調査は調査時点での居住の実態に近い数字になりますが、住民基本台帳では状況のうちで実態調査をしておりますけれども、基本的には届出を基本としておりますので、2つの数値の間に乖離が生じているということでご理解いただければと思えます。

○岩田（5番）

数字に拘るわけではございませんけれども、それにしても我が大辰野町の人口が2万人を切る、これはですね正に喫水線を超えた1つのエポックメイキングであるという深刻な認識が必要であるとも考えます。更にですね人口予測が出ているわけではありますけれども、そのデータによれば辰野町の人口は10年後に1万7,000人。町長や私が含まれる団塊世代が80才代になる15年後には1万6,000人台ということになります。一昨日も移住定住促進に向けたシンポジウムが行われましたけれども、この今後の活動に期待するとして

もこれがですね即効、あるいは特攻薬にはならないとも考えられます。そこで私が全議会でも提唱しました「コンパクトタウン」の話でございますけれども、「コンパクトシティ構想」というのがよくありまして、都市の空洞化の解決策としてヨーロッパで注目を浴びた都市論ですけれども、これを地方、カントリーに援用しようというものです。代表的なのは兵庫県の美方郡の新温泉町で、これは人口1万5,000人ぐらいの町ですけれども兵庫県ですけれども北にあり日本海にも面しておりますが、この町では「エネルギーの地産地消による元気なまち～新温泉町エコ・コンパクトタウン構想」を発表し、環境に優しいエネルギーの導入を進めております。ここでは環境、そしてコミュニティ、そして地域経済を多重にネットワーク化して行く試みが行われております。辰野町においても私が再度取り上げているわけですがけれども五次総に見られるような「一大居住拠点構想」というような構想でございますけれども、これ町民の方ほとんど知らないわけですね。こういうですね大時代的なスローガンを捨てて、これからですね小さいながら住みやすい町の「コンパクトタウン」と言った覚えやすくイメージし易いそういうコンセプトに基づいて町民に訴えて行く必要があると思っておりますが、町長の所見を伺いたいと思います。

○町 長

今、岩田議員さんからコンパクトタウンですか、シティですか、そのお話を出していただいたわけでありまして。12月の議会の時にも、でしたかね、そんなお話を承って私なりにちょっと考えてみたわけでありましてけれども、いろいろの考え方とか表現の仕方はあると思っておりますけれども、コンパクトにするっていうことは非常に良いことで、コンパクトでいろいろのものができれば、それはやっぱし、そういうふうと考えていかないと広げたままでは当然やっていけなくなるだろうと、こんなふうに思っています。ただ、そのコンパクトの仕方なんですけれども、町の中が空洞したからそこへ集めてきてっていうことになりますと何を集めてくるかっていうと、在だとか遠隔地の所から今まで投資したものを捨ててそれを持ってくるとか、そういったことが考えられるわけでありまして、その確かに小さな範囲内でそれをやっていくには非常に便利になって車もいらなくなったりとか、遠くへ行かなんでも衣食住が足りるとかいろいろな面で良いわけでありましてけれども、それじゃあ、ちょっと離れた所に住んでいる生活している人たちが更に不便になってってしまうというようなそういうものが表、裏にあるわけでありまして、そういうふうな考え方であるならば、やっぱしそこんところはもうちょっと早急でなく

でもっと将来的なものって言うんですか、流れの中から段々にそういう方法を進めていくとかいろいろしていかないと、加速がかかってしまう、そんな感じもいたしまして多分、表現の仕方だとか考え方の違いだとかそういったことでなくて、ちょっと言葉のあやかもしれませんけれども、そういったことですぐに進めてそれをそっくり、それであればなかなか難しいことかなと、こんなふうには考えています。以上です。

○岩田（5番）

目指すところは同じことを考えていますけれど、表現の方法の違いかなと思いますけれども、常にそういう意識を持っていることによって行政の簡素化、あるいは町のまとまりというものが意識されると思います。コンパクトタウンということ、スプレッドでなくてコンパクトとこういうことでお願いしたいと思いますけれども、さて議会は3年前、「辰野町基本条例」を制定しました。ところが当然ですねこれと対をなすべき「住民自治条例」が町執行部側から今日に至るまで全然検討されたという話も伺っていませんし、多くの近隣市町村では既に制定されております。ここに私、駒ヶ根市、あるいは茅野市などいろいろ持ってますけれども、表現は違っても住民自治条例ということでございます。またですね、昨年の議会の報告会におきましては区の運営役員から要するに「コミュニティーが崩壊している」と、「例えば区費徴収率の悪化、ごみなどに協力しない」いろいろなことが言われています。で、その対策についての質疑がございましたけれども、われらの危機感を共有している議員の有志で先日、高森町の方へ行きまして町民参加条例、これはたった5条の町民参加してそういう区、あるいは常会、自治会に入ってお互いに一つのコミュニティーの仲間として頑張っていこうというような努力義務規定の条例でございますけれども、これがですねかなり実効性を持っております。高森町は飯田市のベッドタウンとして人口が増えている自治体でございますけれどもなかなかですね住民の自治意識、これにも役立つということで進めているということでございます。高森町は県内でも数少ない人口増の中でもありますけれども、丁度ですね経営企画室長の中塚さんという方ですが非常に若い、辰野で言えばまちづくりの山田課長の立場だと思いますけれども、今後ですねこれを更に発展させて町民参加条例というものをですね「住民自治条例」にですね上げていこうという前向きな発言をされておりました。ここの中に私はコンパクトタウンという形のコンセプトの中では1つは辰野町の個性、自然・歴史・文化を大切にすまちづくり。2、環境と共生するまちづくり。3、コミュニティーを大切にすまちづくり。4、高齢化社会に対応した福祉・防災のまちづ

くり。5、若者も魅力がある定着できるような地域経済が豊かなまちづくり。こういう基本的視点を持つ自治条例、こういうものをバックアップできるような自治条例が必要と思われませんが、町長これに対して意欲を伺いたいと思います。

○町 長

今お話のあった中でその地域の行政への区へですか、参加だとかそういったこともこの前の議会からも話が出ていまして、そういったことに対してはすぐやれる所から積極的にできる範囲で一所懸命やっっていこうと、そういうことでもって進んでいるわけがあります。そういったことを包括して、今言われたような内容のことを町が今までの経過の中でどうなったかちょっと私もそこらへんのところは詳しく分からないわけでありませけれども、将来に向けてそういったことを盛り込んでいく必要はあるんじゃないかと、こんなふうに思っています。今、ここですぐについてというような話になるか、将来に向けてって話になるかの違いでありますけれども、町は60周年を迎えるってというような形でありますので、そのところにどんな、それを境に言うんですかね、新たな決意をして町の進むべき方向を見出していかとかそういったことの中に含めて考えることは非常に良いことだろうな、こんなふうに思っています。宮下議員さんのお話のあったような健康ですとか、そういったことについてのその60年とか、そういうふうな皮切りの中で、それが即そのままになるかわかりませんが、いろんなものを包括した中でそういったものを進めていくってことは大事なことはないかと、こんなふうに考えています。以上です。

○総務課長

高森町の視察につきましては私も同行させていただいてですね、状況等お聞きして来たわけでありませけれども、その住民参加の部分についてはですね町も協働のまちづくりというようなそんなことを謳っておりますので、ぼつぼつそんな時期かなってというようなこともありますので住民が積極的にまちづくりに取り組むようなそんな内容をですね、盛り込んだ条例をですね先ほど町長言われたように60周年の節目、というようなそんな部分でですね考えていったらっていうふうには思っているところでありませけれども、これも新しい区長さん等4月に出てまいりますので、区長会等で相談させていただいてですね必要であれば各種団体の代表者の方等にですね、参画いただきながら内容等検討させていただければと、こんなふうに思います。

○岩田（5番）

今、町長と中村総務課長より町政60周年に向かってですねそういう自治条例的なものを前向きな答弁をいただきました。いずれにしてもですね、これここにですね高森町の案内があるんですけども、これ役場の景気回復室の職員の方の名刺もこれ干し柿の形の名刺をいただきました。それでこの中身を全部やりますとこういう経営企画室の紹介から、それから町民の参加条例、そしてコミュニティー宣言ですね、こういうようなものもあってこれをですね新規住民に配ったり、町の自治組織「常会に加入しましょう」という形でイラストも十分に分かりやすくですねしていますので、今後新しい区が非常に今そういうことで新しい住民に対してなかなかアプローチできないという形ですね、ぜひ参考にしながらこのですねコミュニティーづくりをですね進めていっていただきたいと思います。それでは時間も進みますので教育改革に移りたいと思います。

3番目でございます。教育改革の1番目でございますけれども、去る2月15日、鎌田早稲田大学総長を座長とする政府の教育再生実行会議の提言を受け、自民・公明の教育委員会制度改革作業チームは3月6日付で教育委員会改革案を合意しました。7日付の信濃毎日新聞によれば、教育長と教育委員長を統合した新教育長を設置、任期は3年、自治体首長に新教育長の任免権を付与する。教育委員会を教育行政の最終的な権限を持つ「執行機関」として位置付ける。それから「総合教育会議」を全自治体に設置などでありまして「現行制度では、教育行政の責任者が不明確」という批判を受けて教育委員長と教育長を兼務した新教育長という形に制度をするということでございます。私は現行制度の下では、教育委員長が非常勤ながら町の教育行政のトップ、教育長は事務方のトップという認識でしたが、ここらへんのところがですね非常に不明確なので、改めてですね今の辰野町の教育行政のトップはどなたかを伺いたいと思います。

○町長

今、岩田議員さんのお話で新聞のお話はまだ情報として素早い対応でまだ決まっていないことをお答えするわけにいかないと思いますけども、最高責任者は誰かっていう、そういうお話であります。この前、いじめの問題でじゃあ、責任者は誰かって言うんですか、そういった話の中からそういうふうなことがクローズアップされてきたんだろうと、こんなふうに思います。今、岩田議員さんの言われたように教育委員長さんと教育長さんは相対的な中でのあれと事務方のトップ、そういうことでありまして、また町長はですね、はっきりしたそういうふうな教育についての決めがないわけでありまして、

強いて言えば、じゃあ学校を造るとか、そうういった時にどういうふうにお金を手当てするとかそういったものは、多分そういった判断をするとかそういったことではないかとこんなふうに思います。ですから言われたように曖昧な方法だったと、はっきり誰がじゃあそうだ、そういうふうと言えない状況にあるのではないかと、こんなふうに思っています。

○教育長

今、町長お答えいただいたとおりだと私も考えております。教育委員会の制度につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律という所に決まっているわけでありまして、この法律を見ても首長は何々をするというような条文もありますので、首長の責任部分もあるだろうというふうには考えますし、また、「教育委員会を設置して教育委員会の代表は教育委員長である」という条文もありますので、最終的には委員長の責任だろうというふうには考えておりますが、「教育長は教育委員会の指揮、監督の下に全ての事務を統括する」と、こうに書いてありますので最終的な責任者って誰なのかっていうことは書いてありませんので、よく分かりませんが、そういうことであるので今日本中が混乱しているんだろうとこんなように考えております。以上です。

○岩田（5番）

こういう質問をした議員は初めてだと思いますけれども、ここの所がですね戦後22年に教育基本法ができて以来、平成で改正もありますけれどもこの教育行政の中の分かりにくい所だったと、こういうふうに思います。今、ご意見お二方言われたとおりだと思いますけれども、これはですね例えば具体的な話で言いますと大津の中学生のいじめ事件におきまして、市長が出て来たのが相当後なんですよね。今町長言われましたけれど、首長というのは、首長というのは任命権者、けれども議会の同意を得ているからもうこれは拒否する、あんまりことができないんで今言われたとおりの形になると思いますし、実際学校単位で言いますと学校長が権限を持ってまして城ですので、教育長の言うことを聞かない可能性もあると。なかなかですねこれ教育というの難しいんですけれども、今後はそれをですね責任の所在をはっきりするというところでございます。この戦後のですね教育制度が制度疲労を起こしているということは事実だと思いますんで、現在の制度でも教育長にふさわしい人をですね、あらかじめ議会の同意を得て町長が任命するのだから変わらないという意見もありますけれども、私はですね教育長と教育委員長が兼業するということはかまわないと思いますけれども、むしろですね追認機関として形骸

化してきている教育委員会のあり方を見直す方が本筋かなとも思います。教育委員会の方々も一所懸命やっておりますけれども、結局月1回、2回ですね、会合で町の教育委員会の事務方が作ったレジメの中で作業していくということになりますので、今後ですね、これをどういう形で最後までまとめていくか分かりませんが、教育についてこうやって大きな流れがあるということについてですね、質問させていただきました。それで2番目の質問になりますけれども、少子化時代の学校づくりについてでございます。船木議員が先ほど川島小学校については質問をされましたので、そのへんについては避けますけれども私ども福祉教育常任委員会の方で昨年度は川島小の先生や職員の方々と、つい2月には川島小学校のPTAの方々としっかり話してきている形の中で1点だけ、今後減っていく形の中で複式学級なら保護者として許容範囲かなと思うけど、複複式学級だと1年から3年まで一緒になってしまうのかどうか知りませんが、それについて不安だということですが、複複式学級にはならないんですね。この点で、1点だけ質問させていただきます。

○教育長

複複式という言葉はなくてですね飛び複式と言います。

○岩田（5番）

飛び複式。

○教育長

はい。そういう状況も出て来ます。来年度は出てきます。はい。

○岩田（5番）

いずれにしてもですね厳しい状況にあるのかなというふうに認識しております。それで、私ども研修に訪れました白川村のですね村立白川郷学園、これは小・中一貫校で160人の生徒数ですけれども、ここでは岐阜県の県教育委員会も驚く教育成果を挙げておりました。ここで非常に不思議に思ったのは教育長も含めて以下誰も教職経験者がいない教育委員会だったということ。それからですね、ふる里に誇りを持ち、またそういう科目も作っているわけですが、地元で活躍する人材、そして郷土愛を持って飛び立った人は必ずフィードバックするような、どういう形でも必ず郷土にですねフィードバックするようなそういう教育を行っている。白川郷は年間140万人もの観光客があり、外国の人たちも来村しております、国際化への対応としてですね中学3年生全員がオーストラリアへの短期の留学もする。学力テストなどは岐阜県内ですば抜けた成

績。我々が非常に苦しみます学校見学など、あらかじめっていうことではなくて行政視察の受け入れだけでなく、事情が許す限りですね全て事前に言えばオッケーと。こういうですねダイナミックな信念を持ってですね教育行政に邁進しているということで、是非は別にしてこの教育行政のあり方も考えさせられました。そこで質問したいと思えますけれども、先ほど人口動態をみても10から15年後の1万6,000人の規模においては児童・生徒も著しく減少しているはずでございます。川島小に限らず、町内の小学校の統合計画、ひいては中学校のあり方も含めた検討委員会をですね立ち上げるべきではないかと思えますけれども、教育長と町長の見解を求めたいと思えます。

○町 長

何年前にですね行財政改革っていう中でもって将来を見据えて学校の統廃合、保育園の統廃合と含めて検討をしてきた経過がございます。そういった中でそれを実際に進める中で、それぞれの地域ですね考え方の違いですとか、そういったものもあってその計画が実行されないと言うんですか、変更されるってそういうふうな状況になってきた。そんなふうに思っていますが、そういった後の経過ちょっと私も詳しく存じませんけれども、そういった中で将来的には人口が今言う、大分減ってくると、学校のものの考え方なんですけれども「ある程度の人数がなければ教育ができない」という意見もありますし、また「少なきゃ少ないほど手が掛かれて良い」とってこういう意見もあるわけでありましてけれども、地域の皆さん方と引き続いてそういったものを検討していかなければ、将来またどういふふうになるか分かりませんが、そういったことは必要だろうとこんなふうに思ってます。以上です。

○教育長

子どもにとってですね小規模校が良いか大規模校が良いかということを考えてみますとですね、小規模校は小規模校なりのメリットもあるし、デメリットもあると。大規模校は大規模校なりのメリットもあるし、デメリットもあるというふうに考えております。考える観点としてはですね、まず第一に子どもにとってどうかということ、それから2番目には保護者にとってどうかということ。それから更に3番目には地域にとってどうかということ。4番目に行政にとってどうかとこんなような観点でやっぱりものを考える必要があるではないかというふうに思っております。かつて、私がこの職務に就く前にはですね小学校適正規模検討委員会というのがあったというふうに聞いてます。しかし、なかなか意見がうまくかみ合わずに、休会状態になっているということで現在も休

会になってますけれども、今岩田議員さんおっしゃるようにこれから先のことを検討する必要があるだろうというふうに考えております。

○岩田（5番）

今、教育長の方からですね極めて率直な見解をいただきましたけれども、やはりですね必ずこれは避けては通れない道だと思いますので、近い将来ですね、これ検討委員会というものをですねぜひですね検討していただければと思います。時間もありませんので3番だけにしたいと思いますが、今言いましたようにですね大規模校が良い、小規模校が良い、地域のその協力がほしいとかいろいろありますけれども、こういう教育ニーズの多様化とですね中高一貫教育について今年度初めて諏訪清陵高等学校附属中学が開校して試験が行われたわけですが、辰野中学からの進学者は何名か。あるいはですね、それも含めて狙いとですね現時点の評価、それからこれからの小学校6年生に対する指導のあり方について教育長に伺います

○教育長

今年度から仰せのように、清陵附属中学というのが始まりました。中学からっていうか、要するに辰野の小学校からはですね受験をした子どもが10数名おります、合計で。その内、合格した子どもは1名であります。私はですねこの附属中学のあり方はですね、見方によってはですねエリート教育に繋がるのではないだろうかというような見方もあります。そういう考え方もあります。というのはですね試験問題を、試験で言わないで適正問題って、適正試験と言うんだそうですけれどもやってみたけれども私も時間内では解けませんでした。非常に難しい。国語、算数にしても非常に難しい。受験をした子どもたちの平均点が30何点。小学校の6年生にこんな厳しい受験戦争に巻き込んで良いんだらうかという懸念が私にはあります。またそうしてですね、最優秀の子どもだけ集めてしまうと、今度は地元の中学の学力はもう必ず低下してくるに決まっているわけです。平均点出せば下がってくるに決まってるわけでありまして、ある面ではこれは大事なこともかもしれないけれども、それぞれの地元にとっては学力低下という数字が出て来てしまうのではないかという恐れがあります。それからもう1つですね、辰野町は両小野小中学校の一貫、小中一貫教育を推進しているところではありますが、小学校6年、中学3年合わせて9年間にわたって一つの人間を完成させようという考え方でやっているわけではありますが、それも6年間だけで9年間完結しないうちにほかへ取られてしまうということは私たちの考えてることと競合するので、私は個人的には賛成はしていませんし、

以前県教委が来て「こういうふうにやりたいけどどうでしょうか」というふうに「ご意見を伺いたい」と言って来た時にそういうことを申し上げて「私は反対です」というふうに申し上げた経過がございます。

○岩田（5番）

時間がないのもっと議論もしたいんですけども、ここにですね山梨県北杜市立甲陵高等学校、今回清稜の付属中学ができた原因だったと私は思ってますけど、これはインターネットで調べれば全部出てきます。キャッチフレーズ、『「甲陵」であなたのドラマが始まります』というキャッチフレーズで、進学実績から授業料が年間8万3,000円という安さですね。一切塾へ行かない。東京大学、京都大学の進学実績。こういうことがあって、ここがですね付属中学もあるわけです。諏訪地方の経済的に余裕がある父兄はそちらに付属中学のまま、住民票を移すかどうか知りませんけどして、付属中学へ入れば無条件でこの甲陵高等学校入れます。これ私立じゃないんですよ。北杜市立という立派な公立の高等学校なんですよね。で、これを調べてみますと長野県からはですね150名程度、120人の1学年定員なのに3学年の間で150人程度長野県から在籍する。このうちですね、調べますと120名が諏訪地方の出身者なんですよ。そうしますと3で割ると40人くらい1学年に諏訪地方の人がいますので、これは町長も出身校であれだと思えますけれども、清稜高校のですね、私偏差値調べたら5、6年前、っていうか10年ぐらい前と見ますと清稜高校の偏差値が3とか4になって、全国のランクがあるんですけどもスーパーのS、A、B、それからDまでありますけど清稜高校はBに落ちちゃっているんですね。結局今、教育長が言われたことは確かにそのとおりだと思いますけれども、教育のニーズという形の中でこの甲陵高校がむしろ応えているという現実もあるという形の中で非常に難しい舵取りがあると思います。そのへんのところを含めましてこれからのですね教育、両小野は小中で成功していると思いますけれども、今、教育長のお考えも伺いましたけれども、改めてですね町長、教育長のお考えを伺って質問を終わりたいと思います。

○町長

ちょっと、お答えできるような範囲ではございませんので保留させていただきたいと思えます。

○教育長

今、ご指摘の甲陵高校へね、取られるという諏訪圏一円の考え方の中から新たなもの

ができてきたんだろうということは私も認識をしているところでありますが、つまり諏訪圏から頭脳が流出することを防ごうとこういうことだというふうに、辰野も含めて諏訪圏ということですね、だろとうこういうふうに思いますけれども、それで清稜高校を残したところですね次に大学に行くったら、やっぱり外へ出ちゃうんですよね。だからこの構想はどうなんだろうかなということを私は疑問に思っています。以上です。

○岩田（5番）

教育長の確たる信念を伺いましたので、これで質問を終わりますけれども、いずれにしましても多感なですね10代の後半ですね、一番受験期を山梨県で送るということはどうですか、それだけ郷土愛とかふる里愛とか、そういうものも変わってきてしまいますんで、ぜひですねこのへんも含めながらですね、幅広い目でですね教育を今後考えていかなきゃいけないと思います。これで質問を終わります。

○議 長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦勞さまでした。

9. 延会の時期

3月11日 午後 16時 54分 延会

平成26年第2回辰野町議会定例会議録(8日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成26年3月11日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	宇治徳庚	2番	成瀬恵津子
3番	根橋俊夫	4番	三堀善業
5番	岩田清	6番	矢ヶ崎紀男
7番	熊谷久司	8番	永原良子
9番	堀内武男	10番	船木善司
11番	中谷道文	12番	垣内彰
13番	宮下敏夫	14番	篠平良平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島範久	副町長	武居保男
教育長	古村仁士	代表監査委員	三澤基孝
総務課長	中村良治	まちづくり政策課長	山田勝己
住民税務課長	向山光	保健福祉課長	一ノ瀬元広
産業振興課長	飯澤誠	建設水道課長	漆戸芳樹
水処理センター所長	一ノ瀬保弘	会計管理者	宮原修二
教育次長	百瀬辰夫	辰野病院事務長	赤羽博
福寿円事務長	宮原正尚	消防署長	林国久
社会福祉協議会事務長	守屋英彦	両小野国保診療所事務長	河手潤子

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武井庄治
議会事務局庶務係長	赤羽裕治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第2番	成瀬恵津子
議席 第3番	根橋俊夫

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんには早朝から大変ありがとうございます。今日3月11日は多くの尊い命を奪い、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から三年を迎えます。犠牲となられた方々の無念さと最愛の肉親を失われたご遺族の不快悲しみに想いをいたす時、まことに痛恨の極みであり哀悼の念に耐えません。震災による被害を振り返る時、自然災害の恐ろしさはもちろん、住民の皆さんの安心、安全を守る役割の大切さ、そして責任の重さを深く感じるところでございます。本日は東日本大震災の三周年追悼の日にあたり、地震発生の午後2時46分に一般質問中ではありますが震災で犠牲になられた皆様のご冥福をお祈りし、一分間の黙祷を捧げますのでご協力をお願いいたします。

定足数に達しておりますので第2回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。10日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席1番、宇治徳庚議員。

【質問順位8番、議席1番、宇治 徳庚 議員】

○宇治（1番）

私は先日の大雪の実態を鑑み、また見たり聞いたり確認をしたりという中から大雪をとおした危機管理、あるいは危機管理全般につきまして質問させていただきたいというふうに思っております。2月14日からの2回目の大雪は、関東甲信や東北の各地に記録的な豪雪をもたらし、県下でも飯田81センチ、軽井沢99センチと観測史上最多を記録して、今までこれほどの大雪とは無縁だった甲府が114センチ、前橋が73センチで、これもまた観測史上最多で、東京でさえ27センチということで極めて驚きであります。原因は「南岸低気圧」によるもので、気象庁も海上で発達してゆく低気圧のデータが少なく、大幅にずれたことでお詫びをしたものの「大雪警報」に留まり「特別警報」の発表までには至らなかったとしています。大雪による特別警報とはいかなるものか、私も内容を初めて知りましたが、その基準というのは1つは府や県程度の広がりがあること。2つは50年に1度の積雪深さ。3つ目はその後の警報扱いの降雪が丸1日程度以上続くという予想。この3条件を全て満たした場合は「屋外へ出ないで！」などと呼びかけるというも

のです。山梨県の場合は、明らかに全県レベルでしかも50年に1度の積雪量があったが、3つ目の「1日程度以上続く」は翌15日昼ころには雪が止むと判断したものの、低気圧の速度が遅くて停滞が長引き、結局114センチに至ってしまったということで、結果的に甲府の場合は大雪による特別警報に相当するレベルだったわけでありまして。低気圧の速度が遅かったことは確かで、松本の場合1回目の8日が18時間で49センチ、2回目の14、15日は30時間に及んだ結果75センチとなり、合計で1メートル24センチになりました。その結果、JR東日本の松本・甲府間は不通で、除雪車が間に合わず急遽、代替機関車での除雪作業中、多すぎる雪のため小淵沢駅で脱線するというアクシデントも重なり、特急あずさは6日運休する異例の事態となったのを初め、中央高速もごたぶんに漏れず、14日午後7時から3日間通行止めとなり、お陰様で国道153に流れ込んだ県外大型トラックはすれ違いができずに道を塞いで、15日深夜から一日中渋滞が続き塩尻から小野、伊那富間の生活道は身動きが取れない状況となりました。それでも「その割に辰野町エリアの国道は他に比べて良かった」という声も聞きましたが、先の議会で町長は「中央道の閉鎖は事前に町へ通報するよう申し入れた」と言われました。今回の大雪で今申し上げた高速道の件や除雪等はどうであったのかを含めて、まず町長にお尋ねしたいと思います。危機管理を公約に挙げている今回の大雪対策の評価はいかがだったでしょうか。よろしく申し上げます。

○町 長

それでは今日も引き続き一般質問ということでお願いをしたいと思います。宇治議員にお答えをしてみたい、こんなふうに思います。中央道の関係でありますけれども、伊北インターで閉鎖になる、解除になる、そういうふうになりますと非常に多くの車が出て来て、混雑するってということでありましたけれども、今回は飯田の方から全部が止まりましたのでそういった面では比較的、混乱もあそこで降ろされるよりは少なかったかとこんなふうに思います。ネクスコとのお話の経過だとか、そういったことについてはまた担当課長の方から申し上げますけれども、今までよりはお互いの連絡は取れたとこんなふうに思っています。時期的な問題も残りましたが、前よりは良くなったかとこんなふうに思っています。それから評価でございますけれども、どんなふうに今回の大雪を評価するかということありますけれども、総体的に見ましてそれぞれ除雪業者の皆さん方、徹夜で除雪にあたっていただき、また住民の皆さん方にもそういうふうな形の中でご協力をいただいて、そういった面では動きは非常に良かったかなと、こ

んなふう感じております。ただ、それぞれの個々のって言うんですか地域の中に入りますと除雪等も遅くなったりとかそういったことございましたので、課題がないわけはありませんけれども、それぞれ新聞等でもお話の出たように家の前の除雪、かいた所へまた来て、溜まったとか、そういったことでもってこれは毎回あるわけでありましてけれども、そういった面が出てきたものにつきましては、これは全部行政と一緒に業者とやって歩くってことはちょっと不可能に近い話でありますので、そういったものについては引き続き住民の皆さん方にもお願いをしたり、地域の皆さん方にもお願いをしたりということで引き続きお願いをしなきゃいけないことでもありますけれども、そういったいろいろの課題も出て来ましたが、総じて情報も比較的早く皆さんに、早くに予測ができたものですからそういった面では対応が今回はできたかな、こんなふう思っています。以上です。

○建設水道課長

それではネクスコとの打ち合わせにつきまして、昨日も答弁の中でお話しましたが、再度申し上げさせていただきます。1月16日に伊那建設事務所、辰野町危機管理課と建設水道課、消防署、それからまた箕輪町、伊那警察署、そしてネクスコ松本保全センター、除雪業者により打ち合わせを行い、早い情報伝達についての徹底を図ったところでございます。これにつきましては伊那建設事務所及び広域連合の方にその旨を申し上げた結果、こういう会議がなされたものでございます。そういうことからに基づきましてネクスコ松本保全センター及び名古屋支店道路管理センターから情報が、総務課及び辰野消防署にファックスで入ることになりました。一部この中においてやはり情報がちょっと遅かったという問題もあります。この問題につきましては今後とも広域連合、そしてまた伊那建設事務所等を通じてまた全体的な要望という形の中で進めていかなければいけない問題ではないかと思っております。そういう形の中において本年度は新しい取り組みをさせていただきました。以上でございます。

○宇治（1番）

ぜひ、一つずつでも前に進むようにですね改善していただければありがたいなというふうに思っております。松本、塩尻の雪はですね善知鳥峠を越えて小野エリアまで及んで積雪量は2回で1メートル超の同等レベルでした。しかし南に向かって箕輪、伊那あるいは岡谷そして木曾はどうもこの半分程度だったようですが、これが飯田へ行くと観測史上最多の81センチとなり、今までの過去最多が56センチということでしたから、か

つてない対応を強いられた飯田市長が2月20日付の『信毎』に示したコメントがあります。雪慣れした伊北の私たちよりもとても新鮮なメッセージです。その内容というのはですね「高速道は重要なインフラでありながら、閉鎖されるのも早いし、いつ開くかも分からない状態だ。基幹道路は最後まで機能するようにして欲しい」というものであります。飯田市長は近く地域の声をまとめて中日本高速道に改善を求めるといふように言っております。私どももですね中央道っていうのは雪が降れば止まるものだという、こういう感覚でいましたけれども、私はどうもこの飯田市長のコメントはですね「なるほど」といふように全く同感であります。都会からノーマルのクルマが入ってくるから事故防止のため止めるというのが大きな理由でしょうが、それなら県境近くのインターチェンジで一旦止めてチェックして排除するとかですね、その上で片側2車線あるわけですから1車線を除雪ラインとして雪をそのラインに置き、1車線だけでも流すことは可能だと思います。北海道の4車線道路は車が多いとか、土地があるとかではなくて、徐雪するとき2車線を潰して雪置きラインとして考えられています。今まで雪国北海道だけの除雪対策手法とっていましたが、今後こうした大雪が想定される長野県内の中央道でも見習うものがあると思います。なぜなら料金を取らなければ安全第一も止むを得ないと思いますが、料金をしっかり取っている以上ですね、止めるのが仕事ではなくて、止めないように努力するのが仕事だと思います。有料道路がゆえにやるべきことは知恵を絞ってやっていただきたいというふうに考えます。そこでお尋ねいたします。高速道の大雪時の閉鎖のあり方について、上伊那広域連合としてこの点について検討していただいでですね申し入れをすることはできないでしょうか。町長にお尋ねいたします。

○町 長

今のお話の内容をですねまた伊那建設事務所だとか、そういった所も当然入ってくるわけありますので、そういった所も含めてまた相談をしてみたい、こんなふうに思っています。

○宇治（1番）

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。バイパスが早くできればという住民もいますが、その前に知恵を出してできることは対応すべきだと思います。平時の辰野町は、伊北インター、岡谷インター、塩尻インターがあり、利便性の高い土地柄ですが裏を返せば、一たび事故が起きれば3つのインターチェンジのリスクも抱えていることになる

わけで、とりわけ国道 153 の 1 本に負荷がかかる小野地区は、その影響をもろに受けるのが今日の姿です。2 回とも平日だったらマイカー通勤も加わってもっと混乱したと思います。いつも地元で引き合いに出るのが郡境を挟んでの松建と伊那建の対応の差について、松建は善知鳥峠を抱えているということもありますが、伊那建の方が遅いという実態があります。半分冗談ですけども、「伊那の暖かい所に伊那建があるから辰野へ来てもらえば良いんじゃないか」なんていうこういうきつい冗談を言う人もいますが、しかし今回はむしろ逆に近い状態だったという、これも事実であります。少しずつでもですね、こういう危機に対応する行政の対応力が変わってくることを期待するわけですが、伊那建の除雪のタイミングの良し悪しに加えてですね、それに追い討ちをかけているのが常に高速道の早すぎる閉鎖であります。「大雪は天災でも高速道の閉鎖は人災だ」と言う地元住民もいます。高速道が最後まで機能すればそれだけでも、大雪のたび問題になる国道 153 の、当座の渋滞対策にもなると思います。2 週続きの大雪で積雪が 1 メートルを超えますと、国道 153 は大型車のすれ違いはムリであり、町道にもマイカーは入れません。今回はたまたま 2 回とも休みにかかっていたので、生活圏内の道や家の周りだけは手早く除雪されていたようにも思いますが、これだけ多いとですね、除雪だけでなく排雪という問題もあり、大きな課題が見えてまいりました。川に捨てたり、個人の田んぼを自主的に開放したり、それぞれ努力されていました。場所を選ぶだけに難しい面もあると思いますけれども、排雪についてお尋ねいたします。町指定の「雪捨て場」が少なかったように思われますが、今後の対応策として地区別の指定場所を増やす考えはありませんでしょうか。

○建設水道課長

雪捨て場でございますが、通常の降雪の場合については用意をされておりません。町では雪捨て場として使用する広大な敷地の土地を所有していないためでございます。今回のような豪雪時には県の許可を取り、河川敷等を使用しているので今後ともそのようにさせていただきたいと思っております。また、今回の豪雪に対しまして新しく各区にお願いをする中において、唐木沢のグラウンド、そして上島のグラウンド、これについて中部、北部地区の雪捨て場という形の中でお願いをいたしました結果、快い返答をいただきましてこの唐木沢グラウンドについて国道 153 号線小野地区の雪捨て場として使用させていただきました。また、小野につきましては民間の雪捨て場という形の中においてまた町道の雪捨て場ということで小野の 5 差路付近に 1 箇所、区を通じてお借りすることができまし

た。また関東財務局天竜川上流河川事務所より雪捨て場として使用について、公有地の提供を宮木北湯舟地区、樋口万五郎地籍で確保することができました。そのような形で今後とも雪捨て場については対応させていただきたいなと思っております。以上でございます。

○宇治（1番）

急遽いろいろ対応していただいていることは十分承知しておりますので、ぜひですねこれは本当に相手もあつたり、条件もありますので難しいわけですがぜひこういう状況を予知しながらですね、充実をしていただければありがたいというふうに思います。私はある住民から要望をいただきですね「道路が徐々に落ち着いて来て普段を取り戻しつつある中で、塩尻市地域振興バスやJRに乗るために、明倫館から小野駅まで歩くのに、国道153の歩道は空き家もありますけども、住んでいてもきちんとかいてくれる家と、かいていない家があつたりで、狭くなった車道を歩かざるを得ないので、雪が積もるたびに大変な思いをしています。クルマも徐行はしてくれるけれども、足元が凍っているのととても危険です」という要望でございました。言われるとおりに私も歩いてみましたが、車が来るたびに都度よけるのですが、1メートル位の雪のカベに片足を突っ込むわけですから歩くしか手段のない人にしてみれば、たまったものではないと実感しました。空き家1軒位がかいてないのであればですね、クルマが通り過ぎるのを待って動けば良いんですけども、その間が長いとそうはいきません。改めて小野宿入り口の明倫館から駒沢川の鴛鴦（おし）橋、約500メートルですけどこの間の家の状態を眺めてみました。特に西側がですね空き家が多いというのはもう地元の皆さん皆知っているわけですが、西側にこの500メートルの間に22軒があります。明倫館と屯所があります。会社が3社あります。空き家は8軒あります。高齢女性で一人暮らしのお宅が2軒あります。するとですね個人が雪をかける家というのは結局7軒、3分の1です。国道沿いの町並みをなす場所がこのとおりでですから、事は容易ではありません。おそらくここだけに限った現象ではないと私は思いますけれども、逆にこの東側を見た場合ですね、反対側を見た場合には空き家が3軒だけです。したがって住んでいる家がほとんどですから、せめて東側だけでもですね雪かき1つで良いから国道の脇をですね最初からかいていただければ大雪があっても多少そのへんは積もってもですねそういう余地があると思いますので、ここは高校生も中学生も歩いてます。そんなことで住民の要望は全くそのとおりでなということを感じました。ぜひ、雪かき1つで良いから

歩道を確保するために、もう今年は終わりましたが次年度から協力いただくようにということで常会長を通じてお願いしたところ、快く了解をしていただきました。そんな中ですね、今回、町から区を通して町道等の除雪に係わった地区の除雪機に対し、補助をいただけるという通達があり、関係者はとても評価しておりました。雪が降ったら雪をかくという昔なら当たり前の行為がですね、今や高齢化や空き家という名のもとに、それができない社会構造になってしまいました。そこでこの際、業者だけが大型機で除雪するだけでなく、とりわけ町の補助を受けて購入した除雪機をはじめ、小回りの利く小型除雪機を保有する地域や特定個人を総動員して、一体的な除雪体制をとることで、通学路や生活道の早期確保が可能と考えます。そこでお尋ねいたします。協働のまちづくりの一助として、地区所有の除雪機の有効活用のための補助をルール化するというお考えはありませんか。

○総務課長

補助のルール化でありますけれど、昨日の一般質問でもありましたようにですね、全て町が補助していくというようなそんな状況にも財政的に無理もあろうかと思っておりますので、臨機応変にですね対応させていただくということでお願いをしたいと思います。

○宇治（1番）

その都度ですね判断をするということも大事なことでございますので、その点は結構ですけれども、できることは形にさせていただく、ルールにさせていただくというのをぜひ一考をお願いしておきたいと思っております。大雪のみならずですね、普段の除雪作業は「手段」と「連携」と「初動体制」が重要な要素だというふうに思います。今回の道路状態は国道・県道・町道いずれを見ても、行政区の違いはもとより業者による差もありました。業者も有償とはいえ除雪は冬だけのこと、年によっては出動回数もマチマチで、加えてオペレーターも高齢化し、比較的若い人は被災地の東北に移っているのが現状です。機械の維持管理も大変だと聞きます。もとより大型除雪機の入れない町道などは地域住民パワーで補完できる場所も多いと思っておりますので、私はそういったものを保管する制度として進めることによってこのほど始まったですね、移住定住促進の空き家へ移住してくれる人の除雪対策の1つとしてもPRできる手段ではないかというふうにも考えるわけでありまして。一方、シルバー人材センターではなくて、地域力を活かしたマンパワーを町の仕組みとして除雪体制を構築するという方法ですけれども、例えば最初は、1つは除雪作業困難な高齢者だけを対象にする世帯、もう1つは除雪困難な障がい者だけの

世帯、もう1つは除雪困難な母子家庭などを対象に、受益者負担を基本とする有償ボランティアが依頼された家の玄関周り、家までの道路・歩道更には依頼者が希望する場所を設定された時間給で請負い、費用は除雪作業終了時にその場で払っていただく。これらをベースに実例を積み上げながら、更に料金と条件等の体系化を進めるといふうなことはいかがなもんかというふうを考えるわけでありまして。そこでお尋ねいたします。除雪作業を行う業者以外に、住民個人による「除雪者登録」の制度化によってですね、これからの高齢化社会の方策の1つとして検討する必要があるんじゃないかというふうに考えますがいかがでしょうか。

○総務課長

大変、良い制度だとは思いますが、シルバー人材センターの方で扱っている業務もありますので、そちらと合致しないような形の中で進めさせていただければと思いますが、料金設定についてですね高い、安いっていうそんな部分も出てこようかと思いますが、そのへんは調整をさせていただくような形の中で、できればですね区等で登録者等をですね把握していただいて、町からでなくて区から依頼ができてスムーズに除雪に当たれるようなそんな仕組みができていければと思いますので、また区長会等でですね検討させていただいて、できれば制度化に結び付けていければとこんなふうに思います。

○宇治（1番）

そうですね。シルバー人材と個人というんでなくて町と区との連携の中でもし、進めただけなら非常に良い仕組みになっていくんじゃないかと、こんなふうに思うわけでありまして。雪国では結いというような仕組みで助け合いを行っていますが、高齢化社会を迎え、かつてはいくらでも手を出していた人も身体が利かなくなると気持ちはあっても、手も足も出せないというのは無理もない話で、そうしたお年寄りがお金を出してもお願いしたいとするニーズはあると考えます。雪国では高齢者が雪下ろし作業で転落する事故が、屋根の雪下ろしで転落する事故が後を絶たないということもありますけれども、この辺では屋根の雪下ろしはありませんので家の回りを中心にこのような仕組みがあれば充分活用されるのではないかというふうにも考えます。加えてですね、空き家前の除雪も問題ですから、この点は今お話のように区も含めていただいてですね実は区によっては消防費などの名目で、家主から区費を徴収している所もあるというふう聞いております。消防というだけでなく、通年ですね空き家を第三者がチェック

していくということも意味があるかというふうに思いますので、各区と充分すり合わせをしていただいでですね、その中から徴収している中からそういったものを出して、結果的には受益者負担になりますので、区費徴収の主旨には反さないというふうにも思いますが「公助」「互助」そして「自助」の連携という意味で何かそんなところの工夫もしていただければありがたいというふうに思っております。

くしくも、今日で東日本大震災そして原発事故から丸3年を迎えました。大津波による瓦礫の片付けは徐々に進んでいますが、いまだに仮設住宅で暮らす被災者は26万人、とりわけ福島原発事故の避難者も14万人に及び、今まで「故郷へ何としても帰る」と頑張っていた人々も、除染は進まず、いよいよ諦めて福島県内外の移住先にそのままシフトする人々も増えてきています。一方で大災害のリスクは東北ばかりではなくて近年、南海トラフ巨大地震や富士山の大噴火までが徐々に現実味を帯びてきており、我が辰野町まで及ぶような大災害の危険予知情報も跳びかかっております。そこで、今回の大雪も含めてですね今後の自然災害発生時の対応について、災害が起きてから始まる災害支援をより川上で対応できる組織体制として、町防災会議の基に日常的業務は、各地区の支え合いマップの見直しや避難所の機能アップのための指導、助言をしながら、有事に備える組織があれば行政のサポートができるのではないかとこのふうにも考えたわけがあります。とりわけ大災害が発生すれば即刻、町は「災害対策本部」を立ち上げるでしょうし、そして時間を追って次には「災害ボランティア」がリンクした活動を始めるでしょうが、その両者を意図しながら平時から防災アドバイザーなどの有識者を中心に役場の危機管理メンバーや社協の関係メンバーで構成する情報、輸送、避難所、食料などのチームを配置し責任者は緊急時に備え準備・待機しており、いざ有事には即刻出動するというそういった組織でございますが、この点でお尋ねしたいと思います。危機管理強化の一環として、常設の「町防災支援センター」の設置について検討あるいは研究するというようなお考えはありませんでしょうか。

○総務課長

自主防災のアドバイザーからの意見を伺っておりますのでですね常設については考えるところもありますけれど、そういう組織的なものの立ち上げについては非常に良いことだと思いますので、業務内容、役割等をですね検討させていただきながら考えさせていただきたいとこんなふうに思います。

○宇治（1番）

ぜひ、研究しながら一つの方向性に向かっていただければありがたいというふう
に思うわけであります。災害の発生を完全に防ぐことは不可能だと言われておりま
すけれども、地球環境が急激に変動している今日、いつ災害がやって来ても、人も組織も限
りなく周到、迅速、適切に行動できることが極めて重要ではないかと考えます。去る3
月4日の『信毎』に、災害時の「避難所運営マニュアル」を策定している長野県内市町
村は18だけという記事がありました。4分の3以上の市町村では未作成ということですが、
理由は「調整事項が多い」ということが作成の進まない背景にあるようです。しか
し、その間に状況はどんどん厳しい方に変化しています。ただその策定している18市町
村の多くがですね南信地方で、とりわけ天竜川や諏訪湖の氾濫、土石流が発生した18年
災害の被災地が中心だということで、具体的に市を申し上げますと茅野市、諏訪市、岡
谷市、近くは箕輪町、南箕輪村、伊那市などとなっています。なぜ辰野町がないのかと
いうことをございます。辰野町は天竜川の氾濫も18年災害もともに該当する地籍であり
ます。多い方に入っているというのは決して良いことじゃなくてですね地域柄これはも
う優先的にやるべき内容じゃないかと私は考えますけれども、その点、町長の見解を含
めてですね最後にお尋ねいたします。町長の考える災害に強いまちづくりの基本と、行
政の果たすべき役割についてお伺いいたします。

○総務課長

避難所運営マニュアルにつきましてはですね現在作成中でありまして、本年度完成す
る予定になっております。お願いします。

○町 長

災害に強いまちづくりの関係でありますけれども、やっぱり議員さんおっしゃられた
とおりですね、いつ来るか分からないっていうんですか、いつも来るんですけれども、
そういうものを万全な体制で準備して待っているということはハード的にもソフト的
にも大変厳しいって言うんですか、難しいところあるわけでありまして、それに近い
って言うんですかね、ある程度心の準備ですとかそういったものを持ちながらハード
の面も最低限のところよりはもう少し進んだところでもって何とか整えているのが、
全部できればもちろん良いわけでありまして、そういったのが最低限って言うん
ですかね、そういうふうなことでもって強いまちづくりの一步だろうとそんなふう
に思っています。まず、先ほどおっしゃられた中でみますと地域と行政ができるこ
と、それからそれぞれ地域の皆さんができること、そういったことをうまく組み合
わせないと決してどっちか

が、どこだけがいくら頑張ってみてもできないことですから、そういったものが機能的に組み合わせられていくというのが理想的ではないかと、そんなふうに思っています。やっぱし情報ですとかそういったものも必要でありますので、いろいろのネットワークを作ってやっていくということでもありますけれども、今言われたような、先ほど言われたようなどんどん高齢化があるとか、いろいろでその対応の仕方等もどんどん変化していくわけでもありますので、そういったものも見据えながら作っていかなくちゃいけない、そういうことでもあります。マニュアル等も防災の関係は何年か前に県の見直しもありまして大幅に改正して、改正って言うか見直しをして県とのやり取りをする中で立派な赤本もできたわけでもありますけれども、そういったものが時代に即応しているかっていうのはなかなか難しいところありますし、マンパワーもなかなか限られたいろいろのことを考えるたびに、考えるって言うんですか進むたびに多くのことが増えてきます。今までいらなくなった企業ですとか、そういった所はそれを捨てて次の所へ進んでいけるわけでもありますけれども、行政はなかなか捨てるものができなくてどんどん溜まってしまっているって言うんですか、それを限られた人数の中で常にやっていかなくちゃいけないことでもありますから、そういった面で非常に難しいところがあるわけでもありますけれども、こういった機会を捉えて少しずつでも前に進んでいけるような取り組みを取捨選択しながら進めていくことがこれからの大切なことだろうとこんなふうに思っています。以上です。

○宇治(1番)

町長のリーダーシップの下、一丁有事の時の行政力は住民が最も頼りにするところであり、種々多様な災害時に完璧な対応は無理としても「さすが行政は有難い」と住民に言ってもらえる不断の努力を、改めてお願いし私の質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席2番、成瀬恵津子議員。

【質問順位9番、議席2番、成瀬 恵津子 議員】

○成瀬(2番)

それでは通告に従いまして3項目について質問いたします。初めに1項目めではありますが、消防団の処遇改善についてであります。昨日の堀内議員の質問と重なり、ほとんど答弁していただいておりますが、私なりの質問をさせていただきます。近年、地震や局地的な豪雨、台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる

中、消防団の重要性が改めて注目を集めています。消防団は消防署とともに火災や、災害への対応を行う消防組織法に基づいた組織であり、全ての自治体に設置されております。団員は非常勤特別職の地方公務員として、条例により年額報酬や出勤手当などが支給されております。火災や災害の発生時にはいち早く自宅や職場から現場に駆けつけ、対応にあたる地域防災の要であります。また、日ごろから地域の安全安心のために日夜活動していただき消防団の皆様には心より感謝申し上げます。しかし、実態は非常に厳しい状況であります。全国的に消防団員数の減少が顕著となっており、全国で過去130万人以上いた団員は2012年には87万人に減少しております。背景にはサラリーマンが多く緊急時や訓練の際、駆けつけにくい。また消防団の活動についていけない等が要因とされております。また実際、災害時に出勤できる人数、活動できる人数が団員数の割には非常に少ないのが現状であり、地域防災の協力的な体制づくりが地域住民と関わるためますます重要になってまいります。それでは質問に入ります。昨日の堀内議員の質問に対しての答弁で定員496人のうち、大会や出初式には50%ぐらいの団員が出勤していると言われておりましたが、大事なのは行事の出勤人数ではなく緊急災害時にすぐ出勤できる消防団員の確保、どのぐらいの消防団員がいるかが必要ではないでしょうか。今日で東日本大震災から3年目を迎えます。昨夜のテレビでもその時の消防団員の素早い行動、その時の人命救助に当たった様子、命がけの凄まじい戦いの様子がテレビでやっておりました。質問いたします。辰野町の消防団員数の実態と実際、緊急時に行動できる団員数はどのくらいなのかお聞きいたします。

○消防署長

それではお答えをいたします。団員数につきましては昨日もお答えをいたしましたけれども、定数と同じ496名の団員がおります。緊急時に出勤が可能な団員数につきましては町外勤務の団員が296名おります。また長期欠席団員というのがいるのも現状でございます。今までの出勤率からみまして、昼間の災害時には定員の30%~40%、また夜間の災害時で50%~60%前後の出勤率となっております。以上でございます。

○成瀬（2番）

今、定員数の30%~40%ということですが、本当に496人に対して30%40%っていうのは非常に近隣の町村、また全国的にも低い方なんでしょうか。

○消防署長

全国的なことだと思います。特に辰野町は町外勤務者が多いというようなことで昼間

の災害についてはそんなパーセントページになってございます。

○成瀬（2番）

やはり、緊急の時にどのくらいの人が消防団が、素早く出れるかっていうことであります。日ごろ消防団の方は火災の時の訓練は一所懸命やられているのは見ますが、この緊急災害時の時の素早い対応の訓練というのは日ごろどのようにされているのでしょうか。ここは海からの津波というのはいり得ないことなんですけれども、台風とか豪雨災害とかで、山津波とかいろいろ起きると思います、地震とか。そういう時に緊急事態であります。そういう時に素早い対応という訓練というのは年にどのくらいやっているのでしょうか。お聞きいたします。

○消防署長

緊急時の招集訓練というようなことで各分団で対応してもらっているところでございますけれども、年に2、3回程度の訓練をしてございます。

○成瀬（2番）

それはどのような訓練なのでしょうか。

○消防署長

内容につきましては、各分団ごとにその地域にあった災害に対応した訓練を実施をしていただいているところでございます。

○成瀬（2番）

訓練されているということで本当に安心いたしました。実際に先日地元の消防の方と懇談する会合がありまして、そこでお聞きいたしましたが、実際地元の分団でも団員数は52人いるが緊急時に実動、実際に行動できる団員は10人余りだそうであります。52人いるのが、動けるのが10人あまりだそうです。本当に少ないことに、うんと心配になってしまったんですけど、またその中で新入団員の確保も非常に厳しいようであります。これは本当に分団長さんも頭を抱えておりましたが、これは各分団だけの問題ではないと思うんです。町全体でこの新入団員の確保、消防団員の確保は町全体で考えていかなければならない問題であると思いますが、この点についてのお考えをお聞きいたします。

○消防署長

消防団員の確保につきましては全国的に苦慮をしているところでございます。多くの若者が入団をしやすい組織に開拓をしていく必要もあろうかと思っております。現在、消防団長を中心に消防団において訓練、また行事等のあり方を検討をいただいていると

ころでございます。また、消防団員には恩恵があります消防団員支援優遇制度というようなものを多くの事業所に参加をしていただくよう、現在お願いをしているところでございます。

○成瀬（2番）

ある新聞の記事に地元を守るという使命感とボランティア精神で何とか消防団員の方はやっているが、現場の実情は本当に厳しいという胸のうちを明かす団員の声がありました。ぜひ、団員確保、新入団員の確保、また消防団員の皆様のことをまた町として考えていっていただけたらと思います。次の質問であります、こうした実態を受け、昨年12月に消防団を支援する地域防災力充実強化法消防団支援法が成立いたしました。そして施行されました。国では消防団の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されております。また、報酬、退職金、報奨金などの引き上げについては各自治体の条例改正が必要であります。先日新聞に消防団の報酬について載っていましたが、昨日の答弁で辰野町の消防団員の一人当たりの年額報酬を発表していただきましたが、その中で1点、団員の年俸が1万2,000円という答弁をいただいておりますが、県の平均より5,000円少ないとのことでした。その県の平均より5,000円少なくしているという理由はどういうことかお聞きいたします。

○消防署長

理由ということは特にございませぬけれども、各自治体において各市町村において報酬を決定することになってございまして、辰野町においては5,000円報酬が団員について少ないということでございます。

○成瀬（2番）

報酬に対しては本当に消防団の方たちは一所懸命日ごろ、地域の安全安心のために働いておりますので本当に条例を定めていただいて、何とか年俸がまたもう少し上がるような改善をしていただけたらと思います。また、1回の出動手当てというのはどのくらい辰野町は出ているんでしょうか。

○消防署長

年間で消防団員1人あたり7,000円支給をしてございます。

○成瀬（2番）

年間。1回、いくらじゃなくて、年間でいくらってということなんですね。分かりました。今後町として消防団の報酬に対しての条例改正をしていく考えはあるかお聞きいた

します。

○消防署長

条例に関してについてでございますけれども、多くの若い方に入団をしていただいで張り合いを持って活動をしていただくためにも団員の報酬の改正は必要だというように考えております。

○成瀬（2番）

はい、分かりました。これもある新聞に載っていたことなんですけど、今全国的な自治体では団員の減少に歯止めをかけようと高校生への1日体験入団、また高校へ出向いて消防のことについての講演するとか、またOBの再入団などに取り組んでいる実例もあるようであります。また、今後年に1回ぐらい消防団員からの、日ごろなかなか消防団員は胸のうちの明かす場所、機会がないと思うんです。消防団員からの要望とか、また日ごろの活動の悩み、状況等そういう現場の声を出してもらい町は消防団の実状をきちんと把握していくってということが大事ではないかと思えます。こういうことについてはどう思いますでしょうか。

○消防署長

非常に大事なことだと考えております。消防団の幹部とは町長も懇談をする機会は多数あるわけでございますけれども、団員の皆さん、幹部じゃない団員の皆さんとは懇談する機会もございませんので、そんな機会もぜひ作って実施をしていきたいと考えております。

○成瀬（2番）

ぜひ、よろしく願いいたします。防災力強化に向けた取り組みがますます重要化されてきているわけでありますが、ぜひ、よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。地域包括ケアシステムの構築についてであります。日本はかつてない超高齢化社会を迎える2025年に向け、医療や介護の必要度が急激に高まるため国は地域包括ケアシステムの構築を目指しています。それでは地域包括ケアシステムとは何か。団塊世代が75歳以上となり、高齢化のピークに入る2025年に向け、地域でお年寄りを支える福祉社会の構築が急務であると言われて中、重度な要介護状態となっても安心して住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活、支援が一体的に提供される仕組みであります。これは社会保障と税の一体改革の一環であります、国は団塊の世代が75歳を迎える2025

年にはこの仕組みを各地域に定着させていきたいと言われております。それでは質問に入ります。地域包括ケアシステムの構築は地域が主役であります、地域によって課題は全く違うため市町村ごとのきめ細かい対応が求められております。地域のネットワークを構築し、高齢者の支援に取り組む地域力は非常に重要であると言われております。しかし今後、地域包括ケアシステムの構築を進めるには課題がたくさん出てくると思われれますが、この構築を進めるにあたり町の考えをお聞きいたします。

○町 長

今、成瀬議員さんの団塊の世代が75歳を迎えるまでのそういった流れの中でこういう計画が出てきているわけでありまして、第六期の介護保険事業計画がですね27年から29年でありますけれども、来年度策定するそういうことになっております。それで地域包括ケア計画を作るとそういうふうな位置づけの中で地域包括ケアシステム構築のための取り組みを本格化させていく、そういうことになるわけでありまして、それぞれどういった内容を進めていくか、いろいろのあるべき姿っていうのがあるわけでありまして、それに向かって進んでいくわけですが、内容につきましては担当の課長の方から申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○保健福祉課長

それでは地域包括ケアシステムを進めるにあたってですねどういう取り組みをするかということでお答えをしたいと思います。昨年の議会でも質問がありまして回答しておりますけれども、今年の1月までですね高齢者のニーズを把握するということがアンケート調査を行っております。996人に対しまして639人の方から64.2%の回収率でありますけれどもご回答をいただいております。現在、県におきましてですねその分析を行っているところでございます。地域包括ケアシステムにつきましては議員ご指摘のとおりですね、団塊の世代の皆さん方がですね75歳に到達する2025年を目途にですね、構築していきましようということでございます。簡単に申し上げればですね、地域全体で支え合う仕組みの構築ということになるかと思っております。それでですね地域によってそれぞれニーズが違ってまいります。したがってですね、地域のニーズですとか社会資源をですねこれから把握してまいります。併せてですね関係機関とのですね地域ケアの会議を立ち上げてまいります。そうした中でですね、それぞれの機関から出してこられるですね課題等をですね、精査しながらですね地域包括ケアシステムのですね構築に向けてですね取り組んでまいります。それからですね、この来年度作ります第六期介護

保険事業計画にはですね当然のごとくですね、2025年をですね見通した計画になってまいります。したがって、今までと違ってですねかなり深く追求したですね計画を作らなければいけないというふうに考えております。それから、当然ですねこういった構築を進めるに当たってはですね、後ほどまた質問が出てこようかと思っておりますけれども職員体制をしっかりとしていかなければいけないというふうに考えております。以上です。

○成瀬（2番）

町もしっかり取り組んでいるという答弁もいただきましたが、今、課長の方からの答弁の中でニーズのことを言われておりましたが確かにこのニーズが一番大事だと思います。行政や事業者はもちろんありますが、地域住民やいろいろな立場の方々が同じテーブルに着いて一人ひとりの日常生活に真正面から向き合って高齢者や低所得者への支援、見守りを行っていかなければできないことと思います。またいろいろなニーズに応えていかなければならないこともありますが、この点についてお聞きしようと思いましたが、先ほどお答えしていただきましたので更にこのニーズに応える進めをしていただきたいと思います。次の質問であります地域包括ケアシステムに向けて優先すべき課題として、良質な医療とまた効果的な介護予防が非常に大切と言われております。行政とともに病院もしっかりやっていくこととありますが、辰野町病院を持つ町としてこのことについてどのように考えているかお聞きいたします。

○辰野病院事務長

地域包括ケアシステム、これを実現するためには医療との連携強化は必須であります。その中で辰野病院が何をするのか医療として何をするのかということと考えますと、4つほどあると考えております。1つは急性期からの受け入れ。これは急性期病院から受け入れるという意味なんですが、上伊那地域医療再生事業によりまして公立3病院、辰野病院と伊那中央病院、昭和伊南総合病院、こちらの役割分担と連携の確立が必要と なってきます。この中で辰野病院としましては回復期から在宅期までを受け持つということで、すでに取り組みが始まっております。2点目は緊急時の受け入れだと思います。こちらにつきましては、自宅、また施設からの受け入れのことを言いますが、辰野病院としましては二次救急病院ということで処置及び入院の方を担当することになっております。3番目としましては、在宅復帰支援であります。こちらにつきましては在宅復帰へ向けたリハビリの体制の強化ということで、こちらにつきましてももう少し強化していかなければならないと思っております。4つ目としましては24時間対応、また看取り

等の在宅医療ですね、こちらにつきましても現在訪問看護ステーションを取り組んでおりますが、そのへんの機能をもう少し強くしていった地域包括ケアシステムの役割を担っていかねばならないと思っております。以上です。

○成瀬（2番）

今、説明をしていただきましたが、こういうことをお聞きしますと本当に地元で病院があるということが本当にありがたいことだとなつくづく思います。次の質問であります。関係機関の連携体制や在宅医療提供体制の整備、介護予防の充実を図っていくことが非常に重要と考えますが、介護ニーズの多様化、また、高齢化が進む中、今後システムに携わり支えていく町独自の人材確保への取り組みの強化が非常に大切だと思います。今後人材確保に向けての町の考えをお聞きいたします。

○保健福祉課長

人材確保の件につきましてはですね、今後ですね検討させていただきたいと思っております。それでですね現在今、どういう状況かということをお聞きしたいと思っておりますが、地域包括支援センターという組織がですね今から数年前にできてこの組織につきましてはですね、地域の高齢者の総合相談ですとかあるいは権利擁護ですとか地域支援体制づくり、それから今議員おっしゃいました介護予防の必要の援助。こういったような業務を行っております。これにつきましてはですね、先ほど話がありました地域包括ケアの実現に向けたですね、中核的な機関としての位置づけとなっております。当町の場合にはですね現在3人の体制でありますけれども、それぞれがですね兼務で業務を行っている関係で、組織としてですね十分機能が発揮できていないというような状況でございます。新年度につきましてはですねこの地域包括支援センターに重きを置いたですね、業務分担を考えておるところでございます。議員、ご指摘のですね人材確保については冒頭申し上げたとおりですね、今後検討はさせていただきますけれども、まずはですねこの地域包括支援センターのですね、充実を図っていきたいというふうに考えております。

○成瀬（2番）

今後、この人材確保に向けてのまた取り組みをしっかりとやっていただけたらと思います。ある専門家はこの地域包括ケアシステムが掲げる理念についてこう言われております。「非常に素晴らしいものですが、実現に向けては厳しい面も多々あると思います。保険者である市町村が地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じて作り

上げていく。成功の鍵を握るのは住民の支え合う力、つまり互助をどうやって強化させるかが大事である」と言われております。まずはこの地域包括ケアシステムを進めるにあたりましては住民一人ひとりが「世話やきさん」となって、私たちも含めて議員も含めてであります。世話やきさんとなって小単位、大きな単位ではなくて小単位のケアシステムを作ることから始めることが大事なことではないでしょうか。住み慣れた町で安心して暮らせ、元気で長生きの長寿の辰野町を目指すことを要望し、この質問を終わります。

次、3項目目の質問であります。26年度新事業について何点か質問させていただきます。26年度予算主要事業で町長は大きな事業と言うより、小さなものを一歩、二歩と多く盛り込んだと説明されておりました。たくさんの多くの新事業を盛り込んだ26年度に町民の期待も大きいと思います。質問いたします。毎年そうではありますが、せっかくの素晴らしい町民のニーズに応えた新事業がなかなか町民に知られていないのが現状であります。町民から町の事業について聞かれることも多々あります。私どもも議員も積極的に町民に知らせていく義務もありますが、もっともっといろいろな形で周知すべきと考えていましたところ、ここ毎日のように『たつの新聞』に26年度の事業が分かりやすく大きく掲載されており、本当にうれしく思いましたが『たつの新聞』以外にも『広報たつの』とかホームページとか載せていたり、また、たまには年度の中で途中でも発表、忘れかけている事業なんかもあると思いますので載せるっていう、そういうような計画をぜひして、このせっかくのこの新事業を皆さんに伝えていただけたらと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○町 長

今、お話のございましたようにできるだけ、広報をしながら皆さんにご理解をしていただくとそういうことでございまして、今ご指摘いただいたものも広報等でやっていく予定でございます。内容につきましては担当の方から申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○まちづくり政策課長

それでは私の方からどのような方法、日程ということをちょっと説明したいと思えます。『広報たつの』の4月号。4月1日発行のものになりますが、ここで平成26年度の予算の特集を掲載いたします。その中の1ページを使いまして平成26年度の主な事業を

お知らせしますというようなコーナーを設けまして周知をしたいと思います。またこれにつきましては総合計画の7つの施策ごと新年度はどのような事業をするのか、といったような形でもって周知をしたいと思います。それと今年度からなんですが、平成26年度の予算の主要事業の一覧につきまして辰野町のホームページの方にアップいたします。もう現在、あるというような形でもってアップはしておりますが、事業内容や事業のあらまし、またこのこういった事業をすることによってどういう効果があるのかといったものを記載したものについて掲載を今しております。これも総合計画の7つの施策ごとに新年度はどのような事業を行うかというものを説明したものになりまして、特にこの中で新規の事業については丸を付けて分かるようにはしております。また、ほたるチャンネル等も使いまして新規の方の事業の紹介もしていきたいと思っております。それとあと新規事業の実施にあたりましては今年度こういう事業をやるんだということで、年度途中でも広報やほたるチャンネル、また告知システムの「ほたるねっと」ですね、ちょっとほたるねっとには200字という制限があるものですから、ちょっとまた研究していかなくちゃいけないわけなんです、そういった情報手段を使って周知の方を図りたいと思います。また、議員ご指摘のとおり地方新聞さんにも掲載いただいて周知図っているわけなんです、特に『たつの新聞』さんにおかれましてはここ数日ですね、特集コーナーをまた、イラスト入りで分かりやすく記載していただきまして大変ありがたく思っております。こういった地方新聞さんの協力を得る中で多くの町民に辰野町の事業を伝えていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

○成瀬（2番）

本当に素晴らしい事業が26年度盛り込まれていただいて、本当にうれしい限りではありますが、この中で病児・病後児保育の事業であります。これは以前も私一般質問で要望しましたが、なかなか実施されなかったことで本当に小さい子を持つ働くお母さん方から「ぜひこの事業はやっていただきたい」という声がたくさん届いておりましたので、この26年度の新事業に盛り込んでいただき大変うれしく思っております。その中でお聞きいたしますが、24時間電話健康相談であります。昨日もこのことについては説明していただいておりましたが、この24時間相談対応はこれを見ますと医療のこととか健康のことまた介護、育児の相談、いろいろな相談をしてくださるっていうことを書いてありますが、この24時間の対応相談はどこでどういう体制で24時間本当に私たちはとってもらえるんです。24時間このいつでも電話すれば相談に乗ってもらえるんだっていうこと

で本当にこの事業はうれしいですけど、これはどこでどういう体制で相談の窓口はされるのでしょうか。

○保健福祉課長

この事業につきましては昨日もお話ありましたけれども、25年度からですね役場の職員向けにですね、そういった相談のですね事業と言いますか受付を行っていただいているですね業者さんとですね、一応契約をしたいなって考えておりますけれども、スタッフはですね昨日申し上げましたけれども、ドクターを中心にですね300名以上のスタッフがいます。それでですね、相談する場所は当然電話になりますけれども、電話の向こうにはですね今いったスタッフがいるわけでありましてけれども、本部がですね東京にありまして東京の会社になります。それで今、ご指摘のですね相談内容については全くそのとおりでございまして育児まで含めたですね健康以外、育児まで含めたような相談をですね受けていただいでですねその相談会社のですね気持ちになったですね対応していただけるといことで近隣の市町村、あるいは全国的なですね状況を見た上でですね今回26年度からもですね事業としてやっていこうということに決めました。

○成瀬（2番）

今、本部が東京ということで多分無料通話っていうふうに書かれておりましたので、フリーダイヤルで回せば良いと思うんですけど、この相談の内容、24時間対応でいろんな相談は本当にいろいろあると思います。自分自身の健康のこと、子どものこと、家族の介護のこととかいろんな相談があると思うんですけど、その相談の内容によって向こうの電話の向こうの相談の相手はあれなんですかね、それに、内容に合った人が電話に出てくれるのでしょうか。

○保健福祉課長

そのへんのところは私もちょっと気になっておりましてですね、確認をしてきましたけれども、例えば育児のことについてですね相談があった時にですね、お医者さんでも良いんですけども、経験した方ですかですね、それからあるいは保育士さんですか、そういった方も当然必要になってこようと思ひまして確認したところですね相談者のですね、相談内容に応じたですねスタッフを用意するということでございます。

○成瀬（2番）

先ほど300名のスタッフがいつもそこに常時いて、電話の、例えば子どものことで電話したらすぐ、じゃあそのことに関係の方が電話に、電話口の方と代わって出てくれて

しっかり対応してくださるっていうことなんですね、この24時間の相談の事業は。あ、分かりました。じゃあ、そのように例えば町民に聞かれたら私もちょっとどのようにこの答えたらいいかと思っていたので、そのように答えればよろしいですかね。

○保健福祉課長

スタッフはですね、細かく言いますとですねドクターがですね122名、それからヘルスカウンセラーと言いまして保健師さんですとか看護師さん、栄養士さん、ケアマネージャーさん等々がですね190名、それからオペレーターが33名っていうことで総勢で345名のスタッフがあります。常時かって言われると困るんですけども、基本的にはですね今までの経験を積んでいる中でですね、確認をしたところですね質問内容に応じてですね、その相談相手になっていただけるですねスタッフがいるということでございます。

○成瀬（2番）

相談者によっては、自分の悩みを聞いてもらうだけでもほっとするっていう方も中にはいらっしゃるようですが、この事業は本当に素晴らしいと思います。あと、そのほかにありますが、子育て世帯の臨時給付金は申請しなければもらえないということのようでありまして、1回限り1万円だけっていう、これ誤解してずっと貰えるっていうふうに思っちゃっている人もいるようですし、申請しなくても自動的に貰えるっていうふうに思っちゃってる方もいるようですが、この説明をきちんと対象者にしていくべきと思いますが、この点はどうでしょうか。

○住民税務課長

ただ今ご質問の子育て世代の臨時特例給付金でございますが、まだ国の方でもですね細かいところまで決定しておりません。大枠とすればですね今、議員ご指摘のとおりでございます。大きなイメージとすればですね児童手当需給世帯、所得制限等でございますけれども、こういった世帯に対象するお子さん一人当たり1万円1回限りということで申請の手続きが必要でございますが、ただ今申し上げたように所得制限等の制約もございまして、一方では生活保護の世帯等を中心とした給付金もございまして、これとダブらないような形になっております。そこらへんを含めて手続きをしていただく方法もですね、所得の申告をいただいてその確定をしていく手続きもございまして、その時期に合わせて広報をしてまいりたいと思いますが、まずそういった制度がありますというところから広報等でお知らせをしながら細部をまたお知らせしてまいりたいと思います。

ので、よろしくお願いいたします。

○成瀬（2番）

はい、分かりました。もう1つ新事業で本当に素晴らしい事業で歯周疾患検診であります、これ本当に素晴らしい事業で私もこの対象に入るわけですが、皆さんなかなか歯医者っていうのはうんと怖くて行けないというのが現状であります。ぜひこの素晴らしい事業ですので、皆さんが検診するよう、またなかなか躊躇して検診しない人にはぜひ、1年間通して検診しない人にはぜひ、コール、リコールをしていくべきと思います。この歯周疾患検診に限らず町としてはいろんな検診に対してはコール、リコールをしていっていただきたいと思いますが、この点はどうでしょうか。

○議長

成瀬議員、先ほどの子育てと今の質問は通告にありません。

○成瀬（2番）

新事業の中で・・・

○議長

けれども、許可いたします。

○保健福祉課長

今です、歯周疾患の検診につきましてはですね初めての事業でございますので、今議員おっしゃられるようにですね1回限りのですね受診勧奨でなくですね数回に分けてですね受診されない方についてはですね、勧奨をしていきたいというふうに考えております。

○成瀬（2番）

よろしくお願いいたします。26年度の素晴らしい新事業の大成功を祈りまして、以上で質問を終わります。

○議長

只今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時40分といたします。

休憩開始 11時 25分

再開時間 11時 40分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席12番、垣内彰議員。

【質問順位10番、議席12番、垣内 彰 議員】

○垣内（12番）

それでは通告にしたがいまして4点について町長に質問をしたいと思います。1番目の2月豪雪についてですが、この件につきましては昨日根橋議員、宮下議員初め、本日の宇治議員からも質問され、町長及び担当課長からの答弁からほとんどの点で明らかになっておりますが、私なりきに再度くどうようですが確認したいことがありますので、答弁をお願いいたします。初めに町内施設の被害額、あるいはこれ通告で誤字がありました。現状回復に必要な金額というようなこと、それからあるいは支援金や貸付補助制度等、救済措置はあるかっていう件に関しましては、昨日の産業振興課長の説明で分かりましたので割愛させていただきます。次なんです、今回8日、9日あるいは14、15日の降雪の時の対策については対策本部というのは設置しなかったわけですけれども小野伊北は別として、町内に関しましては大きな混乱もなく渋滞や事故等もなく結果的には良かったと思われるわけですが、昨日の答弁からその原因として第一次動員で駆けつけた職員が国道の渋滞を避けるために交通整理をし、あるいは県の除雪車到着が遅れたので、これ私の聞き違いかもしれませんけれども一部町道の除雪対応に用意した除雪車で国道の除雪をしたと。これ認識が間違っていたら指摘いただきたいんですが、そうした現場での判断が功を奏しているように思われますが、町長はそれらについてどう評価されるか。あるいはそれらの所作っていうのは町長の指示によるものかどうか、お答えをお願いします。

○町 長

あちこちで話が出ているわけでありますので、重複することもあるかと思っておりますけれどもそれぞれ担当の職員、早めに招集をして集まっていたいただき対応ができたんじゃないかとこんなふうに思います。先ほどの質問にもありましたように旧辰野病院下でもってですね、迂回路の方へ回っていただくってそんなようなことも町の職員が警察署の方と相談しながら対処できたと、こんなこともあろうかと思っております。そういう意味で言えばある程度対処はできたかなとこんなふうに思っています。また、ほかの内容についてはそれぞれ申し上げたいと思っております。よろしく申し上げます。

○垣内（12番）

それでは特に町長が今回「こうしろ」というような指示ではなく、現場の職員が警察署と相談しながらこちらへ回そうとかいうことをしたということによろしいでしょうか。

○総務課長

職員の招集につきましては大雪警報が発令されたところで危機管理、それから建設水道課課長ほかですね、係長等が登庁いたしましてその対応に当たったというところでありまして、迂回の指示についてはですね、伊那建設事務所、警察等とですね打ち合わせをさせていただいて善知鳥峠の状況が渋滞をしているという、そういう状況の中で20号へ迂回させた方がベストだという判断の下にですね、協議をさせていただいてそういう措置を取りました。

○町 長

俺の指示はあったかね。

○総務課長

町長の指示は特にありませんでしたけれど、職員の課長の相談の中でですね対応させていただきました。

○垣内（12番）

町が用意した除雪車を使って国道の除雪をしたというような話は本当でしょうか。

○建設水道課長

県道につきましては降雪時からある程度基準の10センチ、15センチという基準の中で除雪に県も入っております。その中において1回、2回と除雪が終わった路線につきまして右折路線とかレーンとかそういう部分的なものがかかれてないということで、町民の方から苦情が寄せられました。そういうものに対しましてやはり除雪機が小野地区にあれば宮所には機械がありませんので、そういう所につきまして町の除雪業者において除雪をお願いをさせていただいた経過がございます。以上でございます。

○垣内（12番）

どのような組織にも言えることだと思うんですが、その組織が指示を待つて指示どおりに仕事をするってというようなことでは組織っていうのは硬直してしまうわけです。今回のような予測できない状況の中で現場の職員が柔軟に判断して、それで対処すると。町長がそれを許す度量を持つということがフレキシビリティを確保する上で非常に大事なことだと僕は思うわけでありまして。形式に捉われない、裁量権をそういった現場の人間に譲ると、あるいは現場の判断を尊重するという姿勢はぜひこの豪雪とかですね災害時だけでなく、平時においてもそういった職員の裁量の自由さっていうのを確保するように町長にはぜひ、今後もそうした幅広い心の広さって言うんですかね、そういう許

す、そういったことを堅持してもらって平時の作業においても職員が生き生きと活動できるようにお願いしたいと思います。次にですね、昨日の話でも出ているわけですが、主要道路以外、町道、町が担当している20何キロメートルだったらちょっと数字は分からなくなりましたが、町道以外の生活道路についての除雪なんです、これはもう地元の区や常会に任せられている部分だと思うんですけど、今回に限って言うと除雪はしたけれども、交差点の角とかですね大量な雪の塊が残ってしまって困ったというような事態があったのではないかと思われるんですが、各区で困っているところで町側から「この雪はどかすか移動するかい」というような話でですね手を差し伸べるような事態っていうか、そういったことっていうのは事例としてあったんでしょうか。

○町 長

先ほどの話でお褒めをいただいたような、いただかないようなあれでしたけれども、私が全然知らなくて、そういうことではありませんで私も役場へ来たり、詰めてたりそういうこともしましたし、逐一電話で情報の連絡もございまして建設課長には現場で直接話、どんなふうか様子を聞いたりとかそんなこともしてましたので、私が全然関与しなだっということはありませんので、その点は先ほど言わなかったわけですが、そんなことであろうかと思えます。今の質問の地域の生活道路の関係、こういったことにつきましても、いろいろ区の方へお願いする件につきましても、総務課長の方から事前に連絡もありましたし「どうしたらいいか」とってこんなご相談もありましてそれに対処したってそういうことであります。内容についてはまた課長の方から申し上げたいと思います。

○建設水道課長

各区と連絡調整を図りまして除雪路線以外の路線でございます生活幹線道路という言葉でございますが、吹き溜まり等により普通のトラクターのハイド版の機械やまた除雪機で対応できないような場面も起きているという情報等がありまして、それに対しまして生活幹線道路について一部区長と打ち合わせをしながら除雪に入らせていただきました。これにつきまして私、一建設課長だけでなく総務課における危機管理ということで総務課長とも相談する中において取り組みをさせていただきました。2月の7日から8日につきましては23区間の19.0キロメートルを9社の業社をお願いいたしました。また2月の14日から15日にかけては27区間の16キロメートルを10社の業社をお願いいたしました。これにつきまして先般区長会においても本当に困っている所について除雪を

行っていただいたってということでお褒めの言葉をいただいたんですが、それと代わりましてまた、やはり除雪、よこいをしたということで各個人の出入り口に雪がついてしまったという形の中において個人の方々から苦情等のお電話をいただきましたが、それにつきましても区の方で対応していただきまして、無事終了することができました。また町の機械を使いまして大きな交差点付近の先ほど言いました右折レーンとか左折レーン、狭い箇所につきましてまた交差点の隅の視距離の右、左がよく見えない箇所につきまして町の機械、また建設機械等を持ってまいりまして除雪、排雪等の作業を取り組みさせていただきました。以上でございます。

○垣内（12番）

了解しました。過ぎてみれば結果オーライなんですが、今回の教訓ていうのをですねこのままで終わらせることのないように、何か仕組みづくりを考えようというのは先日の2議員も初め宇治議員も本日提案されているわけですが、現状ですね区でもあるいは町内会でも有志の方の善意と言いますね、「隣、困っているで、かいてやるか」というような善意でやっている部分が多いので一概に除雪機出してくれたからガソリン代を請求してくれてと言われても「いやー俺はいいで」というような話があちこちで多いと思うんですよ。じゃあって言ってこのまんまずっとそれでいこう、っていうわけにはなかなかいかないんじゃないかなというのは、報道では30年に1遍とか山梨辺りだと100年、200年に1遍みたいなことを言っているわけですが、どうも報道と自分の人生って言っても60年なんですが、その経験と照らしてみても何か報道を信じられない。30年もしないうちにこれぐらいの雪が降るような気がしてならないわけです。現実に98年から2011年ですか、今回も入れて3回か4回ぐらいはあれぐらいのどか雪が降ったような記憶があるわけです。そうすると4、5年に1遍ぐらいはこういった事態が起こるんじゃないかと。更に地域はどんどん高齢化して行って「雪かきなんかおら、できねえ」というような人たちがたくさん出てくる。その中でどう地域が助け合うかっていうところを提案していかないといけないと思うわけですが、そこで町が主導権て言うか町が提唱してですね全町的に画一的なルール作りっていうのだとまた重くなるんじゃないかと。昨日も議員の方から地域自主防災隊のその一つの担当項目として風水害以外にもその大量の雪害についても自主防災隊の範疇に、対応する範疇に入れてみたらどうかっていうような提案があったかと思うんですが、私もこの通告書を書いている時点では自主防災隊をせっかく作って支えあいマップを共通化するっていうんですかね、共通データベー

スするような形で進んでいるんだからそういった組織を使った方が良いんじゃないか、とふと思ったわけですが、地元の防災隊長と相談してみたら「いやいやいや、それは担いきれんぜ」っていうような答えでした。やっぱりそこも画一的に「ああ、皆どこの地域も自主防災隊で請け負ってもらおうようにして、地区ごと細かく除雪するようにすれば良いな」っていうようなわけではいかないなと。ふとそここのところは迷ってしまうわけです。かといって今うまくいっているでいいじゃんということでもないし、そここのところで町としてですね地域の人たちの善意を、自主的にやって、それで奉仕する気持ちでやってるわけですから、そういうふう的现状「言われてやってんじゃねえぞ、俺たちは」っていう人たちの気持ちを尊重しつつですね、そういった結の精神じゃないですけど、地域で助け合うことが率先してできるような仕組み作りって言うんですかね、何か町から提案をしていったらどうかなと思うんですが、何か良いお考えはありませんでしょうか。

○総務課長

今のところ特になんか思いませんけど、こういうことは言えると思うんですよ。火事だとか地震、風水害は全町的に災害を受けるわけではないですよ。ですから空いてるっていうか被害のなかった方が助けに行ける。そういうような部分だと思うんです。雪についてはですね、もう全町的に降るわけでありまして、まず自分の家の周りっていうか自分の所の雪かきをして「さあ、誰かの所へ行くか」っていうのもそんなに広範囲でできる作業ではないと思うんですよ。高齢化になればなるほど、自分の家の周りの雪かきも大変だというようなことの中で、もう疲れてしまってよその所なんか到底できないよっていうようなそんな形になってくると思いますので、先ほど言われたように、何らかの方法、うまい方法があればですね、また提案していただいてですね、自主防の連絡協議会等もございますので、そのへんで話をさせていただきながら妙案があればですね、また提案させていただきたいとこんなふうに思います。以上です。

○垣内（12番）

分かりました。やっぱり良い手っていうのはないと思いますし、どこからどこまでも町が指導していくっていうことも全部が全部良いわけじゃないと思いますんで、そこはやっぱり区や常会、あるいは隣組組織の中で自分たちの所はどうするっていうことが第一だと思いますんで、知恵を出し合ってそこで地元から区なり町なりに「こういうことは頼めないかい」っていうような話があった時にはぜひ相談に乗っていただけたらと思

いますし、自分の住んでいる地元自体もほかの地区に比べればそういった除雪に関しては取り決めていうのはまだないものですから、そんな中で手探りでやりながら報告しながら町とも相談して、あるいは区とも相談しながら除雪に対しては進めていきたいというふうに思います。それで、昨日の説明でもありましたけれども区長会で今回の除雪に関してそういった個人持ちの除雪機出してもらった人たちに対して、いくらかのガソリン代っていうか手当てというか、そういったものを出す用意があるので報告してくれというか、集約してくれってというような話があったそうなのですが、そのへんについて例えば区で除雪機を持っていない所もあったりするわけなんですね。じゃあ、その区で今回を契機にですね「ああ、やっぱり除雪機あった方が良いな」と「区で持ってた方が良いぞ」っていう話になってですね、現状補助金制度っていうのがあると思うんですが、通学路確保、通園路確保、子ども、大人一人通れば良いぐらいの幅でですね、歩道をザーッとこう学校、保育園までかきたいっていうような区が例えばあったとして現状の除雪機の補助制度は適用されるのかどうか、そのへんの除雪機の何か制約って言うんですかね、補助金対象になるに当たっての制約等があるかどうか、そのへんをお尋ねしたいと思います。

○建設水道課長

除雪機を区で購入する場合でございますが、除雪機は区で購入し管理をする除雪機、トラクター用ハイド板についての購入補助ということになっております。25年度、今現在の補助内容につきましてはロータリー式除雪機、除雪幅が80センチメートル以上、補助額につきましては100分の30以内で限度額が30万円です。トラクター用のハイド板、リアグレーダー、後ろに付いたり前でに付いたりする押す機械でございますが、補助額が100分の50以内で限度額が8万5,000円でございます。なお現在各区で保有している町からの補助で受けた除雪機械でございますが、トラクター用リアグレーダーは17台、ロータリー式除雪機は31台、ホイールドーダーが1台でございます。以上でございます。

○垣内（12番）

私は除雪機っていうのは持っていないものですから、詳しくないんで何とも分らないんですが、そのローター幅80センチメートルっていうのは結構大きいんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

○建設水道課長

やはり道路をかくという形で道路付近につきましてはやはり2メートル50センチ以上

の幅ございますので、やはりそれを効率的に考えた場合について、また価格から考えた時にやはり80センチ以上が一番効率が良いじゃないかという形の中において、現在80センチメートル以上という形でさせていただいています。それよりか小さい機械もございませう。60センチメートルとか45センチメートルとか、それで今回の大雪に対しましてその小さい機械だと除雪ができないってということで、そういうお話もいただきました。ということは町の方で町民会館にも備えてあるんですが、その機械を使って歩道をちょっとかき始めたらどンドンと雪の上を上がってって、かけなかったというような形もありますので、そのへんについてはまた検討しなければいけないじゃないかなと思ってます。以上です。

○垣内（12番）

了解しました。私の認識がちょっと足りなかったと思いますが、通学路、道路の除雪とかあるいはその区や保育園のですね駐車場の除雪とかいうんでしたら、その80センチメートルとかあるいはそのリアグレーダーって言うんですか、トラクターにくっ付けるタイプの大きなもので、がっつやらないといけないとは思いますが地元、町内会で必要とするのっていうのは道路の除雪というよりは学生の通学路を何とかしたいっていうところが・・・良いアイデアが今頭の中にないもんですから何とも言えませんが、80センチメートルのその補助対象の除雪機でそれができればそれを購入していくっていうのを区に提案していけば良いかなと思うんですが「そんなでかいもの貰っても俺は困るぜ」っていうような常会もあるかもしれないので、そのへんはまた相談してもらいながらぜひ、別な用途で例えば施設の駐車場だとか生活道路の確保っていうこと以外に生徒や園児の歩道を確保するという意味での除雪機に対する補助、あるいは何かほかの機材を提案するとかいうこともまた相談させてもらえたらと思います。よろしくお願ひします。それで雪の件はそれぐらいにしたいと思います。

次にですね荒神山の施設整備について質問させていただきたいと思います。荒神山は昭和46年に都市公園となりまして、その後もいろいろな施設も増えてきて陸上競技場、野球場、テニスコート、プール、それから体育館、武道場、多目的ドーム、ホテル、美術館、昆虫館、ジョギング、ため池もそうですし、こもれば広場もあつたりと、近隣町村に類を見ないような。もの凄い多面性を有するコンパクトにこうぐっと圧縮したような狭い領域にいろんな要素を持つ施設が揃った非常に珍しいって言うんですかね、面白い公園だと思うわけですが、町民、辰野町民はもとよりですね近隣の町村の住民や、

それから訪れる観光客に愛され利用されてきていると思います。ご存知のように平成16年にですねウォーターパークが閉鎖、閉鎖っていうか利用休止、休眠状態にずっとなってそれからもう10年近くそのままの状態になっているということで確か一昨年度ですか、平成24年度に施設をどう活用するか、あるいは今後荒神山公園をどう整備していくかということで確か、一般公募も含めてですね懇談会というのを立ち上げたと思われま。平成24年度の最後、昨年3月に3回目の懇談会、ワークショップが行われたと記憶していますが、その後の検討って言うんですかね、そこでいろいろ出された項目に対して検討はどう進んでいるかっていうのをお聞きしたいと思います。

○建設水道課長

24年度におきまして先ほど申しさせていただきましたように、懇談会、アンケート調査、最後のワークショップ方式の懇談会を行いました。それから取り組みでございますが、町内検討会というものを役場内の各課の横の連絡、検討するということで検討委員会を設定してありまして、3月の末の26日ですが第6回の検討委員会を開催いたしました。検討を行いました今までの荒神山公園懇談会に出されたご意見やアンケート結果、そしてまたワークショップで出されたさまざまな課題に対してジャンル別に分け、担当いただく部署への案を提示させていただきました。その後につきまして、7月の4日でございますが第7回庁内検討会を行い荒神山スポーツ公園の大型複合遊具の設置工事、県営で行う、たつの海護岸整備工事、またアンケート結果の要約をしました資料を皆様にご提示させていただきました。それから10月の28日でございますが、同じく庁内検討会を行い、荒神山公園基本計画策定について、また荒神山公園ウォーターパーク調査業務について庁舎内の各課の課長によりまして課長及びメンバーによりまして調整を行いました。それに伴いまして、9月にはウォーターパークの調査、11月には基本計画の策定の補正予算をいただき現在、調査を行っているところでございます。荒神山公園基本計画策定業務の内容でございますが、公園内の動線及び施設の配置の検討、バリアフリーの状況の評価判定、サインの計画、案内板でございます。それからウォーターパーク施設利用検討、全体計画の作成でございます。テーマでは防災、自然、ボランティア、スポーツ、環境、文化、教育、温泉、ウォーターパーク、観光、商業、道路、ゾーニング、介護予防、癒し、全体の管理等を考えるものでございます。また都市公園として決定され、先ほど議員さんの方から話がありましたように昭和46年以降、建設が進みましたその建物の老朽化が進んでおります。こうしたものに対する耐震化の取り組み、また長寿

命化の問題、この辺も中に取り組みまして現在検討を行っているところでございます。今後成果品の納入をいただきまして庁内検討会に諮り、手続きを取り実施計画により計画的に実施してまいりたいと考えております。なお、先ほどお話ありました荒神山懇談会につきましてはホームページ等に搭載しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。以上でございます。

○垣内（12番）

了解しました。そうすると平成24年度に懇談会を立ち上げて住民意見の集約をしたと。平成25年は庁内に検討委員会を設置して検討を進めて来た。ウォーターパークの施設、あるいは設備の老朽化、使用可否についてあるいは改修の費用等については平成25年度に業者に検討して言うんですかね切り分けを依頼してあると。その結果がそろそろ出て来るといところで、それを持って平成26年度は庁内で検討するという手順というふうに解釈してよろしいでしょうか。

○建設水道課長

今現在、3月の11日という形でございますので、やはりその25年度末というものに対してはちょっと難しいじゃないかなと思いますので、26年度にずれ込んでやはりきちんとそれについては検証しなければいけない問題だと思っております。以上でございます。

○垣内（12番）

とにかく、その物がでか過ぎると言うんですかね、荒神山は使用する団体、個人、それから関連する課、それも観光協会、商工会含めてですね利用団体ももう本当に町内の団体で関係しない人はいないというぐらい幅広い、本当に多面性を持った施設なんです。だからこそいろんな人の意見を集約する形で懇談会が持たれたと解釈しております。その3回目のかわら版で言うんですかね、懇談会の成果物の最後、私、語学力がないもんですから勘違いしております、その最後に「今後はワークショップで出されたさまざまな提案を一つひとつの部門に分け具体的な施策に捉えていきます」という文言があって、今度は平場のそのワークショップではなくて部会ごとのワークショップになるのかなというふうに勝手に解釈をしておりました。今、課長の話ではそうではなくてですね、こういったその住民を巻き込んだ形での懇談会っていうのはもうこれで終わりだよと。それで、後は庁内で検討してどうするかを決めていくというような話に聞こえるんですが、そこで専門の職制の方々がこの施設はどうする、ウォーターパークについてはいろんな答申がありますからここはじゃあ、潰す、あるいはほかの施設に変え

るというようなことを検討されるんだと思うんですが、検討した結果こうなりましたよっていうアナウンスを町民にするっていうんでは、ちょっとその最初の平成24年にやった懇談会がスポイルされてしまうんじゃないかなっていうふうな危惧を禁じえません。ぜひですね、答申、切り分けができたところで「さあ、どうしたら住民の皆さん良いですか」っていうところもう一度ですね、懇談会、あるいはワークショップ、あるいはどういう形式でも良いんですけれども利用団体、それから利用している個人、それから公募、あるいはさまざまな形で住民を巻き込んだ形でもう一度検討していただいて、その後、町長決済ですって10年後20年後はこういう荒神山にするんだってというようなビジョンっていうのを最終形を何か皆で共有するような、最初にまずそういったとの全体像を合意するっていう作業をしていただきたいと思うわけですが、そのへんはいかがでしょうか。

○建設水道課長

貴重なご意見をいただきましてまことにありがとうございます。そのへんにつきましても庁内検討会において相談、各課、また理事者とも相談いたしまして進めていかなければいけない問題じゃないかと思っております。なお、やはりここまで進めてきた皆さんの町民のご意見をいただいたものでございますので、やはりそのへんにつきましては本当に議員のおっしゃるとおりでございます。また、しかしそれとまた今度は個別のものについてやはり一つの簡抜においてもいろんな簡抜やり方あると思います。やはりその提案というものもそれぞれあると思いますので、そういう部門的なものにおいてもやはりその皆さんのご意見等も聴衆しながら進めていった方が良いじゃないかな、というような私は考えております。以上でございます。

○垣内（12番）

ぜひ、そういう形でですね、こっから先は行政に任せろという形でやるのではなくてですね、今年の遊具の設置だとか、ゴムチップ、あるいはトイレの改修もそうなんですけれども、どう言ったらいいんでしょう。その狭い範囲で部分、部分の悪い点をなおしていけば結果良いものになるっていう考えっていうのは幻想だと思うんですよね。それが日本の何て言うんですか、改善の毒に犯されたって言うんですか、改善のもちろん良い点はあるんですが、改善運動の一番弱い所っていうのは戦略がないところなんですよね。最終形を持たずに部分、部分足元の悪さをもぐら叩きのように良くしていくって、それは必要なんですけど、でも叩きながらどこに向かっているかっていうのを一人ひ

とりそのもぐら叩きやる人間が共通の理念として認識していないと間違いを犯す、と思うんです。一番大事なのは町長のビジョンだと思うんですが、この公園を将来どうするかで、こういうふうには私にしたいというのを、今の段階で出すのは難しいので皆さんの意見を聞きながら、あるいは庁内、今年あるいは来年相談しながらっていう話になると思うんですが、そうしないと先人たちが築いてきたものに、異を唱える気は毛頭ないんですけれど、ただ全体像ができていたら果たして荒神山はこういう形になっただろうかっていう、気持ちってというのがどうしても心の隅にあります。パークホテルはここで良かったのか、美術館はここで良かったのか、そのレイアウト、配置、先ほど動線についてももう一回見直すという意見がありましたが、もちろんそれはそういうことで今できるからここにやるってやってしまった時に、2代3代先の子どもや孫たちに対して、「こういうレイアウトでどうしてもできちゃったの」っていうような感覚を持たれないために総合的に一つ最終形っていうのを作って「あそこに向かって皆で行こうね」っていう共通認識をぜひともこの平成26年、あるいは27年使って積み上げていただきたいと思うわけです。もう1つですね、提案と言うか町長の意見もお聞きしたいのはこの後、中谷議員の方からスマートインターの話が出て来ると思うんですが、そのスマートインターにしてもですね、現状の辰野パーキングエリアをスマートインター化できないかっていう可否のそういう狭い範囲での検討ではなくてですね、もっとダイナミックに例えば荒神山をハイウェイオアシス化することはできないかとかいうのも視野に入れた形で、それは民間資本が入らないと無理だということは思うわけですが、短期的なその目線ではなくて、20年後あるいは30年後を目指してですね辰野町はこういうふうにした、そのためにはこんな施設があったら良いねっていうようなそういった共通の理念とか認識とか、そういったものを作るような形で利用していくというような、そんなお考えを持っていただきたいと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○町 長

今、町議さんからご意見をお伺いしまして、納得するところも多いわけでありましてけれども、荒神山の関係につきましては長い間検討されてくる中でそういった設備ですとか、そういったものがそれぞれ協議される中で計画としてでき、25年度予算、またそれを含めた長期計画って言うんですか、計画の中でいろいろなものが計画されてもう実行に移されているものもあるし、設置を待っているものもそういったものもあるわけでありまして、そういったものに対して今10年後にそれが良かったか、悪かったってそうい

う判断はもう既に今、ここで新たに歩みを止めて考えるっていうことはなかなか難しい状況だと、こんなふうに考えています。全体計画の中でずっと将来のことを計画してやることはこれから必要なことだと思いますけれども、今進んでいるのはそれを要旨として進めて来た中で進めて行かざるを得ないと、行かざるを得ないっていうんですかより良いものにしていくっていうことが必要だと、今の時点はそういうふうに考えています。スマートインターチェンジにつきましてはまた出てきますのであれですけども、確かに前はあそこへハイウェイオアシスを造ろうと、荒神山へ造ろうとそういった意見が大分前になされてそういった意見もされたことはありましたが、もう大分前の話でそれについては当時そんな話もあったなあっていう、そういうことが記憶として残っているっていうことでありまして今、久しぶりにそんなお話を聞いたとそんなことであります。以上です。

○垣内（12番）

了解しました。とりあえずハイウェイオアシスとか大規模な荒神山の再開発っていうのは念頭にないということだと了解いたしました。荒神山に関しては、ここまでで次の3番目の質問に移りたいと思います。

先月の26日にですね平成26年度予算のプレス発表会というのがありまして、私初めて参加させていただきまして資料をいただいたわけですが、この資料というのがですね辰野町の総合計画の7つ施策ごとにですね分類されていて、非常に見やすく、つい去年はどうかだったのって、同僚議員にも聞いたりしたわけですけども、どうも今年初めてこういった施策ごとの予算書、要約書っていうのを作られたみたいなんです。これ非常にですね財政担当の方からすると検算しにくかったり、間違いを見落としてしまいそうで避けたいっていうような本当の予算書に準じた形式での形式で要約していった方が見やすいかなというような意識は働くかと思うんですが、住民視線からすると施策ごとにこうしたまとめ方っていうのは、非常に見やすくですねぜひ今後もこういった資料の作り方っていうのを続けていってほしいなと思うわけです。その中でですね、こういうふうなまとめ方があるからこそだと思うんですけども、町長のおっしゃっているように大きなことはできないけれども、限られた予算の中でできることは少しでも前向きに予算化していきますよ、というのが随所に見られてですね先ほど来、さまざま議員が取り上げておりますが、何ていうかいろいろな新規事業というのが出されてきてざっと見た感じがですねできる範囲でのプチ贅沢っていうんですかね、1点豪華主義、

豪華って言うまでもいかないですけども、本当に使いやすい制度が新たにできるんだなというふうな予感がするような予算だなというふうに思っているところです。その中にですね、観光イベント補助金というのがあります、180万円が計上されておりますが、これは説明によると継続されている。町の支援金だと3年が限度でしたっけ、2年か3年でそれ以降は打ち切りというようなことになっているものに対して継続性のあるイベントはぜひ補助金を出していくよ、という趣旨の下で出されたというふうに聞いておりますが、想定しているイベントって言うんですかね、何かあるんでしょうか。お聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

それでは私の方からこの観光イベント補助金が新しく新規事業としてできた背景、経過を含めてちょっとご説明いたします。今までのイベントに対する補助金につきましては、町の補助金でありますけれど協働のまちづくり補助金、これ1団体50万円までで同一事業は2年を限度というような形でやらせていただいております。平成25年は小野宿市だとか横川峡の紅葉祭りですね、また24年にはベースボールドリーム事業だとか、23年には宮木の下町の寒くて暗い12月1日をイルミネーションで飾るイベントだとかそんなようなものに出させていただいております。また県の補助金になりますけれど、地域発元気づくり支援金ということでこれソフト、対しましては4分の3が補助されるものですけど、これは3年を限度としているんですね。これには辰野荒神山温泉祭りだとか、おてんとさんぽ、クラフト、産直フェアだとか、リュシオマーチングフェスティバル辰野、あと冬のほたるだとかに支出をさせていただいております。いずれの補助金につきましてもこの継続年度に限りがございます、それ以降は継続する場合はもう自分たちで自主財源の確保が求められてしまうわけでありまして、本来補助金に頼らず財源を確保して実施するのが理想でありますけど、イベント自体が営利を目的としておりませんので、地域活性化を目指して人が集いにぎわう町をつくるためにイベントや地域を盛り上げようというイベントなど、せっかく定着してきたイベントが継続できなくなるという可能性もございましてイベントについて新しい補助金の方を新設したわけでありまして。継続事業を主には対象としておりますけど、今まで同様この協働のまちづくり補助金だとか地域発元気づくり支援金を使いながら初めやっただいて、次のステップということもございまして、いずれの今の2つの補助金につきましては申請期間等がございましてそのタイミングを逃した時にはまた新しい補助金なんかも使えるように検討はして

いきたいと思っておりますのでお願いをしたいと思います。

○産業振興課長

若干、補足をさせていただきますけれども、今、言いました従来ある補助金が打ち切りとなった団体がですねやっているイベントが、町の観光の振興とですね地域活性のために今後も継続して実施するということが有効であるというようなものについては交付をしていくというふうに考えております。辰野町観光イベント等補助金交付要綱を策定いたしまして内容的には補助対象経費の2分の1以内で30万円を上限としていくということや、ほかの補助金との重複は認めないというようなものを決めております。以上です。

○垣内（12番）

分かりました。すみません、時間がないので1点だけ確認したいのですが、そうすると県の補助金、元気づくり支援金か町の協働のまちづくり支援金を1回か2回かその限度内、取った事業でないこのイベント補助金の申請はできないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○産業振興課長

基本的にはそういうことです。今、申し上げたような経過の中で創設された補助金でございますので、まずは協働のまちづくり支援金事業等ですね、進めますけれども事情で非常に難しい場合だとかですね、この補助金の目的に沿うものがあれば採択することも検討しなきゃいけない場面があればですね、その場面で検討していくというように考えております。以上です。

○議 長

時間が1分きりまりましたので、まとめに入ってください。

○垣内（12番）

了解いたしました。それでは時間がまいりましたので4番目については割愛させていただきます。ありがとうございました。

○議 長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後1時30分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始	12時	30分
再開時間	13時	30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位11番、議席11番、中谷道文議員。

【質問順位11番、議席11番、中谷 道文 議員】

○中谷（11番）

今3月一般質問には事前に通告してあります次の3点について質問をいたしたいと思っております。一般質問も終盤を迎えまして私の質問する事項につきましても多くの議員の皆さんから提案、質問が出されておりますので、若干ダブる所もあると思っておりますが、持ち時間を生かしてせつかくの機会でございますので、私の思いを報告させていただきまして、また町政に生かしていただきたいということで質問させていただきます。まず、1点目は活力あるまちづくり、豊かなまちづくりのために最優先課題として産業振興にスポットを当て積極的な施策を推進してほしい。2点目は当面している課題として荒神山公園の整備強化を。3点目としては同じく課題であります道路問題の3点に絞って施策や町の考え方について質問をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。まず1点目の質問であります、産業振興のための新しい取り組みと題して質問をいたします。私は昔から活力ある豊かなまちづくりは産業振興からとこれをモットーとして頑張ってきました。以前から町としても企業誘致の努力はかなりされてきていますが、現在は大手企業は労賃の安い国外へ、また消費地の多い現場へと進出し、今は逆輸入されるような時代となってきたとお聞きしております。進出企業があつたとしても労働力や土地価格の比較的安く、道路条件等立地条件の良い地域に限定されているのが現状の姿ではないかと考えます。強いて活路を見出すなら中小企業が独自の努力でものづくりに意欲を燃やしている地帯が現在残り、発展をしているように思えてなりません。一流の中小企業、農業、商業もそうでありますけれども担い手や後継者がいない、またその後継者が育たないという共通の一言につきます。そこで課題はいかに育てるか、いかに希望を持たせるかであります。産業振興は加島町長の手腕が問われる大きなテーマと私は考えております。今ここで真剣にこの問題に取り組まない限り辰野町の将来はないとも考えるものであります。以下、5点ほど私の思いを提案し、町長の思いや考えをお尋ねしたいと思います。1点目ではありますが、人材を配備し基本構想や実践計画を樹立し、長期的視野に立って地道に取り組むことが大変大切ではないかと思っております。第五次総合計画には確かに取り組むテーマはありますが、具体的実現策が希薄と感じてなりません。また武居副町長は産業振興については私は達人と

信じております。そこで提案でありますけど補佐役としての人材を産業振興課に配備して商工会や営農センターとの連携の下に国や県、農業団体等のごく最近の考えや流れを察知し、情報提供や取り組みを推進する仕掛け人的な行政マンを配備して事業展開することが極めて重要と思えてなりません。町長のお考えはどのようなお考えを持っているか、またこの考えに対してのコメントをいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○町 長

中谷議員さんにお答えをしたいと思います。おっしゃられるとおりに大変、企業誘致等も厳しくなってきました産業等もなかなか厳しい状況があるそういう状況であることには変わらないとこんなふうに思っております。武居副町長が商工会でそういった面で非常に活躍されてきた、そういうことでもって多くの経験から必ずしや良い方向にいくんだらうとこんなふうに皆思っているわけでありまして、期待をしているところであります。人材ということでもありますので、中谷さんの言うておられる役場の職員の担当をそこへとそういうことか、新たな人を見つけてそこへ持っていくとか、そういうふうな、どちらかちよつとあれですけれども、それなりの職員が当然、手を上げてその勉強をしてきたっていうそういう人がいれば当然あれなんですけれども、そこで育てながら頑張っていく、役場の中ではそういうふうな状況の中で配置をしているわけでもありますので、そこらへんのところは段々に育成をしていくっていうことも兼ねて積極的に携わってもらう、そういうことではないかとこんなふうに思ってます。

○中谷（11番）

ただ今、町長より前向きな取り組みについてのお話がありまして、心強く思うところでございますから、今からということではなくてそういう視点に立って人材育成等、またそういうエキスパートを配備するような考えの元にこれから取り組んでいっていただきたいということを提案して、次に移ります。次に2点目でありますけれども、これは各論であります。農業、商業、工業、観光の順で随時、私の思いを発表させていただきます。何だ単純な発想だなというふうに思われるかもしれませんが、と申すまことに失礼かと思いましたが、それでも各事業にこんな思いを持っていることをお伝えいたし、どこかで一つ施策の中に生かしていただければありがたいということで設問いたすもので、お聞き取りをいただきたいと思ひます。まず農業振興対策でありますけれども、私はふるさと納税制度を積極的に拡大し、農業振興を図ったらどうかということで農業面

についてはふるさと納税の取り組みの強化ということを提案したいと思います。その効果につきましては、3つほど考えられるわけでありましてけれども、1つは町の税収が上がるということで納税のお金が町に入る、あるいはそれに関係した皆さんの所得があった税金が多く町に入るというような相乗効果もあるということで町の税収対策の1つ。また2つ目は農産物の生産拡大ということが多いに図れるということで、例えばお米、果樹、野菜、キノコ、そして加工品及び特産物というようなものを中心にいたしまして納税者に納税のお礼にそれを差し上げていくと、こういうような事業展開サイクルを作って農業の生産を再構築したいとこんなように考えるものであります。3つ目として私は郷土を愛する納税者との心の絆を向上したいと。今や大都会に出られた方々の二世や三世の皆さんが主体になって天下を取って活躍されているわけでございますけれども、何となくふるさととの辰野町との絆が薄れてきているじゃないかと。また辰野町ふるさと会、あるいは竜東、東京朝日会等行ってみますと段々と高齢化されていきまして次の時代があるのかなと、こんなふうにも思うこともありますので我がふるさとを忘れないように子々孫々にそれぞれの辰野町の思い出を繋ぎ、また絆を強めていくことは郷土を愛する心を育てることであり、非常に今後重要な施策ではないかとこんなふうにも考えております。また実例を少し述べさせていただきますけれども、このふるさと納税が辰野町で今どうなっているかということで少しお聞かせを願ったところ、25年度の実績では19件金額にして168万円のふるさと納税をいただいたと。その用途につきましては子育て支援、それから病院支援等に使わせていただいたと報告を受けました。また先般、産業振興課で開催しました経営研究会の折に阿南町のふるさと納税のお話を聞く機会がありましたので、少し紹介をしたいと思います。25年度につきまして阿南町ではふるさと納税をしていただいた方がなんと6,500人。それから納税していただいた金額は1億円を超えていると、こういう税収を町に呼び込んでいるということであります。また26年度は1万人が予約をしていると。それで納税額も1万2,000円を見込んでいると、こういう進んだというか取り組みのされている町もありまして、阿南町は人口で約1万2,000人という町でありますけれども、その町で生産される米の70%がふるさと納税のお礼に回る米ということで膨大な一つの産業が構築されようとしてされております。私どももこの事例に習って我が辰野町から出られた多くの皆さん方にそうした心の贈り物をし、絆を深めまた地域の振興に役立てるということは非常に良い策ではないかと、このように思いますので、町長並びに関係課のご意見等を拝聴したいと思います。よろしくお願ひしま

す。

○町長

今、町議さんからふるさと納税にかかりますその効果ですとかそういったものをお話いただきまして、まことにそのとおりだと、そんなように思います。特にふるさと納税制度をそのものがどんなふう、いろいろの良い面もあるわけでありましてけれどもそのお金がじゃあ、どこから出るかって言いますと同じ範囲の中の奪い合いでありますから、いずれいろいろの問題が出てきて、その制度がずっと続くかどうか今のままでいくのかどうか、極端なことを言えばその町の人たちが自分たちの町へやるっていうことになる税金がなくなって全部そういうものに跳ね返っていったとした、どういうふうになるか、そんなことも基の決めではありませんので、いろいろなことが考えられるわけでありまして、こういったものがずっと続くかどうか分かりませんが、今ある制度を有効に生かしてそれを町の生産拡大ですとか元気だとかそういったものに結び付けていく、非常に大切なことだろうとそんなふうに思っています。ぜひ、そういったご意見を参考にしながら進めていければなとこんなふうに思っています。以上です。

○中谷（11番）

確かに町長さん今言われたような今後の課題が発生する恐れがあるじゃないかというようにお話も聞いておりますけれども、今のところふるさと納税については、そこが先般も新聞にちょっと出たというような話も聞きましたけれども、法的には問題ないし現状はまだまだこれから行けることじゃないかと思っておりますので、十分そこらも配慮しながら検討することをお願いして、次の項にまいります。次に続いて商業振興対策についてお伺いしたいと思います。町内買い物運動の一環として現在、プレミアム商品券制度を実施しているが、これと同じような考えで町で条例を制定し年間町内での買い物金額に対して年度末に一部補助金を交付するような方式の検討はできないか。なぜかと申しますと現在、せっかく辰野町へ出てきた大型店や一般商店を何としても守らなければいけない。その施策としてそうしたものを構築してはどうかということでありまして、これらについてもいろいろな課題や問題はあるかもしれませんが、ぜひそんなようなことを仕掛けて商業を守っていくと。せっかく辰野町に来ていただいた店、あるいは現存の商店の皆さんにこれからも発展して残っていただく、そういうことを町として考えて支援をする必要があると、私はそんなように思えてなりませんので、そのことについてそれはちょっと無理な方策だとか、あるいはそれは無理だよというようなことでも結構で

すので、ご意見を頂戴したいと思います。

○産業振興課長

町内で買い物を促進していこうというお考えは、もうそのとおりでございまして、どうしてもそういった機運は町民の皆さんに浸透していかなきゃいけないものだなというふうには感じております。昨年も実施しましたが1つの手段としてプレミアム商品券もそうだと思います。昨年の場合に、昨年と言いますか本年の場合にはですねプレミアム15% 5,000万円を使いまして5,750万円のお金が町内に渡ったわけですね。実際にどうだったかという、ほとんど5,733万4,500円換金されておまして広く商店が活用されております。これはやっぱり町内の商店で消費が拡大するということと、それから町民の皆さんも生活支援に繋がっておりますので、双方にメリットのあるものだというふうに考えております。したがってまして新年度につきましても金額は少し少なくなりますけれども2,000万円のプレミアム商品券事業に取り組む予定でございまして。プレミアムにつきましては20%ということに考えておまして、より住民の皆さんが町内のお店を使っただいて、商店の方もリピーターを獲得するっていうようなことで知恵を出していただくような取り組みもしていただいて、できるだけ多くの方が町内の店を使っただくようにしていきたいと、そんなふう考えております。プレミアム商品券に関わる部分として金額にすれば500万円を計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、現在デマンドですとかバスについて、この利用者へのサービスを提供することを考えたものが辰野町公共交通利用者お買い物優待サービス事業でございましてけれども、これら制度を創設いたしまして36店舗が協賛をいただいております。これも段々浸透していきますので、こういったものも町内のお店を使っただけるきっかけになるのかなと考えております。また、商工会の方ではインターネットで町内の一部商店の買い物ができるような仮想商店街事業っていうものを試験的に実施をする予定をしております。これに対しても町から助成をするようになっております。それから観光協会認定特産品を指定しております。16品ほどあるわけですがけれども、これらも贈答品ですとか内祝いの商品として使っただくには非常に良いものがございますので、これらも使っただこうということで広報等でもまた周知をしていくように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中谷（11番）

今、課長から答弁をいただきましたプレミアム商品券のことについても非常に効果が

あるということも検証をしております。デマンドバスのことだとか、観光とかいろいろアイデアはあると思いますけど、明日からということではないですけどそういったことで何としても町内の商業を守らなきゃいけないとこういう施策の一助として考えていただければ結構ですので、今後一層のそういう施策をしていただくことを要望しまして次に移ります。次に工業振興対策について提案をさせていただきたいと思います。仲間作りや先進地との交流事業を積極的に推進してはどうかと思います。町にはレンズ関係や機械工業研磨関係の技術が辰野町は優れているとお聞きをしました。またそれに関連した企業が多いとのことです。そこで商工会事業と連動して後継者の育成や仲間作り、また技術向上のための交流事業に大いに町が力を入れていったらどうかと思います。現に辰野町と交流をしたいという希望も聞いております。町長のお考えなり、担当課長の考えについてご意見を頂戴したいと思います。

○産業振興課長

交流ということになるか分かりませんが、いろんな所に行ってですね企業のほかの方と会ったりして情報を交換するというようなことでは、例えば諏訪圏メッセだとかメッセ名古屋ですね、それからついこの間3月6日に伊那で行われましたけれども、中央アルプスビジネスフェアという所々に3社から6社くらい町内からも参加しております。その中には金属加工グループの皆さんも参加いただいている所もございます。そういった出展に対してブースの設置費を補助しております。やはりこういった所に行きますと非常に多くの業種の方だとか大勢おみえになりますので、企業同士のマッチングがですねできれば良いのかなというふうに期待しているところでございます。それから仲間作りと言いますか、例としまして辰野町では表面処理技術研究会がございまして、この研究会に入っている企業の皆さんは共通の課題や問題点、例えば市場動向ですとか新製品の情報ですとか、新しい技術だとかこんなようなものの情報交換をしておりますし、また辰野町金属加工グループがございましてけれども、ここでは仕事をお互いに回し合うような仕組み作りだとか、それから自分たちのスキルアップを図っていくということで講習会だとか研修会を開いているというような例もございます。町としても、企業ガイドブック、これは商工会で作っていただいたわけですがけれどもここ何十年変わってなかったもので、まあ10何年ですかね更新されてなかったのもそんなものも作成をいたしました。それから後継者の関係でございましてけれども、これについても商工会の方で跡継ぎ請負人事業ですとか未来経営人事業というようなものをされておまして、

実際に本年度も自分の家の後継者の方がいなくなっちゃった、けども今の施設、工場だとか商店、このままだと本当にもったいないというようなことで商工会の方でもご苦労された結果です。後継者ができたと。第三者の方が継いでいただいたというような実例もございます。以上です。

○中谷（11番）

今、課長のお話を聞きまして理解をいたしました。私もちょっと時間がありましたので、商工会それからJAと1時間ずつ時間を取っていただきまして後継者問題、それから何をすればもうちょっと事業展開がスムーズにいくか、いろいろとお聞きしました。失礼な言い方ではありますが町もJAも「お金も人もいただいても、もう何もできない」と。「取り組んでくれる人がいない」という非常に残念な回答でございました。その実態を踏まえて町がいかにかそこに手を差し伸べ力を注ぎ地域の産業を振興するか。これは町に課せられた大きな課題ではないかと。このままでいいのかと私はつくづく思う次第でございます。私のつたない提案ではありますが皆で力を合わせて何かやることが必ずある、そんなように私は信じて止まないものであります。特に町に携わる皆さんは大変優秀な衆が揃っております。皆の知恵で何とか産業振興を盛り立てていただく、このことを要望して止まないものであります。続いて若干蛇足ではありますが、観光事業の関係もちょっと触れさせ提案をさせていただきたいと思っております。新しい観光事業に連動した対策についてということで申し上げてみたいと思っております。農業と観光を結びつける事業として道の駅や産直市場の取り組みを提案いたします。これは例でありますけれども、来町した方より言われたことには「観光に辰野まで来ても何もお土産を買う所がないので困ったな」また「食事をしたいけど食事をする所もない」というふうなことで非常に残念がって帰られる方やパークホテル等からも「どっか中谷さんお土産を揃えて売ってくれるような所ないかね」というふうなことでパークホテルの支配人は伊那のグリーンファームを紹介したというふうな話も聞いておまして、非常に辰野町の農産物とか特産品とかいろいろ思い出に残るようなものを売ったり、それから地域の農業と結びつく産直市場や道の駅みたいなものを企画してこうしたものを構築していくことは大変貴重な取り組みではないかと、それによって農業振興や特産品を作ることで町の振興に繋がるのではないかとこんなように私は考えますけれども町のお考え等については非常に難しいところは「それは無理だ」とか結構でございますので見解をお伺いいたします。

○産業振興課長

次の観光事業と連動した道の駅や産直市場の開設という点でございますけれども、確かにお土産を販売できるような場所っていうのはないもんですから、これは課題だと思います。ご提案のように道の駅ですとか、産直市場っていうものについて非常に良いものには間違いありませんので、そういったものができれば良いわけなんですけど、供給、いろんなその特産品ですとか農産物ですとか供給面もやっぱり常時ないといけないってというようなこともございますし、それから場所の問題がございます。それからそれを管理する問題、それから費用対効果、採算面の問題等いろいろ課題もございますので、それらも現在研究しているところでございます。それから下辰野に今度できました世代間交流センター茶の間ですけれども、あそこに観光パンフレットを置かせていただいております。今後食べ歩きマップですとか、それから商工会でお店ガイドブックがこのほどできましたので、それらも置かせていただくように考えております。それから道の駅みたいなものがすぐにできるっていうことが、すぐについていうわけにはいかないのが当面はですね現状の農産物の直売所で販売というようなことをしていかなきゃいけないと思いますけれども、現在あるもので地場の特産品の開発と町おこしを考える会では、ほたるドームだとか宮所の直売所を使われてやられておりますし、それから議員さんも関係されております樋口農産物出荷組合もパークホテルで朝市等もしていただいておりますし、そのほか直売所としてはかやぶきの館ですとかイチゴの時期になれば今村の直売所ですとか、上平出のふれあい市場だとかJAファミリーマートの平出店ですとか、今度できましたバローにも産直のですね品物、辰野の農産物等も置かせていただいておりますので、当面はそういった所を活用していけばどうかと考えております。以上です。

○中谷（11番）

今の課長の説明も分からんじゃないわけでありましてけれども、私は今日、明日ということじゃなくてそういうようなものを町で仕組みで積極的に産業振興に寄与してほしいとこういうことをお願いしているところでございますので、また頭の隅に置いていただいてぜひそんなことが将来実現できればありがたいなとこういうことで次の質問に移ります。今いろいろと取り留めのない提案をいたしましたけれども、この後継者問題、跡継ぎがない、なかなか企業が来ない、こうした課題は辰野町だけでなく多くの市町村が抱えている大きな課題ではないかとこんなように思います。他地区より逸早く率先して取り組むこと。知恵を出して事業展開をすること。これが辰野町の生き残り戦略の1つ

と思います。どうか職員のアイデアのみならず広く町民の声やアイデアを聞き参考として加島町長の得意なスピード感ある取り組みを提案して、この項の質問を終わります。

続いて2番目の質問に入りたいと思います。以下、前段多くの皆さんから質問があり答弁をいただいていますので、ポイントのみの回答で結構でございますがよろしく願います。2番目の大きな2番目の質問でありますけれども荒神山公園の整備と取り組みについてと題して質問をさせていただきます。荒神山公園の施設整備について26年度はいろいろな改修や施設整備を行うとお伺いしまして大変喜んでいるものであります。私は長年の夢が一つずつ進んでいく気持ちでいっぱいです。そこで欲張った提案でまことに失礼かと思いますが、町の考えをお尋ねしたいと思います。1つ目として公園の景観整備や四季折々の季節感の出せる公園にするために新たな補助金を導入し、景観整備や花木等の植樹事業はできないか、またそのお考えはないかお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○建設水道課長

昨年度行いました懇談会、ワークショップや町民に対してのアンケート調査をいただき公園の基本構想について実現に向けて本年度も行っているところでございます。実現に向けましてテーマは「心も体も癒される自然との共生、人を呼べる公園」というテーマをいただき公園整備を行ってまいります。現在、荒神山スポーツ公園の計画について検討を行っているところでございます。これは昭和46年都市公園として決定され、以降施設等が計画的に進められてまいりました。24年度からは町民、この建物、また公園全体について住民意見やアンケート結果や、また財政面から考え再生、一部変更を考えているものでございます。この構想をまとめる中において四季折々の花の咲く公園、年間を通した公園のご提案をいただいております。昨年度、花桃を植えた民間団体もでございます。本当に皆に愛される荒神山公園として位置付けされております。町は基本的な計画を進めるに当たり26年度については、いろいろな事業を組み合わせて、またそれについてそういう事業に対して、また公園の全体的なあり方について県の事業、地域発元気づくり支援金を活用し都市公園や森林のあり方、安全で安心のためのバリアフリー、このバリアフリーにつきましては平成25年度ですか、一部公園のバリアフリー化ということで条例をお願いしたところでございます。そういう形の中において法に適合する形なのかどうかってそういうものも検証しなければいけません。そうしたものを識者の目から見ていただき都市公園、景観、景観につきましては現在上伊那各市町村においてそ

れぞれ景観形成、景観行政団体ということで進めておるところでございます。やはり辰野においてもこの景観や、またバリアフリーの里地、里山保全、森林セラピー等の詳しい研究者をお呼びし公園を企画していきたいと思っています。皆さん方の意見をお聞きし、素晴らしい辰野らしい公園造りを進めてまいりたいと思っています。以上でございます。

○中谷（11番）

確かにいろいろな取り組みをされて敬意を表しておりますが、そうした花株等を植えたり良い公園にしてほしいという要望もありますので、景観と合わせて1つの整備計画の一片に入れていただいて取り組むようお願いを申し上げて次の項にまいりたいと思います。続いてこれは要望みたいなものでまことに恐縮に思いますけれども、同じく荒神山公園に足湯をなんとかセットしてほしいということで、私もお金がかかることだし管理もかかるし、なかなか大変だよというような答弁をしておりますけれども、非常に足湯に町民の皆さんが期待をしたり造りたいというような要望がありますが、現在町ではどのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

足湯につきまして町ではございませんが、辰野町観光協会で本年度のさくら祭りにです、前からこんな要望もございましたし観光協会の中でも試験的にですやってみるかという話もありまして、検討した結果です、ね、1畳分くらいのものですけれども6人くらい向かい合って座れるような足湯でございますけれども、本年度設置していきたいというふうに考えて決定しております。観光協会の方はです、ね、町内の皆さんの中でいろんなイベントにそういったものを使いたいという場合には貸し出すことも決めておりまして、効に活用していただければ良いのかなと。これを使ってみてまた町の方でもです、ね、いろんな方面から検討しましてそのところの方向性を定めていくということになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中谷（11番）

今年のところは観光協会のデモの足湯でその効果を見て町も取り組みを考えるとこういうふうに私も承っておりますけれども、やはりこれはお金もかかることでありますし、管理にも人がかかる。お湯を沸かさなきゃいけないといろいろな課題がありますので、ただ要望されたで造るというわけにはまいらんと私も思いますけれども、足湯を造ることにより、ウォーキングのロードの整備も含めて荒神山に出かける多くの皆さんが増えて

くるのではないかと、こんなふうに思いぜひ結果を見て取り組んでいただくことを提案して次の項に移りたいと思います。次に時間の関係もありますので続けてお話ししますし、ウォーターパークについては垣内議員の方から鋭く出ておりますので私の方は触りだけでいたしますが、3つ目の課題でありますけれども、公園の樹木の管理や手入れ、草刈等の向上を頼むということでもう少し手入れを強化してはどうかと、こんなような提案が私の所に来ております。またウォーターパークの跡地の利用については、長い検討経過を経ているので、ぼつぼつこちらで方向を出した方が良いんじゃないかと。若干垣内議員の方からは再度町民の意見を聞いてというような提案でありまして、私もそういうことは大事だと思いますけれども、もう荒神山公園のコンセプトは癒しの公園ということで自然を生かした癒しの公園にしては、という1つのテーマが方向付けられておりますので、何をどのように導入するかにかかっているとこんなように思っているのです。その内容については町内の関係の所で十分策を練ったり、詳しい人と相談したりしてぼつぼつ方向を出すことが大切じゃないかと。それはもちろん町民に諮ったりすることも重要でありますし、これから10年30年先のことも考えてやることも非常に重要だと思いますけれども、ここもう長い間の課題でありますし地元の皆さんも何とか早く方向付けできないかというような課題も投げかけておりますので、これも同じくスピードある対応を強くお願いを申し上げて2の項の質問は終わらせていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

3番目の問題であります、道路問題でありますけれども多くの方々から質問をされておりますので、強いて質問する課題ではありませんけれども私の思いとしては辰野の道路を何としても良くしていただきたい。ぜひ加島町長にこれに手を着けてほしいと、こういう願ひから提案をしたいと思ひます。辰野町の道路整備については町の発展経緯から鉄道を中心とした辰野駅から発展したものと考えられます。現在は車社会に移行したためいろいろな事情があるにせよ、辰野町の対応が他地区より比較して遅れてしまったのではないかと。残念だけど遅れたと、こういう実態だと思います。前段の産業振興も然り。また辰野町の一大テーマであります一大居住居住拠点都市構想にも繋がる道路問題は加島調整に課せられた可及的な課題と私は考えます。そこでお尋ねいたしますけれども、前町長も非常に道路のことは心配をしておりました。加島町長ももちろん道路のことについては関心を持っておられると思ひますけれども、町の道路問題の取り組みについてどのようなお考えを持っているかという見地から2点ほど質問させていただきます

す。1点はスマートインターチェンジの調査や検討の進捗状況についてお伺いしたいと思います。スマートインターチェンジにつきましては災害時や緊急時の物流体制、医療緊急体制、観光面での利用、通勤圏の拡大、道路混雑解消対策、先だっの豪雪によるような時の交通路の確保、辰野町にとっては重要な多面的な効果が期待できる施設だと私は確信しております。既に伊那や駒ヶ根、諏訪地区でも声が挙がって取り組みが開始されております。辰野町でも早期の検討が必要と思われます。あの時に造っておけば良かったとこういうことのないように、ぜひ検討を十分され早期に取り組みられることを提案をしたいと思います。なお、9月の議会ではこの調査費等も計上されました。現在のへんまで進んでいるのかお聞きをして、質問を終わりたいと思います。進捗状況等についてお願いいたします。

○建設水道課長

それでは今までの流れについてご説明させていただきます。平成25年2月に長野県道路建設課と打ち合わせを行い、同3月にはネクスコ松本保全センター、飯田国道事務所と打ち合わせをさせていただきました。25年4月17日は安曇野の梓川スマートインターチェンジを視察を行いました。5月の29日には第1回幹事会、役場内においての横の連絡を取り合うための町内検討会を設立し、幹事の確認、幹事会の位置づけスマートインターチェンジの経緯について協議を行いました。7月26日には第2回の幹事会を行い長野県道路建設課、伊那建設事務所の担当によりスマートインターチェンジの全国的な状況、概要と整備効果の実例、スマートインターチェンジの設置の流れ等について説明を受けました。8月9日には第3回幹事会におきましてスマートインターチェンジ構想、レイアウト、概要、整備目的について検討を行い調査を行うための必要な調査費について補正予算を取り組むことを決定しました。それに基づきまして議会にご提案させていただきます。9月に調査業務を発注いたしまして現在調査中でございます。また10月には竜東地区の町議会議員、区長に計画の概要について説明を行いました。現在、計画調査、レイアウト図、交通量推計調査を行っております。先般一度、納品されましたがちょっとレイアウト図に不明な点がございましたので、現在修正を行っております。この納品がされれば幹事会や町で検討を行いまして先ほど言いました速やかな方向付けを進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○中谷（11番）

できるだけスキルアップして検討するよう要望いたします。以上で全質問を終了させていただきます。最後に産業振興による雇用拡大、税収向上対策、また道路は便利性の向上、広くは人口問題にも通じる重要な課題と考えます。当面の町の可及的速やかな取り組みを要望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長

進行いたします。質問順位12番、議席8番、永原良子議員。

【質問順位12番、議席8番、永原良子議員】

○永原（8番）

通告してあります3点について質問していきたいと思います。まず、福寿苑閉苑後の施設の活用について質問します。福寿苑は1992年5月に病院から自宅へすぐ退院するのではなく、在宅への復帰を支援する中間施設として措置制度による行政が決定する福祉サービスとして開苑いたしました。その当時、県下で町レベルで老人保健施設があるのは2箇所ぐらいで先進的な役割を果たしてきたと思います。その後、平成12年に介護保険制度が施行されてからは介護サービスで在宅への復帰を目標に心身の機能回復訓練をする施設として病気や障がいなどで自宅での生活が困難、または在宅への復帰が困難な高齢者の日常生活の介護をする施設として町民にとってはなくてはならない重要拠点施設として運営されてきました。その後、国の政策や時代の流れによって今年の秋に閉苑となります。そこで質問いたします。閉苑後の施設の活用方針はどうなっているか。また福寿苑は町にとってデイケアができる唯一の施設でしたが閉苑してしまった後、町としては通所デイケアをどう補っていくかお聞きします。

○福寿苑事務長

それでは永原議員の質問についてお答えいたします。閉苑後の施設の活用方針というご質問でございますが、これにつきましては閉苑後の活用につきましては福寿苑はですね開所以来22年になりますが、建物自体については鉄筋コンクリート造りで耐震構造になっておりますので、現在考えている活用利用方法につきましては福祉関係の施設としての利用を今、民間事業者で運営をしていただくようなことで模索をしている段階でございます。それから今、ケアプランの作成ができなくなるというようなことございますが、デイケアを今現在運営している施設については福寿苑以外に町内にはございません。がですね、近隣の市町村においては箕輪において「わかな」それから生協病院等デ

イケアをやっている施設がございますので、そちらの方での活用ができますのでケアプランの作成においても利用をしていただくようお願いをしたいと思います。またですね町内においてもですね、民間施設において理学療法士、それから作業療法士等を設置している施設もございますので、デイサービスの中でですね活用していただければ、そちらの利用もしていただければ、リハビリについては十分活用ができるのではないかとこのように思っております。それからですね病院においてもですね今後、在宅復帰支援サービスについて力を入れてですね、リハビリ治療に力を入れていきたいということですので、ぜひこれについては私の方からも積極的な推進をお願いをしていきたいと思っております。以上です。

○永原（８番）

今、答弁していただきまして本当に私のところにもケアマネージャーさんから通所のデイケアが今度、福寿苑がなくなる、閉苑になるとどうしようっていうか、ちょっと相談されたこともありますので、今いろいろ辰野病院でも積極的にそういう関係でもやってもらったり、町外、ちょっとは遠くなっちゃうんですけども町外もあったり、町内のデイサービスの中でやはりそういったリハビリもやっていただければ活用していてももらいたいと思います。次に福祉関係の複合施設としての活用についてですが、まず現在福寿苑の閉苑が決まってから町に何か業者とか問い合わせが来ているかお聞きします。

○福寿苑事務長

現在ですね、閉苑が決まったというようなことも新聞報道されましてその後ですね、福寿苑の方にですね、民間事業者から数件の問い合わせがあります。実際、現地に来ていただいて施設の中も見させていただいたりしておりますので、これにつきましては今後庁内の検討委員会等を立ち上げてありますので、その中で情報を提供し検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○永原（８番）

福寿苑はですね町にとっても財産でありますし、まだまだ耐久年数もありますので、ぜひ福祉関係の複合施設として私は活用していただきたいと思います。町としても福寿苑が特養になるっていうことでまだまだ町としての福祉、介護の方の残された課題もたくさんあると思いますので、特養が今度、北大出の方に平成会でできるんですけどもまだまだ辰野としても特養が不足していると思います。そういうこともありまして、福寿苑を福祉関係の施設としてリフォームしたりして活用していく考えでやってい

きたいと思います。また、今問い合わせが何社かあるっていうことでしたが、町内においても福祉事業者が何社もあり、町の福祉や介護に貢献してきていますのでそういう町の情報をもっとオープンにして情報を流し、意見を聞く場を今、庁舎内で多分検討委員会を設けていると思いますが、そういうオープンにして情報を流して要望を聞く場を設けていく考えがないか、懇談会とか利用委員会とか利用検討委員会、そういう場を設ける考えがないかお聞きします。

○福寿苑事務長

情報をオープンにしてもっと知らせていけということですが、これにつきましても今後検討をしていきたいと思っております。

○永原（８番）

ぜひ情報をオープンにして町内の業者にいろいろな意見を聞いて、町内の福祉関係の業者さんもいろいろ町の介護、福祉のために頑張っておられますので、いろいろな考えがあると思いますので、今後検討してそういった力を統合してよりよい福祉の方の複合施設をしていってほしいと思います。次にその閉苑後のその複合施設ですが施設運営の主体はどう考えているかお聞きします。

○福寿苑事務長

運営の主体でございますが、これはあくまでも民間事業者の方で運営をお願いをしたいというふうに考えております。

○永原（８番）

そうしますと、町が民間会社に指定管理するとかそうじゃなくて民間会社に全て任せるっていうことでしょうか。

○福寿苑事務長

はい、そのとおりでございますが、あくまでも公営とは切り離して運営管理の方は民間で全て実施をしてもらうという今の段階では考えを持っております。

○永原（８番）

私としてはできたら町がやって指定管理みたいな方向を取って行っていただきたいと思いますが、今後検討していってほしいと思います。

次の質問にいきます。消防団、奉仕団の活動見直しについてですが、この質問で消防団についてはですね、昨日今日と堀内議員、成瀬議員が質問しましたので私の方は日本赤十字奉仕団について質問させていただきます。いくつか項目が分かれています、ま

とめて質問していきたいと思います。現在の辰野町の日赤奉仕団は昭和23年に設立をされ日本赤十字社奉仕団規則の趣旨に基づいて活発な活動が行われてきました。この間、幾度かの火災や水害などの際に、時と場所を選ばず行なわれてきた炊き出しや救護など、また救急法だけではなくて、災害時高齢者支援講習会、健康生活支援講習会、幼児安全法講習会など、時代の流れに沿って防災意識が高まっている中、さまざまな奉仕団の年間計画の活動も行われてきて日々の幹部の方々含め、団員の皆さんたちも本当によくやっけていただいていることは心から敬意を表するものであります。こうした奉仕団活動により地域社会の福利増進に大きく貢献をしてくる奉仕団ではありますけれども、現在社会情勢で共働きの増加や、仕事の忙しさ、仕事の体系の変化、核家族が増えていることなど、地域の社会が大きく変化する中で他の任意団体と同様、奉仕団もまた見直すところは見直しをして、新たな発展を目指していく時期だと思ひます。日赤奉仕団と町との関係は日本赤十字社辰野町分区長である町長が長野県支部長である県知事に委員長、副委員長の委嘱を申請すること。町の予算で日赤奉仕団費として26年度一般財源から約319万円弱を予算措置して事務局を保健福祉課に置いています。奉仕団規約の趣旨から奉仕団活動のあり方については奉仕団の決議機関である委員会において議論されることで、その自主性は尊重されなければならないと思ひています。こうした立場を基本としながら分区長として事実上、辰野町における日赤奉仕団活動の責任者である町長に具体的な質問をします。まず、組織運営、活動内容の改善点についてであります。この間、少くない奉仕団経験者や現団員から、1つ「奉仕団と合同の規律訓練、とりわけ覧閲を廃止してほしい」2番目としまして各分団の定数、特に農村部などの分団定数の見直しをして長期間の入団、長い所では1期で5年もやるっていう所があります。入団やあと高年齢での再入団、一旦部長までやっても、また新たに人がいないってことで「60歳過ぎても普通の団員に入団ってことは避けてほしい」3番目としては「奉仕団活動はむしろ地域における活動を重視して平日の昼間における有事にも万全を期してもらいたい」などなどの声が私の所に寄せられています。こうした声に対して以前団服議論で見られたように組織内でも一定の議論と改革も行われてきたようですが、今後更に奉仕団活動の発展を図るために、まず1には地域の自主防災組織の中に、あるいは現在それを進めている所ではその過程で奉仕団の新たな位置づけを自主防災組織の救護、炊き出し、給水活動の中の中核として活動を展開していくこと。具体的には県下でも一部の地域奉仕団で取り組んでいるように、定年退職者や消防団のOBの男性の入団など

で再組織化などによって組織を再編成するとともに、小型消化ポンプの訓練や野外における炊き出し訓練、救護訓練などのより実践的な訓練を地域住民の模範となって活動していくという活動方針を持っていくこと。2つ目には本部の活動としては団員全員を招集しての訓練や式典は極力縮小して、分団を基礎に地域活動への指導援助を主にしていくことだと考えます。これらの活動によって、地域自主防災組織の中で中心を担う活動が展開できると思います。特にこれから災害が起きた場合に災害支援センターの中でリーダーシップを取って行ってもらいたいと思います。これらの活動によって現団員の心身両面の負担感も軽減されてくるのではないかと思います。これらの点に関して、分区長として奉仕団委員会との率直な協議を進めるお考えがないか町長の意見をお伺いいたします。

○町 長

永原議員さんにお答えをしたいと思います。奉仕団の皆さん方、本当にご苦労いただいて活動していただいているということで、大変感謝をしているところであります。定数のお話が出ましたけれども、10年前は330人であったものが今年度は305人ということで25人の減員になっておるわけでありましてけれども、そういったことで地域の実情ですとか、そういったことがありましてそれぞれ見直し等も行われているわけでありましてけれども、今議員さんの言われました根本的な考え方ですとか活動の方向、そういったこともこんな話が出たとそういうようなことも含めて検討をしていただいて少しでも負担軽減ですとか、そういったふうなことに向けて考えていただければとこんなふうに思っています。ただ、活動そのものができなくなる。人数もありますので、少なければ良いというものでもございません。ある程度の人数がなければ活動ができないということもありますので、地域のまた見直しですとかそういったものにも絡んでくるかもしれませんし、いろいろあると思いますので事務局の方でまた、このところでまた役員さん代わるわけでありまして、そういった議論もしていただく中で段々にどんな方向が良いかっていうことを決めていければなど、こんなふうに思っています。内容については、もし担当の方であればお答えをしていただきたいと思います。

○永原（8番）

私もですね先日、宮木の町政懇談会に出席した時にやはり町民の方々から今いろんな役が回ってくる中で本当に人口も減ってきていますし、地域で若い人もちょっと減ってきている。そうした中、人口が減って世帯数が減って、高齢化が進んでいる中で実際に

いくつか役が回ってくる中で奉仕団の役員さんを団員を決めるのも本当に大変で、苦慮している現実があるってということで町政懇談会でも出ていました。本当に先ほども言いましたけれども長い所では任期が5年、それで5年やってもまた何年かしてくると60過ぎても回ってきて入団する。中にはなかなか人がいないので「役を受けていただけるのなら名前だけで受けていただけないか」って言われる場合もあるってということで本当に受け手がない。地域になかなか若い人がいないってということで苦慮しているみたいです。本当に今まで、消防団と両輪で一所懸命地域を守る防災団代として博愛の精神の下、人道的な諸活動を担ってきた奉仕団で今まで培われてきたことを変えていくのはなかなか難しいと思いますが、やっぱり一番大事なことはこれから大きな災害も必ず起きると思うんですけども、そういう時に実際に実践的に動ける活動の訓練をしていくことが大事じゃないかなと思います。私も奉仕団をやった時に災害時の実際の避難所で活動してきた諏訪日赤の講習会を受けたんですけども、避難所の運営ってということは本当に私もよく知らなかったんですけども、その講習会を受けてとても訓練になりました。立派なマニュアルがあったとしても何回か訓練をしていかないと、いざという時になかなか人ってというのは動けないと思いますので、訓練というものは本当に大事だと思います。その中でやっぱり時代に即した奉仕団というものが、大事ではないかなと思います。特に先ほども言いましたけれども、避難所運営でのリーダーシップをとっていくことが私は奉仕団の皆さんの活動の中でもこれからは大事になっていくんじゃないかなと思いますので、ぜひ「さあ」ってさあって変えるってことはなかなか今まで培われた団体ですので大変だと思いますけれども、今後そういう委員会の中とかでもぜひ検討委員会みたいなものを立ち上げてやっていっていただきたいと思いますが、その検討委員会みたいなものを立ち上げてやっていくっていう考えはないか、再度お聞きします。

○議長

一般質問の途中ですが、本日は東日本大震災の三周年追悼の日です。震災で犠牲になられた皆様のご冥福をお祈りし、一分間の黙祷を捧げますので、ここで暫時休憩といたします。そのまま、しばらくお待ちください。

○議会事務局長

それでは全員の皆さん、ご起立ください。黙祷。

(黙祷)

○議会事務局長

お直りください。

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

○町長

先ほどのお話の中でですね、永原さん、宮木でそういふうだっというお話を今されておりました。人口の一番多い宮木で団員が確保できないって、こういうことになりますとちょっと離れた所でその高齢者の方だとか、高齢者っていうんですかね、歳取った人やいろんな人たちまで動員しないと、その組織そのものが維持できないという状況である中で一律そういうふうなことができれば非常に良いわけでありますけれども、そういうことになるとその地域ではもう活動ができない。団員がもう、適格者がいないんだ、そういうふうなことになっていくわけでありまして、なかなか人口っていうんですか人口のピラミッドっていうんですかね、構造の中身によっても非常に変わってくる場所がありましたので、よくそこらへんのところはそれぞれの地域の皆さん方とその地区にあった方法を考えてっていかないと活動、そのものができなくなる、こういうことになろうかと思しますので、ちょっとそこらへんのところをやっぱ地域で活動している皆さん方とか、役員の皆さんとかいろんな方たちと相談をしていくっていうことがやっぱ大事な、こんなふうに思っています。今の改めての答弁の話とちょっと違いますので、いりませんでしたけれどもそんなことでちょっと今、思いましたのでお願いをしたいと思います。

○保健福祉課長

組織の見直しと言いますか人員のですね数の関係だと思えますけれども、今、町長申し上げたとおりですね、まずは地域の実情をですね見極めていただいてですね検討していきたいというふうに考えております。検討委員会をですね設けるか設けないかちょっとまた考えさせていただきます。それで奉仕団へのですね、2番目のご質問に男性の入団というようなご質問がありましたけれども、確かに各分団の役員さんはですね次年度の役員集めに大変苦慮されていてですね、大変申し訳なく思っているところでございます。ちなみにですね男性入団というお話がありましたので、県内のですね奉仕団の状況をちょっとお話をさせていただきます。県全体ではですね男性会員の方が多くなっています。それで昨年3月の状態でありますけれども長野県のですね団員数3万3,977人の

うちですね男性が6,763人入っております。近隣を見ますとですね、上伊那では伊那、飯島、中川、辰野以外においてはですね男性の団員が所属しております。また諏訪郡内はですね女性より男性会員の方が多いという、そういった実情もあります。そういったことではありますので、辰野町としてもですね今後検討はしていきたいと思っております。それから地区の活動と言いますか、そういったことについてもですね、実態にあった訓練等はですねこれからも続けていきたいと思っております。ただ、奉仕団のですね責務の中にですねいくつかやるべきことがあるものですから、この点についてはですね、少し検討と言いますかですねもう1回ですね練りなおさなきゃいけないかなと思っております。いづれにしてもですね、災害時における救護ですとか炊き出し、町議さんがおっしゃったようなですね高齢者宅への友愛訪問ですとか、健康生活支援講習等々、本当に多くの活動をしていただいております。今後ですね、分団長会等にですね私も事務局でありますので、その会議においてですね検討していきたいというふうに考えております。

○永原（8番）

そうですね、やっぱり私もちょっと調べたところでは駒ヶ根とか下諏訪とか塩尻とか男性の人がもう奉仕団長になってやっているっていう所も数あると思います。特に災害時なんかは寝たきりの人とか体の不自由な人を非難誘導する時に、やっぱり力もいることですので、そういうことも含めて男性にもこちらに入ってもらって非難、まずは逃げるっていうことですので非難誘導にも力を注いでもらいたいと思います。なかなかずっと長年やってきたことを変更したり、見直すっていうことは時間のかかることですし、いろいろな人の意見を聞いたり、今町長がおっしゃったように地域の方とか現場の方とかそういう方の意見も加味しながらそういう時間をかけて変更して、変更っていうかよりよい防災に強い町に備わった奉仕団になってっていただきたいと思います。次に質問をします。

町が管理する橋梁等の保全計画について質問します2012年12月に笹子トンネル天井板落下事故が起き9人もの尊い命が奪われました。悲惨な事故でした。二度とあってはならない事故です。町内でも老朽化が進んでいる橋梁等などがあります。町でも長寿命化修繕計画を作成して動いていると思います。また、監査委員さんからも町内のインフラに対する長寿命化の計画策定が担当課において多く見受けられたが、笹子トンネル事故に見られたような経年劣化で起こる事故や、災害を未然に防ぐために早急な保全計画を

立て、施行に移していただきたいと所見要望で指摘がありました。そこで質問します。現在、町が管理責任を負っている橋梁等の保全計画と具体的な実施計画はどうなっているかお聞きします。

○建設水道課長

それでは現在の状況について解答させていただきます。橋梁における計画的な維持管理を行い効率的に修繕を行い、修繕コストの削減、将来的な財源負担の軽減や標準化を目的に辰野町では平成21年度に町が管理する橋梁 308 橋ございます、を点検いたしました。点検結果に基づき橋長15メートル以上の橋、41橋のうち8橋につきまして橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。8橋のこの橋につきましてですが現在修繕計画により緊急度の高い橋梁から補修工事を実施しており、平成24年度には中央道に架かる4橋、越戸橋、荒神山橋、川向橋、赤羽橋について橋面舗装による補修工事を行いました。続けて平成25年度、中日本高速道路株式会社に工事委託を行いコンクリートの剥離対策工事を現在実施中のところでございます。この策定から5年後、来年度26年度は経過するものでございますので本年度、緊急雇用創出事業を活用して長野県橋梁点検マニュアルにより定期点検を実施し平成26年度、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行います。高度成長期に集中的に造られ豊かな道路環境が手に入りましたが、先ほどお話がありましたように中央道笹子トンネル天井板崩落事故等から舗装や道路案内板、土工、構造物、盛土ですね、それからブロック積等の構造物の安全を確保しなければなりません。ということで国はこの3月公布、7月施行というこ形の中において道路法の改正により道路の維持管理、または修繕に関する技術的基準を定め知識及び技能を有するものが近接目視により5年に1度点検を行うものとし、市町村にメンテナンスサイクルを義務付け、明確化するものでございます。町はこうした背景を受け、町も道路ストック総点検を26年度に行う予定でございます。安全安心な道路保全に努め維持をしていきたいと思っております。以上でございます。

○永原（8番）

長寿命化修繕計画、町でもきちんと立てていただいているみたいで計画を立てて点検して修繕計画策定、その後実施っていうことになっていってやっていると思いますので、ぜひ本当に今の答弁の中にもありましたけど高度成長期にたくさんいろいろ建てたものが、造ったものが段々経年劣化でいろんな所にヒビができたりしてきて危険性もあると思いますので、今後実施計画に伴ってやっていただきたいと思っております。以上で質問

を終わります。

○議長

以上で一般質問は、全部終了いたしました。本日の会議は、これにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

9. 散会の時期

3月11日 午後 14時58分 散会